

**中間標準レイアウト協議事業者の意見及び
当該意見の対応内容一覧**

協議事業者からの意見及び対応内容(00_業務共通)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	データ項目一覧	その他	個人番号の桁数が業務によってバラバラなので統一した方が良い。	属性の見直しを行い、統一いたします。	仕様(案)修正 【修正】
2	実施方法	-	今回は時間的な制約もあり、個々の項目の属性(データ型・桁数・必須/任意の区分等)について、十分な確認ができておりません。特に、必須/任意については、他項目のデータ内容によっては必須となる場合がある項目もあると想定されること、また事業者のシステムによっては必須・任意の考え方が異なる項目もあることが想定されるため、慎重に精査する必要があると考えます。	ご指摘の通りですので、修正可能な限り、精査し修正を行います。	仕様(案)修正 【修正】
3		-	送付先情報、口座情報、連絡先情報などは、使用する業務の識別が可能であれば、業務によらず共通的なデータレイアウトで管理できる情報であると考えます。左記の対象業務の一覧にある「0.業務共通」内で定義するファイルとするなどの検討をお願いします。	全体的方針としましては、業務システムの移行では業務単体での移行を前提と考え、各業務システム毎にデータ項目を準備する考え方としておりますので、一元管理する方法はとっておりません。	回答のみ
4		-	ある条件のもとで必須である場合には△等の表示に変えないとチェックプログラムを作成した場合に、軒並みデータエラーとなる恐れがあります。	基本的には、条件付必須は空白とする方針で対応いたします。	回答のみ
5		-	日付、番号のデータ型が業務によってバラバラなので統一した方が良い。	属性の見直しを行い、統一いたします。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(01_住民基本台帳)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	移行ファイル構成	追加	公的個人認証の申請管理情報については成年被後見人やDVの情報と同様にデータの特性上取扱いを配慮し、移行の対象とせず個別の対応とする(業務固有の作成ルール参照)という認識でよろしいでしょうか？	ご指摘の通りです。	回答のみ
2		追加	住居表示証明書については実施時点における住民の住民記録情報および、更正前後の住所情報および更正事由を記載します。住基ファイルと別途住居表示データファイルの移行が必要と思われるます。	住基ファイルに対して別途、別途住居表示データファイルを用意するのではなく、現行のデータ項目(備考と履歴)で管理できると考えているため、項目の追加は行いません。	回答のみ
3	データ項目一覧	追加	1-48現住所方書について住所方書については自治体個別を前提に、コード化した方が利便性が高く、移行作業の効率化が図れるものと思われるます。	方書のコードにつきましては、自治体により独自性が高いと思われるますので、独自領域の項目で個別調整と考えるため、項目の追加は行いません。	回答のみ
4		不明	郵便番号につきまして、選挙人名簿のレイアウト等と設定方法が異なります。統一の検討をお願いします。	APPLICの項目セット辞書の内容と一致させるように見直します。	仕様(案)修正 【修正】
5		不明	■1-127国籍コード コード定義がありません。 法務省定義のコードという認識ですが、参照先としてお示すべきではないでしょうか。	ご指摘の内容を踏まえ、国籍コードを定義し、コード構成表とコード一覧表に追加します。	仕様(案)修正 【追加】
6		不明	■1-129第30条45規定区分 コード定義がありません。 法務省定義のコードという認識ですが、参照先としてお示すべきではないでしょうか。	ご指摘の内容を踏まえ、第30条45規定区分コードを定義し、コード構成表とコード一覧表に追加します。	仕様(案)修正 【追加】
7		不明	■1-131在留資格コード 在留資格コードにつきまして定義がありません。 法務省定義のコードという認識ですが、参照先としてお示すべきではないでしょうか。	ご指摘の内容を踏まえ、在留資格コードを定義し、コード構成表とコード一覧表に追加します。	仕様(案)修正 【追加】
8		追加	■1-119備考欄について 1異動単位で、最大2履歴としているが、運用上3履歴もあり得えます。 また、システム移行時を考慮すると、住民票帳票単位で考慮し、改製単位の履歴を全て保持すべきではないでしょうか？	今回の仕様では、1異動で1履歴、改製がある場合は2履歴使用することを想定しております。3履歴必要とされる用途が想定できませんが、仮に3履歴を使用する運用をされている場合でも、標準的な使用方法と考えるのは困難と思いますので、変更はいたしません。 システム移行時の考慮については、通常の運用とは異なりますので、今回は考慮していません。	回答のみ
9		変更	■1-12氏名フリガナ 外国人住民においてはアルファベット氏名が設定されることがあり、その場合のフリガナについては不明である事が考えられます。 したがって必須項目ではないと考えます。	フリガナは、システムで検索する場合に必要と考えています。よって、外国人住民の場合は、アルファベットを設定することを想定しているため、必須項目のままとさせていただきます。	回答のみ
10		変更	■1-23宛名氏名 「通称氏名、併記氏名、外登法併記名の中から優先的に使用する氏名」とありますが、フラグで各データ項目を示す方が移行時においてデータの整合性が図りやすいのではないのでしょうか？	説明文に「優先的」と記載しており、使い方が不明瞭になっておりましたので「優先的」という言葉を削除し「通称氏名、併記氏名、外登法併記名の中で使用する氏名」と修正します。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(01_住民基本台帳)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
11		変更	■1-38世帯主氏名 養護施設児童や死亡などによる世帯主なし世帯を考慮すると空白(未設定)の場合があり、必須項目は妥当ではないのではないのでしょうか？	養護施設児童や死亡などによる世帯主なし世帯の状態は、通常発生している状態ではないと思いますので、データ項目は必須で問題ないと考えます。運用上、空白にする必要がある場合は、個別対応として任意項目に変更いただけたらよいと考えます。	回答のみ
12		変更	■1-70転出先区分 住民票の記載様式を考慮した場合、転出予定先住所と確定先住所についてはフラグ値ではなく、別個の住所文字列でセットするべきではないのでしょうか？	ご指摘の内容は、転出先住所と実定地住所の項目で管理できていると考えています。	回答のみ
13		追加	空き住民票コードファイルについて、CSより取得した日付や、現在の使用状況を把握するための附番先の識別番号を管理項目として保持したほうがよい。	移行データは、コードとしての管理を想定しています。但し、空き住民票コードファイルに独自領域の項目を追加し、当該項目で個別調整が可能ないように修正します。	仕様(案)修正 【追加】
14		不明	【項目名】 住基ファイル 外国人登録法に基づく住民情報を保有する必要がある場合、住基ファイルとして移行するか、住登外ファイルとして移行するか。 地方税法第二百九十四条三項によって課税した場合の課税根拠などとして必要と考えられる。(当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。)	外国人登録法に基づく住民情報を保有する必要がある場合、住基ファイルとして移行します。但し、短期滞在者は住登外で管理します(住登外管理の「業務固有の作成ルール」の通り)。	回答のみ
15		不明	【項目名】 住基ファイル No.10 氏名 【理由】 外国人住民にかかる当該項目については、ローマ字記載の氏名を記載するのか。また、ローマ字記載の氏名が住民基本台帳に記載のない場合、何の値を設定するのか。 ※外国人氏名を設定する際の具体例を明示いただきたい。 なお、姓と名を分離できない外国人住民にかかる本名を設定することが可能になるようにする必要がある。	氏名項目には、欧米等の氏名については、ローマ字を記載することを想定しています。ミドルネーム等が必要な場合は、氏名項目にスペース区切りで入力することが可能です。 ローマ字記載のない外国人及び具体例につきましては、中国、韓国人の氏名等、記入方法が非常に多岐にわたるため、詳細は改正住基法を参照くださいますようお願いいたします。	回答のみ
16		不明	【項目名】 住基ファイル No.20 外登法併記名 【理由】 当該項目の意味を明示いただきたい(外国人登録時代のアルファベット氏名にかかる方カナ併記名のことを指すのか)	外登法併記名は、外国人登録時代のアルファベット氏名にかかるカタカナ併記名に該当します。	回答のみ
17		削除	【項目名】 住基ファイル No.41、42 世帯主氏名(通称氏名、通称フリガナ) 【理由】 世帯主名として、世帯主の通称についての記載は不要とされているため。 (住民基本台帳事務処理要領 第2(住民基本台帳)-1(住民票)-エ(世帯主)-(ウ))	通称名の扱いにつきましては、団体ごとの独自運用にて使用されている場合があり、任意項目として設けているため、削除は行いません。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(01_住民基本台帳)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
18		不明	【項目名】 住基ファイル No.52 前住所 【理由】 住民基本台帳の前住所とのことであるが、住民票に記載される前住所が記載されると解してよいか。 (一律に転居前住所が設定されないと解してよいか)	ご指摘の内容を想定しています。	回答のみ
19		追加	住民票の各項目は複数行の記載が可能であるが、当該データが何行目に記載されるかの情報の提供を受けるための項目が必要。	記載順は、履歴順に従うことを考えています。 必要な場合は、独自領域の項目で調整願います。	回答のみ
20		追加	使用済み住民票コードの提供および、使用済み・未使用区分の情報の提供を受けるための項目が必要。 (住民基本台帳法第30条の2 3項、第30条の3 4項にかかる事務の通知書作成時の情報として必要)	左記の項目は、移行としては考えておりませんが、空き住民票コードファイルに独自領域の項目を追加しますので、当該項目で個別調整可能と考えます。	仕様(案)修正 【修正】
21		変更	【項目名】 通称名の履歴ファイル No.7 記載市区町村名 通称名の履歴ファイル No.10 削除市区町村名 【理由】 既存住基システム改造仕様書(インタフェース編)において、転出証明書情報送信インタフェースにおいて当該項目は市町村コードで通知することとしている。そのため、当該項目においては市区町村名ではなく市町村コードを設定するようにした方がよい。	ご指摘の通り、通称名の履歴ファイルに、市町村コードを追加します。 桁数は余裕を持たせ10桁とします。	仕様(案)修正 【追加】
22		追加	【項目名】 住基ファイル 【理由】 住民基本台帳事務処理要領 第2(住民基本台帳)ー5(住民票の改製および再製)ーイ に例示されている、改製の事由およびその年月日の提供を受けるための項目が必要。 (「〇年〇月〇日改製」を設定する項目がない)	左記の内容につきましては、備考への記載と考えているため、項目の追加は行いません。	回答のみ
23		削除	【項目名】 個別事項(国民年金)ファイル 【理由】 国民年金業務側で世帯番号は、管理しておらず、他の項目で資格有無の判断が可能であるため。	自治体業務アプリケーション標準仕様に合わせており、また任意項目としておりますので、削除しなくても問題ないと考えています。	回答のみ
24		削除	【項目名】 個別事項(児童手当)ファイル 2. 児童手当設定番号 5. 児童手当制度コード 14. 現況届提出日～16. 支払年月日 19. 改定届区分～21. 額改定事由日本語 25. 非支給年月日～34. 支給額 【理由】 上記については、管理しておらず、他の項目で資格有無の判断が可能であるため。	自治体業務アプリケーション標準仕様に合わせており、また任意項目としておりますので、削除しなくても問題ないと考えています。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(01_住民基本台帳)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
25		削除	【項目名】 個別事項(介護保険資格・高額給付)ファイル 4. 認定区分～7. 認定期間終了日 12. 前回要介護認定区分～18. 高額介護サービス費 【理由】 上記に関しては管理しておらず、他の項目で資格有無の判断が可能であるため。	自治体業務アプリケーション標準仕様に合わせており、また任意項目としておりますので、削除しなくても問題ないと考えています。	回答のみ
26		追加	住基法改正以降、英字圏のカタカナが印鑑登録される場合に、カタカナ併記名を住民票の備考欄に表記した上で印鑑登録が可能という認識でございます。カタカナ併記名のデータ項目が必要と考えます。	左記は、項目「通称名カタカナ」に相当する項目で管理できると考えます。	回答のみ
27		変更	① 行政区コード、自治会(隣組)コード、町村会コード、小学校区コード、中学校区コード、投票区コードなど、桁数を拡張することは可能ですか。	ご指摘をいただいた各データ項目について、他業務との横並びをチェックを行い、行政区コードについては桁数を6桁に統一することで、以下のファイルを修正しました。 ・選挙人名簿管理…選挙人名簿情報ファイル、農業選挙人名簿情報ファイル、海区選挙人名簿情報ファイル(5→6桁) ・固定資産税…業務別送付先情報ファイル(4→6桁) ・個人住民税…納税義務者情報ファイル、業務別送付先情報ファイル(4→6桁) ・法人住民税…業務別送付先情報ファイル(4→6桁) ・軽自動車税…業務別送付先情報ファイル(4→6桁) ・子ども手当…子ども手当送付先情報ファイル(4→6桁) ・生活保護…宛名情報ファイル(12→6桁)(※他業務との整合性を考慮し、6桁に統一しました。)	仕様(案)修正 【修正】
28		変更	② 住民票に記載する必要はないが、最終住居地情報を追加することは可能ですか。	独自領域を使用することで個別調整が可能と考えます。	回答のみ
29		変更	③ 外国人住民となった情報と同様に、外国人の住所を定めた情報を追加することは可能ですか。	独自領域を使用することで個別調整が可能と考えます。	回答のみ
30		追加	データ項目一覧に「通称住所」に関する項目がありませんが、管理対象ではないのでしょうか？	「通称住所」は法令等で規定されたものではなく、運用も団体ごとにまちまちであるため、標準化対象としていません。	回答のみ
31		追加	住基ファイル)未届転入の際、前住所はどこの項目に該当するのでしょうか？	未届の場合の運用は、各自自治体ごとに異なる可能性があるため、独自領域を使用することで調整することを想定しています。	回答のみ
32		追加	住基ファイル)転入前・転出先の世帯主名は管理対象外なのでしょうか？	任意項目として持たせています。	回答のみ
33		追加	空き住民票コードファイルに使用者識別番号もしくは使用区分等が必要ではないでしょうか。現状のレイアウトでは当該住民票コードが使用済みか否かの判断ができないのではと考えます。	移行としてはコードの管理とします。但し、空き住民票コードファイルに独自領域の項目を追加しますので、当該項目で個別調整可能とします。(No.13と同様)	回答のみ
34		追加	住基ファイルでは転出先区分にて転出予定か転出確定か管理されていますが、転出先住所と転出確定住所は別に管理したほうがよいのではないのでしょうか。転出確定してしまうと転出時の住所が分からなくなってしまいます。	転出確定した場合の転出時の住所は実定地住所で管理可能ですので、転出確定した場合でも、転出時の住所はそのまま残る仕様としています。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(01_住民基本台帳)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
35		追加	住基ファイルでは未届転入かどうかを判断する項目がないように見受けられます。未届区分等を追加したほうがいいのではないのでしょうか。	未届の運用はまちまちであると思われるため、項目を持たせておりません。どうしても必要な場合は、「独自領域」で調整頂くことを想定しています。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(02_印鑑登録)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	移行ファイル構成	変更	ファイルの関連について、「印鑑管理番号」と「印影履歴番号」の2点で処理していますが、「印鑑管理番号」と「印影履歴番号」と「個人番号」の3点で処理した方が良く考えます。	ご指摘の通り、移行ファイル関連図に「識別番号」を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
2	データ項目一覧	削除	「個人履歴番号」は住民基本台帳で管理するため、印鑑登録システムには必要ないと考えます。	ご指摘の通り、「個人履歴番号」を削除しました。	仕様(案)修正 【削除】
3		追加	印鑑登録情報ファイルについて、業務固有の作成ルールに制限事項としての記載があるが、印影データをデータ項目とするのであれば、標準的なデータ形式、圧縮形式の規定と、データコンバートに必要となる印影データの属性情報(データ形式、圧縮形式、解像度、サイズ等)の追加が必要となるのではないかと考えます。	標準的なデータ形式、圧縮形式の規定と、データコンバートに必要となる印影データの属性情報(データ形式、圧縮形式、解像度、サイズ等)については、データ項目として持つべきものではなく、移行仕様として規定すべき事項と考えております。	回答のみ
4	不明	不明	【項目名】 No. 4 印鑑番号 【質問・意見】 項目説明の中に、『状態区分が「4: 回答待ち」以外の場合は必須』とあります。「4: 回答待ち」状態 = 照会中データであると認識しておりますが、 ① 当該区分状態にあるデータについては、印鑑登録番号には何も格納されないという想定でしょうか。 また、弊社システムでは印鑑登録照会中データに対して、仮印鑑登録番号(通常では割り振られることのない番号)を付番し、回答入力の際に正規の印鑑登録番号を付番しております。 ② 照会中データを移行する場合、印鑑登録番号に番号が入っていても、問題ないような仕様が望ましいと考えます。 印鑑番号については、個人に対して割り振られるユニークな番号であることから、必須項目としても問題ないと考えます、ご検討、ご回答をお願い致します。	照会中の場合も印鑑登録番号を必須とすべきではないかと、のご指摘については、照会中の場合には印鑑登録番号を設定しない(空白)のシステムも存在することから任意項目としております。 移行先システムが照会中も印鑑登録番号(仮番号)を付番する仕様である場合には、もちろん印鑑登録番号を格納いただいて問題ないと考えます。	回答のみ
5		不明	印鑑登録データに対し、材質や本人確認コードの誤入力等、住民の届出を伴わない、職員権限を用いた修正を行った場合、その修正を実施した日付はどの項目に反映される想定としておりますか。弊社システムでは、職権修正を行った場合、修正前最新データを履歴データとして保持し、別途設けられている『修正日』『修正事由』項目に対して更新を行い、それ以外の項目については修正前最新データを保持した形で新規に最新データを起こします。 修正日付が反映されない場合、いつ修正を行ったかの履歴がわかりません。新規項目追加のご検討含め、ご回答をお願い致します。 (追加例:『修正年月日』『修正事由(該当コード51~54)』)	修正の場合には、届出年月日に修正の処理を行った日付が格納され、異動事由に「51~54」のコードが格納される仕様となっております。	回答のみ
6	追加	データ項目一覧表の中に、「登録年月日」があります。印鑑登録が登録された日付が入る項目で、印鑑登録が廃止された場合、「抹消年月日」に廃止された日付が入ると認識しております。 同様に、印鑑登録証明書の発行停止が行われた場合、「停止年月日」に停止された日付が入ると捉えますが、発行停止解除が行われた場合、「停止解除年月日」のように、停止解除が行われた日付はどこかに入らないのでしょうか。同様に、「停止解除事由」のような項目はないのでしょうか。 新規項目追加ご検討含め、ご回答をお願い致します。	発行停止が行われた日付は、届出年月日に格納されます。(ただし、その後異動があった場合、本項目は上書きされます) 発行停止解除年月日と事由の管理につきましては、解除中や解除後の運用方法まで含めて考えると、標準化は困難と判断し、対象外としています。	回答のみ	

協議事業者からの意見及び対応内容(02_印鑑登録)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
7		追加	データ項目一覧の中に、どのデータが最新であるかを明確に判断するような項目がありません。印鑑履歴番号の大小が一応の判断材料となり得そうですが、住基データとの紐付けを容易にするためにも、「履歴管理番号(仮名)」のような、最新データと履歴データを判別するコード系列が必要ではないかと考えます。新規追加項目のご検討をお願い致します。	印鑑履歴番号で最新データの判断は可能と考えております。	回答のみ
8		不明	成年被後見人の管理方法について、データ項目一覧やコード一覧を参考にしても、不明確でした。詳細な説明、ご回答をお願い致します。	状態区分コード「5: 交付制限」が成年被後見人を表すコードとなります。	回答のみ
9		不明	印鑑登録証明書の証明書発行の可能・不可能の判定は、どの項目を用いて判断する思想ですか。弊社システムでは、『証明書発行区分』という項目を設けており、発行可であるか不可であるかの二択の判断を、単純且つ確実・明確に行っております。(証明書発行区分は、行われた異動の事由、印鑑の登録状態や、住基から連携して送られた転出の予定日等を基に判断しております。)	項目「状態区分」が「3: 発行停止」の場合、発行不可の扱いとなります。	回答のみ
10		不明	『抹消事由』や『停止事由』項目は存在するが、『登録事由』項目が存在しないのはなぜですか。前述2つの事由と同様な形で、該当コード1～3にて存在すべきと考えます。 項目追加含め、ご検討、ご回答お願い致します。	ご指摘の通り、項目「登録事由」を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
11		追加	保証人による印鑑登録の際、身元確認を行った保証人の個人番号(識別番号)を管理する必要があると思いますが、移行対象ではないのでしょうか？	ご指摘の通り、保証人の識別番号を任意項目として追加します。	仕様(案)修正 【追加】
12		削除	印鑑登録情報ファイルに印鑑管理番号とありますが、不要ではないでしょうか。印鑑番号自体が自治体内で一意的番号となるので不要かと思えます。	印鑑の番号としては、「印鑑管理番号」と「印鑑登録番号」がありますが、「印鑑管理番号」はシステム的に管理するための番号であり、「印鑑登録番号」は職員の目に触れる管理番号になります。二つの番号を持つことで、一度廃止された印鑑登録番号の再利用が可能であるといったような、柔軟な運用に対応可能であるため、二つの番号を備えています。	回答のみ
13		不明	印鑑登録情報ファイルに個人履歴番号とありますが、どういった用途での項目か不明です。詳細項目説明を開示願います。	別のご指摘として「個人履歴番号」は住民基本台帳で管理するため、印鑑登録側では不要とのご指摘をいただきましたので、当該項目は削除いたしました。	仕様(案)修正 【削除】
14		変更	印影登録情報ファイルに印鑑管理番号とありますが、印鑑番号に変更したほうが良いのではないのでしょうか。	廃止された印鑑登録番号の再利用を行っている団体様もおりますので、印鑑登録番号とは別に印鑑管理番号を持っております。	回答のみ
15	コード一覧	削除	項目[印鑑材質コード]について、印鑑登録の目的に印影の管理であり、印鑑自体の材質などは必要ないのではないかと考えます。	印鑑の材質については、確かにご指摘の通り印鑑登録事務における必須項目ではありませんが、窓口業務において、住民からの依頼で現物確認の手がかりとして活用されることも想定し、任意項目として項目を保有しております。	回答のみ
16		追加	項目[本人確認コード]について、自治体により確認可能な書類が多いところがあり、追加した方が良いと考えます。(例:クレジットカード、学生証など)	本人確認書類については、自治体様により種類や区分が異なりますので、個別案件でコードの加除を行っていただくことを想定しております。(本仕様のコードは例と考えております)	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(02_印鑑登録)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
17		削除	項目[本人確認コード]について、“運転免許証”と“原動機付き自転車運転免許証”を分ける必要はないと考えます。“運転免許証”に統一して良いと考えています。	ご指摘の通り、例示として挙げている“原動機付き自転車運転免許証”は不適切であったため、“運転免許証”に統一します。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(03_住登外管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	中間標準レイアウト仕様(案)の前提(業務固有の作成ルール)	変更	「納税管理人、共有者、送付先は各業務側で管理する」「口座登録区分別に口座は各々一つとする。同一口座登録区分で複数口座を管理する場合は、業務側で考慮する。」とありますが、口座も税目や科目ごとに登録する必要があるため、各業務側での管理として住登外の情報から削除すべきと考えます。	全体的方針としましては、業務システムの移行では業務単体での移行を前提と考え、各業務システム毎にデータ項目を準備する考え方としておりますが、住登外にて一部重複して情報を持つ(参照用データとしての位置づけ)仕様で、今回の成果物としては問題ないと考えております。	回答のみ
2		変更	「納税管理人、共有者、送付先は各業務側で管理する」について、共有者は住民記録には登録できない点、固定や農家台帳などいくつかの業務で使用することを考慮し、住登外の一種類として管理すべきと考えます。	全体的方針としましては、業務システムの移行では業務単体での移行を前提と考え、各業務システム毎にデータ項目を準備する考え方としておりますので、基本的には住登外にて一元管理する方法はとっておりますが、口座情報と送付先情報につきましては、住登外でも情報を保持するようにいたします。	仕様(案)修正 【修正】
3		不明	前提条件[3. 住登外管理] 口座は業務ごとに1つとされています。軽自動車税は車両自体に課税をおこないますので、義務者と使用者の関係によっては別口座で運用します。つまり人物単位の口座管理ではなく、人物の中の車両ごとに口座となります。この点をご考慮いただき方が良いのでしょうか。	同一人物の中で車両ごとに口座を分ける運用を制限している団体が多いため、標準項目としては保持していません。同一人物の中で車両ごとに口座を分ける運用を行う場合は、独自領域に車両番号を設定すること等で個別調整が可能と考えます。	回答のみ
4	中間標準レイアウト仕様(案)の前提(対象業務範囲)	不明	対象業務範囲ですが、他業務が共通的に利用する口座の管理を行うとのことだが、同様に納税組合の管理は、行う必要はないでしょうか？ また、代納の管理も住登外管理の対象範囲ではないのでしょうか？	一部収滞納管理に共通的な情報を管理しておりますが、全体的方針としましては、業務システムの移行では業務単体での移行を前提と考え、各業務システム毎にデータ項目を準備する考え方としておりますので、納税組合及び代納の情報(納税管理人情報と理解します)は保持していません。	回答のみ
5	移行ファイル構成	その他	収滞納の作成ルールで、業務固有となる送付先情報、納付管理人情報のデータは移行対象とする。と記載されているがそれに対応するファイルが見当たらない。 一方、住登外管理の作成ルールでは、納税管理人、共有者、送付先は各業務側で管理する。となっている。 どのように、移行・管理するのが不明確である。	収滞納の納税義務者情報ファイルの中に、送付先情報と納税管理人情報に関するデータ項目にて対応しております。データ項目一覧の「納税義務者情報ファイル」のページが、移行ファイル構成表と一致していませんでしたので、データ項目一覧のページの位置の修正をいたします。	仕様(案)修正 【修正】
6	データ項目一覧	削除	生年月日不詳文字は住民票の生年月日欄に標記する項目であるため、住登外には不要と考えます。	住民基本台帳とデータ項目を統一して、生年月日不詳文字項目として管理を行っている団体も存在するため、任意項目として保持しています。	回答のみ
7		削除	住居地補正コードは住基法と入管法に関する項目のため、短期滞在者には不要と考えます。	住登外には、短期滞在者以外の登録も想定されるため、任意項目として必要と考えます。	回答のみ
8		削除	在留カード等番号、在留カード等番号区分は、短期滞在者は在留カードを扱わないため不要と考えます。	住登外には、短期滞在者以外の登録も想定されるため、任意項目として必要と考えます。	回答のみ
9		削除	第30条45規定区分、第30条45規定区分名称は、短期滞在者の場合法務省連携で「7」固定となるため、不要と考えます。	住登外には、短期滞在者以外の登録も想定されるため、必要と考えます。	回答のみ
10		不明	口座番号についてゆうちょ銀行の支店コードはALL ZEROではなく、支店コードが必要となります。	申し訳ありませんが、ご質問の「口座番号についてゆうちょ銀行の支店コードはALL ZEROではなく、」の指摘について、記載箇所が確認できませんでした。ゆうちょ銀行の支店コードの設定方法につきましては、全銀協の仕様に合わせた、ゆうちょ銀行の支店コードを参考にさせていただけたと思います。(ゆうちょ銀行のホームページ等参照)	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(03_住登外管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
11		不明	No.4:住民日不詳フラグ、No.54:住所を定めた日不詳フラグ、No.63:住民でなくなった日不詳フラグのコード内訳が不明であるため、明らかにしたほうが良いと考えます。	ご指摘の通り、フラグ内訳について項目説明に追記します。 (0:不詳無し、1:不詳有り) 【追記箇所】 ・住基ファイル No.91 住民日不詳フラグ No.100 住所を定めた日不詳フラグ No.109 住民でなくなった日不詳フラグ ・住登外ファイル No.45 住民日不詳フラグ No.54 住所を定めた日不詳フラグ No.63 住民でなくなった日不詳フラグ	仕様(案)修正 【追加】
12		不明	送付先情報は各業務の移行レイアウトに組み込むのでしょうか？	取滞納業務において不足しておりましたので、取込を行います。	仕様(案)修正 【修正】
13		不明	口座ファイル)名義人の識別番号管理は行わないのでしょうか？	名称での管理のみを考えており、識別番号の管理は行いません。	回答のみ
14	コード一覧	不明	コード構成表、コード一覧表の預金種別区分は、自治体業務アプリケーションユニット標準仕様のコード辞書を使用するのではないのでしょうか？	ご指摘通り、自治体業務アプリケーション標準仕様のコード辞書(全銀協預金種目参照)とします。なお、コード名称「預金種別区分」を「口座種別」に見直しました。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(04_戸籍)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	中間標準レイアウト仕様(案)の前提(業務固有の作成ルール)	追加	データ凍結とありますが、具体的に「未決裁戸籍がないことが前提である」の文章は必要ないでしょうか？	市町村間の取り決めになると考えられますので、指摘の文章は不要と判断いたします。	回答のみ
2	移行ファイル構成	追加	不受理申出ファイルは必要ではないでしょうか？	不受理申出ファイルを追加しました。 (移行ファイル構成表、移行ファイル関連図)	仕様(案)修正 【追加】
3	コード一覧	追加	「業務固有の作成ルール」に凍結日以降のデータは、移行後のシステムで入力とありますので、入力～決裁までができるように標準仕様書のコードは一通り必要ではないでしょうか。(※コード構成表に対する意見)	入力～決裁は、データ移行後の作業でありデータ移行に関係ないと判断し、データ移行対象外と考えます。	回答のみ
4		追加	「業務固有の作成ルール」に凍結日以降のデータは、移行後のシステムで入力とありますので、入力～決裁までができるように標準仕様書のコードは一通り必要ではないでしょうか。(※コード一覧表に対する意見)	入力～決裁は、データ移行後の作業でありデータ移行に関係ないと判断し、データ移行対象外と考えます。	回答のみ
5		その他	①戸籍事項記録コードの戸籍法107条の2項の氏変更の記録のコードが誤っています。 誤:901⇒正:2901 ②戸籍届出資格区分のコード107の内容が誤っています。 誤:母の成年後見人⇒正:母の親権者 ③戸籍届出資格区分に、116:補助人、117:任意後見人がありません。 ④身分事項記録コードに、1002:夫又は妻の養父母の記録がありません。 ⑤身分事項記録コードが誤っています。 養親の記録・誤:2502⇒正:3502、 養子の配偶者の記録・誤:2503⇒正:3503、 養子の記録・誤:2601⇒正:3601、 消除の記録・誤:5710⇒正:5701 ⑥身分タイトルコードに、1002:養子の離婚の記録がありません。 ⑦身分タイトルコードが誤っています。 推定相続人廃除・誤:201⇒正:2001、記録・誤:5012⇒正:5102 ⑧桁数の記述はありますが、コード値の桁数を統一した方が良くないでしょうか？ 例)戸籍事項記録コードは、戸籍編製「1」→「0001」	①～⑧までの指摘について対応しました。	仕様(案)修正 【修正】
6	追加	戸籍ではコード一覧の元となる情報に標準仕様書と基準書があります。どちらか一方を参照とする旨の記述をした方が良いのではないのでしょうか。参照は毎年のメンテナンスが適時行われる標準仕様書が良いと思われます。	指摘の通り、法務省の標準仕様書を参照して、修正しました。	仕様(案)修正 【修正】	

協議事業者からの意見及び対応内容(05_就学)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	移行ファイル構成	追加	【ファイル名】 「学校情報ファイル」 【内容】 学校名、学校の住所、電話番号などの項目を管理 【理由】 就学業務のデータ項目一覧表を確認しましたが、学校名が判断できる項目がありませんでした。就学通知書等に学校名を出力することがあるため、学校名を管理していないシステムは稀であると考えます。	ご指摘の内容が不足していたため、学校情報ファイルを追加します。	仕様(案)修正 【追加】
2		追加	小学校や中学校の名称についてもデータ移行を行う場合が多いため、小学校コードおよび中学校コードに該当する名称(小学校名、中学校名)を管理するファイルが必要であると考えます。	ご指摘の内容が不足していたため、学校情報ファイルを追加します。	仕様(案)修正 【追加】
3		追加	小学校、中学校については自治体様において対象者の住所の町字、地番等により指定校区が定められているものと考えます。このような小学校、中学校の区割りは自治体様において細分化されて管理されておりデータ件数としても多いものと想定されるため、移行ファイルとして構成した方がよいのではないのでしょうか。	ご指摘の内容が不足していたため、学校区定義ファイルを追加します。	仕様(案)修正 【追加】
4	データ項目一覧	追加	区域外就学などにより一時的に住登外者を登録する場合において税宛名などの住登外管理の対象外である場合あるいは住登外管理を行っていない自治体などを考慮し、「1.識別番号」以外にも学齢簿システム独自の管理番号が必要と思われる。	ご指摘の考え方もありますが、他事業者様より各システムで宛名情報を管理することは不適切とのご指摘も受けております。これを受け、住民以外の宛名情報は全て住登外システム上での一元管理を前提とし、学齢簿システム独自に管理は行わない考えです。	回答のみ
5		追加	区域外就学承諾書、通知書の発行のため「区域外就学許可日(許可日)」が必要と思われる。	学齢簿ファイルへ「区域外就学許可年月日」を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
6		追加	原級留置に関する以下の項目が必要と思われる。 原級留置区分 原級留置期間 原級留置事由	原級留置は、猶予免除区分コードの一つとして管理しています。そのため、以下の項目で管理可能です。 ・原級留置区分=猶予免除区分 ・原級留置期間=猶予開始年月日、猶予終了年月日 ・原級留置事由=猶予免除理由	回答のみ
7		追加	区域外就学などにより一時的に住登外者を登録する場合において税宛名などの住登外管理の対象外である場合あるいは住登外管理を行っていない自治体などを考慮し、以下の項目が必要と思われる。 児童生徒氏名 同通称名 同氏名かな 同住民種別 同住民状態 同生年月日 同性別 同続柄 同現住所 保護者氏名 同氏名かな 同現住所	ご指摘の考え方もありますが、他事業者様より各システムで宛名情報を管理することは不適切とのご指摘も受けております。これを受け、宛名情報は全て住登外システム上での一元管理を想定し、学齢簿システム独自に管理は行わない考えです。就学システム上で独自に宛名情報が必要な場合には、住登外管理のデータを用いて項目を生成していただいた上で、移行することで対処可能と考えます。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(05_就学)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
8		追加	就学通知書や指定校変更通知書に記載する学校名を管理するため、「指定校(本来いくべき学校)」、「就学予定学校(次年度あるいは区域外・指定校変更許可後に行く学校)」を管理できる項目が必要と思われる。	学齢簿ファイルへ「指定小学校コード」、「指定中学校コード」を追加しました。 就学予定学校については、就学校の就学期間を管理していますので、未来日入力することで予定学校として管理することが可能です。	仕様(案)修正 【追加】
9		追加	進級遅延に関する以下の項目が必要と思われる。 進級遅延区分 進級遅延事由	義務教育において、進級遅延は発生しえないと考えます。個別の対応としては、発生しうる可能性もあると思いますが、標準化される項目ではないと考え、追加いたしません。	回答のみ
10		追加	措置(転級)に関する以下の項目が必要と思われる。 措置(転級)区分 措置日 回復事由	義務教育において、措置(転級)は発生しえないと考えます。個別の対応としては、発生しうる可能性もあると思いますが、標準化される項目ではないと考え、追加いたしません。	回答のみ
11		追加	卒業・退学した者のデータについて、卒業証明書の経年請求への対応や成人式の案内などに利用している自治体は多く、データ移行の要望は強い。移行ファイルへの関連項目の追加および卒業生データである旨の定義コードが必要と思われる。	卒業生データとしての管理は、学齢簿ファイルの転退学区分にて“卒業”が設定されていることで判断可能なため、卒業証明書の経年請求への対応や成人式の案内などに活用が可能と考え、項目の追加は行いません	回答のみ
12		その他	【項目】 学齢簿ファイル「レコード区分」 【内容】 最新のレコードを識別する為の区分 【理由】 就学業務の移行ファイルは、「履歴番号」の項目で履歴管理されていますが、履歴番号の最も大きい番号が最新と判断するよりも、最新データであると判断可能な区分があれば、移行データ確認がスムーズになることが想定される。	学齢簿ファイルでは、常に最新情報のみ管理する仕様です。履歴は全て各履歴ファイルで管理されます。そのため、最新データの判別用の項目は不要と考えます。	回答のみ
13	コード一覧	追加	就学通知や健康診断案内などの未就学児童に対する処理識別を行うための定義が必要と思われる。(「学齢区分」の新設あるいは学校コードへの追加など)	学校コードは、学校区分と併せて、学校を一意に表します。 学校区分が「公立小学校」「公立中学校」である場合に、就学通知や健康診断案内を行う処理対象となりますので、識別を行うことは可能です。	回答のみ
14		追加	「転退学区分」について、死亡その他職権により除籍された児童・生徒の消滅事由が必要と思われる。	転退学区分へ「死亡」「その他除籍」を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
15		変更	05_就学コード一覧表.pdf について No.1の学校区分は小学校、中学校ごとにコードを振る必要はない。一桁にして、公立、公立(自治体外)、国立、私立、特別支援学校等の区分として問題ないと考えます。 (No.6「小中学校区分」で小学校か中学校かは判定できるため。)	ご指摘の通り、以下の通り修正しました。 ・学校区分を2桁から1桁に修正し、小学校、中学校の分類を削除 ・学齢簿ファイルへ、就学校の管理項目として就学小中学校区分を追加	仕様(案)修正 【修正】
16		追加	保護者続柄について、「コード構成表 NO4保護者続柄」の備考欄には“※住民票の続柄より、コード内容を限定して利用”とあります。学齢簿の続柄としては、保護者の続柄として身内がない施設入所しているケースは、“施設長”といった続柄が必要である等、必ずしも住民票の続柄から限定して利用できるものではないと考えます。学齢簿として管理する続柄は、就学業務独自の続柄として管理した方が良いのではないのでしょうか？	住民票の続柄に対して、就学独自のコードを追加する形式で「保護者続柄」コードを追加しました。	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(06_選挙人名簿管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	中間標準レイアウト仕様(案)の前提(対象業務範囲)	変更	1)国民投票の調製は基準日において住民基本台帳から行うこととなりますので、「検察審査会・裁判員制度・国民投票は、選挙人名簿データをインプットとするため、移行対象は選挙人名簿データのみとする。」という記載は不適切ではないかと思えます。 2)国民投票の投票人名簿の移行は必要と思えますがいかがでしょうか？	1)「住民基本台帳のデータをインプットとする」として修正しました。 2)選挙期間の移行は想定しない前提としておりますので、投票人名簿のデータは存在しないものとして必要ないと考えます。	仕様(案)修正 【修正】
2	データ項目一覧	追加	状態区分の失権者について、失権の期間を管理する必要があるのではないのでしょうか。	失権期間の管理については、情報の性質上、システムにて管理すべきではないのご意見も想定されますが、管理されている団体様へ配慮し、任意項目として選挙人情報ファイルへ以下の項目を追加しました。 ・停止期間開始年月日 ・停止期間終了年月日	仕様(案)修正 【追加】
3		追加	「住民でなくなった日(減異動年月日)」は必要と考えます。前提条件として「選挙期間中のデータ移行は想定しない」となっているため、選挙期間中に死亡した場合は、データを更新する必要があり、判断に必要です。	「最新異動事由」にて、名簿更新時点における選挙登録資格に関する住民票の最新異動を把握することが可能です。そのため、消除者については本項目を住民でなくなった日として判断することができます。	回答のみ
4		変更	異動日、届出日が住民票における最新異動の日付しかありませんが、表示者の4ヶ月経過等の判定のため、選挙人名簿側の最新の異動日についても必要と考えます。	最新異動の項目は、名簿更新時における登録要件に関する住民票の最新異動を表します。以下の通り説明文を見直しました。 No.40 最新異動事由 「名簿登録時における登録要件に関わる住民票の最新異動事由」 No.41 最新届出日 「名簿登録時における登録要件に関わる住民票の最新届出年月日」 No.42 最新異動日 「名簿登録時における登録要件に関わる住民票の最新異動年月日」	仕様(案)修正 【修正】
5		追加	移行ファイル(農業選挙人情報ファイル)について、農業委員会選挙システムでは住民票上の続柄と別の続柄を保持していることが多く、農業委員会選挙システム用の続柄が必要と考えます。	農業選挙人情報ファイルへ以下の項目を追加しました。 ・農業選挙人名簿続柄1 ・農業選挙人名簿続柄2 ・農業選挙人名簿続柄3 ・農業選挙人名簿続柄4	仕様(案)修正 【追加】
6		追加	移行ファイル(海区選挙人情報ファイル)について、海区選挙システムでは住民票上の続柄と別の続柄を保持していることが多く、海区選挙システム用の続柄が必要と考えます。	海区選挙人情報ファイルへ以下の項目を追加しました。 ・海区選挙人名簿続柄1 ・海区選挙人名簿続柄2 ・海区選挙人名簿続柄3 ・海区選挙人名簿続柄4	仕様(案)修正 【追加】
7		追加	移行ファイル(農業選挙人情報ファイル)について、農業委員会選挙システムで必須となる「登録区分」(本人・農業法人などの情報)が必要と考えます。	農業選挙人情報ファイルへ以下の項目を追加しました。併せて、コードを追加しました。 ・登録区分	仕様(案)修正 【追加】
8		追加	移行ファイル(海区選挙人情報ファイル)について、海区選挙システムで必須となる「海区」、「漁業者従事日数」が必要と考えます。	海区選挙人情報ファイルへ以下の項目を追加しました。 ・海区 ・漁業従事日数	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(06_選挙人名簿管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
9		変更	【項目名】 No.32「名簿行番号」 【内容】 名簿行番号について、弊社のサポートユーザでは設定により、名簿頁ごとに1から振りなおすのではなく、投票区毎に1から振りなおしている場合があります。その場合、2桁では足りないことが想定されますので、「5桁」への変更をご検討いただきますようお願いいたします。	名簿行番号の桁数を5桁へ拡張しました。	仕様(案)修正 【修正】
10		不明	【項目名】 No.33「状態区分」 【質問】 コード値「06」(転居者)について、弊社の選挙システムでは転居していることを管理しておりませんが、今まで事務上不都合が生じたとの指摘を受けておりません。転居者を管理する理由は何でしょうか。	転居により投票区の変更が発生した場合に、該当者を把握することが可能になります。	回答のみ
11		不明	【項目名】 No.34「住民状態」 【質問】 弊社の選挙システムでは、転出者を転出予定状態と転出確定(受理通知)状態とを分けて管理しております。この場合、中間標準レイアウト仕様上は、どちらの住民状態でも「転出者」として扱うということよろしいでしょうか。	転出予定と転出確定は、団体様毎に扱いが異なることが想定されるため、転出を「転出予定」と「転出確定」に分けて管理するよう変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
12		追加	【項目名】 「選挙個人履歴番号」 【意味】 選挙人名簿登載者の個人単位に、履歴の古いデータから順番にカウントアップ。 【理由】 選挙人名簿作成後に異動が発生した場合は、どのような経緯で最新の選挙人名簿になるに至ったかを管理しておくことで、選挙判定誤り等の障害を防ぐ材料となることが考えられます。	ご指摘の通り、選挙人名簿の履歴を管理することで、現在の状態に至った経緯を判断することは可能ですが、正確には住民票の異動を把握することで確認する必要があるものと考えます。 また、選挙人名簿の履歴を管理する必要性は法令上も規定がないため、必要ないものとして判断いたします。	回答のみ
13		その他	データ項目一覧表に、選挙人名簿が作成された根拠となる基準日等が全く見当たらないのはなぜでしょうか。 また、定時登録で作成された選挙人名簿なのか、選挙時登録で作成された選挙人名簿なのかについても判断できませんので、移行されたデータの内容を確認する上でも、判断が可能となる項目が必要かと考えます。	いつ時点で編成した選挙人名簿であるかは、団体様及び、移行元業者にて判断できる情報であると考えております。移行データとしても、定時登録、選挙時登録の登録要件を表す1件のみとなるため、標準レイアウトとして規定する必要性はないものと考えます。	回答のみ
14		変更	①1ヶ月以内の再転入により表示削除を判断するため、「最新転出日」および「最新転入日」が必要考えますが、追加することは可能でしょうか。	現状の管理項目では、1ヶ月以内の再転入者を把握することはできないため、選挙人情報ファイルに対して、以下の項目を追加しました。 ・最新転入届出日 ・最新転入異動日 ・最新転出届出日 ・最新転出異動日	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(06_選挙人名簿管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
15		変更	選挙人名簿ファイルの最新異動事由、最新届出日、最新異動日について、最新の「住基情報」から設定となっていますが、選挙の定時登録における登録日時時点の情報でない、住登者、住基から最新で転出など矛盾があると思います。 ここで持つべき情報は「名簿に登録された時点」の異動自由、届出日、異動日であると考えます。	ご指摘の通り、名簿登録時点の異動事由を管理しています。名簿登録時における最新異動事由である旨、説明文を見直しました。	仕様(案)修正 【修正】
16		追加	農業委員選挙人名簿ファイルについて、農業委員会等に関する法律第10条第3項によると、農業法人について名簿に出力する必要があるのですが、法人名等を保持する項目が不足していると考えます。	農業選挙人情報ファイルに対して、以下の項目を追加しました。 ・カナ法人名 ・漢字法人名	仕様(案)修正 【追加】
17		追加	農業委員会選挙の業務をかんがみるに、定時登録を行う際の申請業務について必要な最低限の情報は保持すべきと考えます。 例 耕作面積 耕作期間	農業選挙人情報ファイルに対して、以下の項目を追加しました。尚、耕作面積については既に保持しています。 ・耕作期間	仕様(案)修正 【追加】
18		追加	選挙人情報ファイルには失権者情報(法11条該当に関する区分)が無いようですので追加が必要かと考えます。	同様のご指摘により、失権事由、失権期間を追加しております。	仕様(案)修正 【追加】
19		追加	選挙人情報ファイルには郵便証明書情報(郵便証明書を交付している対象者か否かの区分)、名簿証明書情報(選挙人名簿登録証明書を交付している対象者か否かの区分)が無いようですが、不在者投票でも使用される項目であるため、追加が必要と考えます。	選挙人情報ファイルに対して、以下の項目を追加しました。 ・郵便投票証明書交付有無 ・名簿登録証明書交付有無	仕様(案)修正 【追加】
20	コード一覧	変更	住民記録の異動事由で、出生、職権記載、世帯分離、世帯合併、世帯変更、世帯主変更、戸籍訂正、職権修正、訂正等の、選挙人名簿の登録要件と関係の無い異動事由については、選挙システム側で管理する必要は無いと考えます。	世帯分離、世帯合併、世帯変更、世帯主変更、戸籍訂正、職権修正、訂正については、選挙人名簿の登録要件と関係が無いため、住民基本台帳異動事由から削除しました。 出生、職権記載については、住民票編成後に異動がない場合に登録されるため残しています。	仕様(案)修正 【削除】
21		変更	住民種別(日本人、住登外、外国人)について、選挙人名簿への登録対象となるのは、現状は日本人だけですので、選挙システム側で管理する必要は無いと考えます。(住民投票の場合は日本人と外国人が必要。)	ご指摘の通りですので、「農業委員会選挙人名簿」ファイル及び、「海 区・漁業委員会選挙人名簿」ファイルで設定していた住民種別のデータ項目を削除します。	仕様(案)修正 【削除】
22		変更	未登録の住民について選挙システム側で管理する必要は無いと考えます。選挙人名簿に登録対象外の住民を全件管理する必要は小さい(住記のデータと照合すれば確認可能である)と考えられますし、管理するデータ量が膨大になることで性能の劣化が懸念されます。	ご指摘の通り、選挙システムでは未登録住民の管理は不要です。APPLICのコード辞書に倣い定義をしておりましたが、誤解を招く可能性があるため、コード「住民状態」より、未登録住民を削除しました。	仕様(案)修正 【削除】
23		変更	状態区分における表示者、失権者の各区分は別項目で管理したほうが良いと考えます。また、表示者については、転出3ヶ月経過～4ヶ月未満の場合に二重登録の確認を行う必要がありますので、転出3ヶ月未満経過と、転出3ヶ月経過～4ヶ月未満に分けたほうが良いと考えます。(もしくは、二重登録区分を作成して別管理する。職権消除についても同様。)	表示者、失権者の区分を別項目で管理するよう以下の通り変更しました。 ・選挙人情報ファイルへ「失権事由」を追加 ・コード「失権事由区分」を追加 表示者の区分を3ヶ月未満と3～4ヶ月未満に分ける件については、選挙人情報ファイルの「最新異動事由」「最新異動届出日」「最新異動異動日」より判断可能と考えます。	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(06_選挙人名簿管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
24		追加	投票区について、公職選挙、農業委員選挙、海区選挙においてそれぞれ構成が違いますので、それぞれに対応した専用のコードとして公職選挙投票区、農業委員選挙投票区、海区選挙投票区を持つべきと考えます。	以下のコードを追加しました。また、コード追加に伴い農業選挙人情報ファイル、海区選挙人情報ファイルの投票区について、コード内容を変更しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員選挙投票区 ・海区選挙投票区 	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(07_固定資産税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	中間標準レイアウト仕様(案)の前提(業務固有の作成ルール)	その他	「移行対象年数は、5年分のデータとする。(地方税法に準拠)」とあるが、5年を超える課税誤りに対し、返還金を計算する根拠としてデータを保持している場合が多く見受けられる。移行対象として5年を超える場合を想定するべきではないか？	実際には移行年数は5年を超える・または5年未満と団体ごとに異なり、個別の調整を要するケースがあることも認識していますが、今回の仕様においては、移行対象年数を5年分としています。	回答のみ
2	データ項目一覧	変更	「本則到達区分」について、計算経過を保持していないシステムもあると思われしますので、任意項目にすべきと考えます。	データ項目一覧「土地情報」の「本則到達区分」(10項目)について、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
3		変更	「最低残存到達フラグ」について、計算経過を保持していないシステムもあると思われしますので、任意項目にすべきと考えます。	ご指摘のとおり、「償却資産細目情報ファイル」の「最低残存到達フラグ」を任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
4		追加	5年を超える場合においても移行対象と考えるべきである旨別に指摘を行ったが、この前提において、土地の減額相当額は、「平成16年度より施行された商業地等に係る条例減額」「平成21年度より施行された住宅用地等に係る減額相当額」のみでなく、平成12年～14年の都市計画税の条例減額についても減額相当額項目を土地情報ファイルに設けることが妥当と考える。	過去の法改正に関する情報のデータ移行につきましては、データ移行を実際に実施する時期とも関係があることから、団体毎の個別調整事項とし、標準のデータ項目としての追加は行いません。	回答のみ
5		追加	「平成6年～平成8年度の課税標準額を計算する際の暫定(もしくは臨時)特例率を判定する為の上昇率」として特例適用前上昇率を土地情報ファイルに保持するのであれば、結果として適用された暫定特例率・臨時特例率を保持する項目が必要ではないか？ 逆に、移行対象年度を過年度5年までに限定するのであれば、特例適用前上昇率は不要ではないか？	中間標準レイアウトでは、移行年数を5年間までとしておりますので、データ項目一覧「土地情報」の「特例適用前上昇率」項目を削除しました。	仕様(案)修正 【削除】
6		追加	償却資産細目情報ファイルにおいて、増加償却の率・その適用される月数、また耐用年数の変更があった場合、変更された耐用年数・その適用が開始される年度を管理する項目が必要と考える。	ご指摘の内容は、コメントという扱いで備考等にて管理することが可能と考えます。	回答のみ
7		追加	家屋情報ファイルにおいて、種類区分は1か所のみ想定されているが、用途変更が行われている家屋については、減価計算時にその変更が行われた年と変更用途の管理が必要になると考える。	ご指摘の場合においては、通常の場合とは異なった家屋情報として、予備項目等を使用して運用いただくことを想定しています。	回答のみ
8		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.49 農地区分 【理由】 農地区分は必須項目となっており、「01:A農地、02:B農地、03:C農地」の何れかを設定することとなっていますが、農地区分の管理を行っていない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「農地区分」について、ご指摘のとおり農地区分の管理を行っていない場合を勘案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
9		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.52 砂防地調書整理番号 【理由】 砂防地調書整理番号は必須項目となっておりますが、砂防地調書整理番号の管理を行っていない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「砂防地調書整理番号」について、ご指摘のとおり砂防地調書整理番号の管理を行っていない場合を勘案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(07_固定資産税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
10		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.54 砂防地採用地積 【理由】 砂防地採用地積は必須項目となっておりますが、砂防地採用地積の管理を行っていない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「砂防地採用地積」について、ご指摘のとおり砂防地採用地積の管理を行っていない場合を勘案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
11		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.55 砂防地地積割合 【理由】 砂防地地積割合は必須項目となっておりますが、砂防地地積割合の管理を行っていない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「砂防地地積割合」について、ご指摘のとおり砂防地地積割合の管理を行っていない場合を勘案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
12		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.56 類似土地物件番号 【理由】 類似土地物件番号は必須項目となっておりますが、類似土地物件番号の管理を行っていない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「類似土地物件番号」について、ご指摘のとおり類似土地物件番号の管理を行っていない場合を勘案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
13		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.60 保有税区分 【理由】 保有税区分は必須項目となっておりますが、保有税区分の管理を行っていない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「保有税区分」について、ご指摘のとおり保有税区分の管理を行っていない場合を勘案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
14		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.61 保有税猶予_免除区分 【理由】 保有税猶予_免除区分は必須項目となっておりますが、保有税猶予_免除区分の管理を行っていない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「保有税猶予_免除区分」について、ご指摘のとおり保有税猶予_免除区分の管理を行っていない場合を勘案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
15		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.63 国土調査完了フラグ 【理由】 国土調査完了フラグは必須項目となっておりますが、国土調査の実施有無の管理を行っていない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「国土調査完了フラグ」について、ご指摘のとおり国土調査完了フラグの管理を行っていない場合を勘案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
16		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.64 国土調査地積 【理由】 国土調査地積は必須項目となっておりますが、国土調査地積の管理を行っていない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「国土調査地積」について、ご指摘のとおり国土調査地積の管理を行っていない場合を勘案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(07_固定資産税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
17		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.66 農振区分 【理由】 農振区分は必須項目となっておりますが、農業振興地域の管理を行っていない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「農振区分」について、ご指摘のとおり農振区分の管理を行っていない場合を勧案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
18		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.67 鉄道沿接区分 【理由】 鉄道沿線区分は必須項目となっておりますが、鉄道沿線有無の管理を行っていない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「鉄道沿線区分」について、ご指摘のとおり鉄道沿接区分の管理を行っていない場合を勧案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
19		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.68 鉄道沿線距離 【理由】 鉄道沿線距離は必須項目となっておりますが、鉄道沿線距離の管理を行っていない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「鉄道沿線距離」について、ご指摘のとおり鉄道沿線距離の管理を行っていない場合を勧案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
20		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.81 土地固定特例対象課税標準額 【理由】 土地固定特例対象課税標準額は必須項目となっておりますが、土地固定特例対象課税標準額の管理を行っていない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	管理を行っていない場合を想定し、任意項目に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
21		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.94 評価下落率 【理由】 評価下落率は必須項目となっておりますが、評価下落率をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「評価下落率」について、ご指摘のとおり評価下落率の管理を行っていない場合を勧案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
22		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.100 固定上昇率_小規模 【理由】 固定上昇率_小規模は必須項目となっておりますが、固定上昇率_小規模をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「固定上昇率_小規模」について、ご指摘のとおり固定上昇率_小規模の管理を行っていない場合を勧案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
23		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.101 固定特例適用前上昇率_小規模 【理由】 固定特例適用前上昇率_小規模は必須項目となっておりますが、固定特例適用前上昇率_小規模をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「固定特例適用前上昇率_小規模」については、ご指摘のとおり固定特例適用前上昇率_小規模の管理を行っていない場合を勧案し、任意項目に変更します。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(07_固定資産税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
24		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.115 固定上昇率_一般 【理由】 固定上昇率_一般は必須項目となっておりますが、固定上昇率_一般をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「固定上昇率_一般」について、ご指摘のとおり固定上昇率_一般の管理を行っていない場合を勧奨し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
25		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.116 固定特例適用前上昇率_一般 【理由】 固定特例適用前上昇率_一般は必須項目となっておりますが、固定特例適用前上昇率_一般をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「固定特例適用前上昇率_一般」については、ご指摘のとおり固定特例適用前上昇率_一般の管理を行っていない場合を勧奨し、任意項目に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
26		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.130 固定上昇率_非住宅法人 【理由】 固定上昇率_非住宅法人は必須項目となっておりますが、固定上昇率_非住宅法人をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「固定上昇率_非住宅法人」について、ご指摘のとおり固定上昇率_非住宅法人の管理を行っていない場合を勧奨し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
27		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.131 固定特例適用前上昇率_非住宅法人 【理由】 固定特例適用前上昇率_非住宅法人は必須項目となっておりますが、固定特例適用前上昇率_非住宅法人をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「固定特例適用前上昇率_非住宅法人」については、ご指摘のとおり固定特例適用前上昇率_非住宅法人の管理を行っていない場合を勧奨し、任意項目に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
28		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.145 固定上昇率_非住宅個人 【理由】 固定上昇率_非住宅個人は必須項目となっておりますが、固定上昇率_非住宅個人をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「固定上昇率_非住宅個人」について、ご指摘のとおり固定上昇率_非住宅個人を行っていない場合を勧奨し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
29		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.146 固定特例適用前上昇率_非住宅個人 【理由】 固定特例適用前上昇率_非住宅個人は必須項目となっておりますが、固定特例適用前上昇率_非住宅個人をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「固定特例適用前上昇率_非住宅個人」については、ご指摘のとおり固定特例適用前上昇率_非住宅個人の管理を行っていない場合を勧奨し、任意項目に変更します。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(07_固定資産税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
30		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.160 固定上昇率_農地 【理由】 固定上昇率_農地は必須項目となっておりますが、固定上昇率_農地をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「固定上昇率_農地」について、ご指摘のとおり固定上昇率_農地の管理を行っていない場合を勧奨し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
31		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.161 固定特例適用前上昇率_農地 【理由】 固定特例適用前上昇率_農地は必須項目となっておりますが、固定特例適用前上昇率_農地をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「固定特例適用前上昇率_農地」については、ご指摘のとおり固定特例適用前上昇率_農地の管理を行っていない場合を勧奨し、任意項目に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
32		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.177 都計上昇率_小規模 【理由】 都計上昇率_小規模は必須項目となっておりますが、都計上昇率_小規模をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「都計上昇率_小規模」について、ご指摘のとおり都計上昇率_小規模の管理を行っていない場合を勧奨し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
33		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.178 都計特例適用前上昇率_小規模 【理由】 都計特例適用前上昇率_小規模は必須項目となっておりますが、都計特例適用前上昇率_小規模をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「都計特例適用前上昇率_小規模」については、ご指摘のとおり都計特例適用前上昇率_小規模の管理を行っていない場合を勧奨し、任意項目に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
34		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.195 都計上昇率_一般 【理由】 都計上昇率_一般は必須項目となっておりますが、都計上昇率_一般をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「都計上昇率_一般」について、ご指摘のとおり都計上昇率_一般の管理を行っていない場合を勧奨し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
35		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.196 都計特例適用前上昇率_一般 【理由】 都計特例適用前上昇率_一般は必須項目となっておりますが、都計特例適用前上昇率_一般をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「都計特例適用前上昇率_一般」については、ご指摘のとおり都計特例適用前上昇率_一般の管理を行っていない場合を勧奨し、任意項目に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
36		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.213 都計上昇率_非住宅法人 【理由】 都計上昇率_非住宅法人は必須項目となっておりますが、都計上昇率_非住宅法人をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「都計上昇率_非住宅法人」について、ご指摘のとおり都計上昇率_非住宅法人の管理を行っていない場合を勧奨し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(07_固定資産税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
37		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.214 都計特例適用前上昇率_非住宅法人 【理由】 都計特例適用前上昇率_非住宅法人は必須項目となっておりますが、都計特例適用前上昇率_非住宅法人をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「都計特例適用前上昇率_非住宅法人」については、ご指摘のとおり都計特例適用前上昇率_非住宅法人の管理を行っていない場合を勘案し、任意項目に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
38		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.231 都計上昇率_非住宅個人 【理由】 都計上昇率_非住宅個人は必須項目となっておりますが、都計上昇率_非住宅個人をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「都計上昇率_非住宅個人」について、ご指摘のとおり都計上昇率_非住宅個人の管理を行っていない場合を勘案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
39		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.232 都計特例適用前上昇率_非住宅個人 【理由】 都計特例適用前上昇率_非住宅個人は必須項目となっておりますが、都計特例適用前上昇率_非住宅個人をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「都計特例適用前上昇率_非住宅個人」については、ご指摘のとおり都計特例適用前上昇率_非住宅個人の管理を行っていない場合を勘案し、任意項目に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
40		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.249 都計上昇率_農地 【理由】 都計上昇率_農地は必須項目となっておりますが、都計上昇率_農地をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「都計上昇率_農地」について、ご指摘のとおり都計上昇率_農地の管理を行っていない場合を勘案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
41		不明	【項目名】 土地情報ファイル No.250 都計特例適用前上昇率_農地 【理由】 都計特例適用前上昇率_農地は必須項目となっておりますが、都計特例適用前上昇率_農地をデータで管理していない場合、当項目についてどのように設定を行えばよいでしょうか。	データ項目一覧「土地情報ファイル」の「都計特例適用前上昇率_農地」については、ご指摘のとおり都計特例適用前上昇率_農地の管理を行っていない場合を勘案し、任意項目に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
42		不明	【項目名】 土地年度別標準地情報ファイル No.10~19比準割合1~10、No.20評価補正率 【理由】 比準割合1~10と評価補正率の違いを教授下さい。	評価補正率は、評価額計算時に評価額を補正するものであり、比準割合はベースとなる単価を補正するためのものであり、用途が異なります。	回答のみ
43		不明	【項目名】 土地年度別標準地情報ファイル No.10~19比準割合1~10、No.20評価補正率 【理由】 標準地比準評価土地で補正率を11以上適用している場合、どのように補正率を設定すればよいでしょうか。	補正率は土地の形状や種類により該当しますが、一つの土地に11以上の補正が発生することは、土地の形状や種類のパターンの組み合わせを考慮しても、発生する可能性は低いと考え、今回の仕様では対応しませんでした。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(07_固定資産税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
44		不明	【項目名】 土地年度別標準地情報ファイル No.23 時点修正率 【理由】 時点修正率は必須項目となっておりますが、時点修正率の管理を行っていない場合、設定不要でしょうか。	データ項目一覧「土地年度別標準地情報ファイル」の「時点修正率」について、ご指摘のとおり時点修正率の管理を行っていない場合を勘案し、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
45		追加	【項目名】 土地年度別標準地情報ファイル 評価額(小規模)、評価額(一般)、評価額(非住宅) 【理由】 概要調書作表時に評価額内訳(小規模、一般、非住宅)を使用するため、項目追加をお願いできないでしょうか。	データ項目一覧「土地年度別標準地情報ファイル」に、以下の3項目を追加します。 ・No.25 評価額_小規模 ・No.26 評価額_一般 ・No.27 評価額_非住宅	仕様(案)修正 【追加】
46		追加	【項目名】 土地共有情報ファイル 共有代表者区分(共有代表者、共有代表者以外) 【理由】 弊社システムでは、共有代表者区分(共有代表者、共有代表者以外)は必須項目となっており、共有代表宛名(〇〇他△名)の氏名、住所を共有代表者の氏名、住所に置き換える機能を有しています。共有代表者区分(共有代表者、共有代表者以外)の追加をお願いできないでしょうか。	共有者の代表者、構成員の区分は、データ項目一覧「共有構成情報」の「代表区分」区分で管理可能なため項目追加は想定しておりません。(コードについては、コード一覧表「80:代表区分」)	回答のみ
47		追加	【項目名】 土地共有情報ファイル 部屋番号 【理由】 弊社システムでは、部屋番号を区分所有情報を管理するキー項目として管理しています。土地共有情報ファイルに部屋番号を追加して頂けないでしょうか。	ご指摘のとおり、「土地共有情報ファイル」に「部屋番号」項目を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
48		変更	【項目名】 土地標準地単価情報ファイル No.8 大字コード No.9 小字コード No.10 地番 【理由】 弊社システムでは、標準地の所在地番を管理しておりません。No.8～No.10について必須項目となっておりますが、任意項目にして頂くことは可能でしょうか。	データ項目一覧「土地標準地単価情報ファイル」の下記3項目について、ご指摘のとおり任意項目に変更しました。 ・大字コード ・小字コード ・地番	仕様(案)修正 【修正】
49		変更	【項目名】 土地標準地単価情報ファイル No.13 標準宅地の物件番号 【理由】 弊社システムでは、標準宅地の物件番号を管理しておりません。標準宅地の物件番号について必須項目となっておりますが、任意項目にして頂くことは可能でしょうか。	データ項目一覧「土地標準地単価情報ファイル」の「標準宅地の物件番号」について、ご指摘のとおり任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(07_固定資産税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
50		変更	<p>【項目名】 土地標準地単価情報ファイル No.14 鑑定平方メートル当りの単価</p> <p>【理由】 弊社システムでは、鑑定平方メートル当りの単価を管理しておりません。鑑定平方メートル当りの単価について必須項目となっておりますが、任意項目にして頂くことは可能でしょうか。</p>	データ項目一覧「土地標準地単価情報ファイル」の「鑑定平方メートル当りの単価」について、ご指摘のとおり任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
51		変更	<p>【項目名】 土地標準地単価情報ファイル No.15 公示価格からの引き下げ率</p> <p>【理由】 弊社システムでは、公示価格からの引き下げ率を管理しておりません。公示価格からの引き下げ率について必須項目となっておりますが、任意項目にして頂くことは可能でしょうか。</p>	データ項目一覧「土地標準地単価情報ファイル」の「公示価格からの引き下げ率」について、ご指摘のとおり任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
52		変更	<p>【項目名】 土地標準地単価情報ファイル No.17 第一年度時点修正率 No.18 第二年度時点修正率 No.19 第三年度時点修正率</p> <p>【理由】 弊社システムでは、時点修正率を管理しておりません。時点修正率について必須項目となっておりますが、任意項目にして頂くことは可能でしょうか。</p>	データ項目一覧「土地標準地単価情報ファイル」の下記3項目について、ご指摘のとおり任意項目に変更しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・第一年度時点修正率 ・第二年度時点修正率 ・第三年度時点修正率 	仕様(案)修正 【修正】
53		変更	<p>【項目名】 土地標準地単価情報ファイル No.20 間口距離 No.21 奥行距離 No.22 形状区分</p> <p>【理由】 弊社システムでは、標準地の間口距離、奥行距離、形状区分を管理しておりません。標準地の間口距離、奥行距離、形状区分について必須項目となっておりますが、任意項目にして頂くことは可能でしょうか。</p>	データ項目一覧「土地標準地単価情報ファイル」の下記3項目について、ご指摘のとおり任意項目に変更しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・間口距離 ・奥行距離 ・形状区分 	仕様(案)修正 【修正】
54		変更	<p>【項目名】 土地路線価情報ファイル No.7 地域区分 No.8 鑑定平方メートル当り価格 No.9 公示価格からの引き下げ率 No.11～16 各種格差率 No.17～19 時点修正率 No.20 比準価格</p> <p>【理由】 弊社システムでは、上記項目を管理しておりません。上記項目について必須項目となっておりますが、任意項目にして頂くことは可能でしょうか。</p>	データ項目一覧「土地路線価情報ファイル」の下記項目について、ご指摘のとおり任意項目に変更しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域区分 ・鑑定平方メートル当り価格 ・公示価格からの引き下げ率 ・11～16 各種格差率 ・17～19 時点修正率 ・比準価格 	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(07_固定資産税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
55		変更	以下の市町村固有コードの桁を拡張願います。 ◆移行ファイル名:土地情報ファイル No20:登記異動事由…2桁→3桁 No27:所有者異動事由…2桁→3桁 No30:義務者異動事由…2桁→3桁 No34:評価異動事由…2桁→3桁 No47:非課税事由…2桁→3桁 No71:特例区分…2桁→3桁 No74:軽減区分…2桁→3桁 No77:減免区分…2桁→3桁	データ項目一覧「土地情報ファイル」の下記項目について、ご指摘のとおり桁数を2桁→3桁に変更しました。 ・登記異動理由 ・所有者異動理由 ・義務者異動理由 ・評価異動理由 ・非課税事由 ・特例区分 ・軽減区分 ・減免区分	仕様(案)修正 【修正】
56		変更	以下の市町村固有コードの桁を拡張願います。 ◆移行ファイル名:家屋情報ファイル No18:登記異動事由…2桁→3桁 No35:所有者異動事由…2桁→3桁 No38:義務者異動事由…2桁→3桁 No42:評価異動事由…2桁→3桁 No61:非課税事由…2桁→3桁 No86:減免区分…2桁→3桁	データ項目一覧「家屋情報ファイル」の下記項目について、ご指摘のとおり桁数を2桁→3桁に変更しました。 ・登記異動理由 ・所有者異動理由 ・義務者異動理由 ・評価異動理由 ・非課税事由 ・減免区分	仕様(案)修正 【修正】
57		変更	移行ファイル名:土地情報ファイル No14:共有物件番号区分所有物件の同一敷地を認識するため番号…と記述されていますが、複数筆で一画地を形成している場合だと代表の土地の物件番号の登録が必要となりますので物件番号ではなく区分所有者本体を管理する共有代表者としてのコードで管理した方が良いのではないのでしょうか。	区分所有者本体を共有代表者としてのコードで管理することについては、個別対応という扱いで、運用上調整いただくことを想定しております。	回答のみ
58		変更	移行ファイル名:土地情報ファイル No15:分合筆原因区分は…0:分合筆無し、1:分筆、2:合筆とコード設定されていますが、現況課税を実施しようすると登記された分筆と異なり、課税上データを区分(分筆)し現況地目を変更することがあるため、コード内容に課税区分を追加することはできないのでしょうか？	現況課税を実施しようとする場合に、登記された分筆と異なる場合でも、現況地目を変更することで、課税区分項目を追加しなくても、課税区分は判別できると考えております。	回答のみ
59		変更	移行ファイル名:土地情報ファイル No2、No4、No19、No26、No33、No42、No57、No59、No70等:○○○履歴番号と言う項目が多々ありますがセットする内容について規定はないと理解してよろしいのでしょうか？	「○○○履歴番号」という項目については、セットする内容に特に規定はございません。履歴管理される可能性があると考えられる項目について、移行先システムの要件に応じて設定していただくことを想定しております。	回答のみ
60		変更	移行ファイル名:土地情報ファイル No61、No62:土地保有税関連項目に関して、取得事由、取得価格の項目はレイアウトに含めなくてよろしいのでしょうか？	土地情報ファイルの土地保有税関連項目に関する取得事由、取得価格の項目追加については、参考情報という扱いと認識しており、今回の仕様としては含めておりません。	回答のみ
61		変更	移行ファイル名:土地情報ファイル No71、No74、No77:特例、軽減、減免のそれぞれの項目に関して開始年は定義されていますが終了年をレイアウトに含めなくてよろしいのでしょうか？	データ項目一覧「土地情報ファイル」に、下記3項目を追加しました。 ・特例終了年 ・軽減終了年 ・減免終了年	仕様(案)修正 【追加】
62		変更	移行ファイル名:画地路線状況情報ファイル 不整形及び無道路地関係の項目がありませんが、よろしいのでしょうか？	不整形及び無道路関係の項目につきましては、画地年度別補正情報ファイルにて管理可能となっています。画地路線状況情報ファイルとの関係は、移行ファイル関連図に記載しております。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(07_固定資産税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
63		削除	『賦課調定情報ファイル』固定内訳額 固定内訳額として、期割調定額を按分した固定資産税額とありますが、期割調定額を按分した額を使用することはないと思われますので、不要と考えます。	期別税額の内訳として固定資産税分と都市計画税分の把握のために保持し、実際に運用上利用されている団体もあるため、任意項目として残します。	回答のみ
64		削除	『賦課調定情報ファイル』都計内訳額 都計内訳額として、期割調定額を按分した都市計画税額とありますが、期割調定額を按分した額を使用することはないと思われますので、不要と考えます。	期別税額の内訳として固定資産税分と都市計画税分の把握のために保持し、実際に運用上利用されている団体もあるため、任意項目として残します。	回答のみ
65		削除	『償却資産合計情報ファイル』青色申告フラグ 固定資産税の償却資産管理の青色申告のフラグについては住民税で使用されるフラグと思われますので、不要と考えます。	データ項目一覧「償却資産合計情報ファイル」の「青色申告フラグ」について、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
66		追加	『償却資産細目情報ファイル』 過年度の償却資産課税標準額を算出する際、平成20年度の税制改正の改正耐用年数が必要になりますので「改正耐用年数」の管理は必要と考えます。	「償却資産細目情報ファイル」に「改正耐用年数」項目を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
67		追加	市街地宅地評価法採用時における“所要の補正”に関しては「画地年度別補正情報ファイル」にてその内容を管理する形になるかと思いますが、所要の補正には全体に係る補正率、各方面の路線(正面路線)のみに係る補正率等が各自治体様評価基準では想定されます。今回、当該資料を確認させて頂く限り、全体に係る補正なのか、各方面のみに係る補正なのかの判別ができないため、判別可能なフラグを追加する必要があると考えます。	ご指摘の通り、所要の補正のかけ方に関しては、団体独自の評価基準となることから、補正の分類に関するフラグを標準化することは困難と考えます。評価額の算出のためには、影響はありません。	回答のみ
68		変更	「画地年度別補正情報ファイル」及び「画地路線状況情報ファイル」に関しては“画地番号”がキーとなっておりますが、これを土地一意な番号(物件番号)に変更する必要があると考えます。 ※原則として同一画地であれば補正内容は同一のものになると思われませんが、各自治体様の運用次第では異なる補正を適用されている可能性もゼロでは無いと考えられます。また、弊社にて他ベンダ様からデータ移行を行っている中でほとんどのベンダが画地単位ではなく物件単位で管理されております。	ご指摘の通り、画地単位ではなく物件単位に効果のある補正率を採用されている団体もありますが、画地情報と物件情報で情報が重複することがありますので、今回の仕様では、画地情報をベースとしております。	回答のみ
69		変更	償却資産や調定関係に関しては、過年度更正時等で不都合が生じることが想定されるため、合併前自治体を識別するためのフラグ(旧自治体コード等)が必要と考えます。	今回の仕様では、全体方針として合併前自治体の判別の対応は想定しておりません。	回答のみ
70		変更	「賦課調定情報ファイル」に関して 当該ファイルに関しては1義務者につき1年度1レコードで管理される構想だと推測されますが、納付書分割を行っている対象や、土地家屋と償却資産を分離した形で課税を行っている自治体に関しては管理することが不可能と思われます。現在、通知書番号は収納側での管理となっているが上記に対応すべく賦課側でも管理する事が望ましいと考えます。	ご指摘の賦課調定の情報につきましては、データ移行の際には、収納側のデータとして移行を行うことを想定しております。移行後の運用においては、賦課側でも管理可能となります。	回答のみ
71		変更	「賦課調定情報ファイル」に関して 賦課側でも期別税額(1期税額、2期税額等)情報を設定する必要がないでしょうか。	分納等の特殊事情がない限り、賦課と収納で情報を一本化したほうが、情報の不一致が発生せず望ましい運用と考えます。今回の仕様では、賦課側の期別税額の情報は、収納側で一本化して管理する方法を想定しています。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(07_固定資産税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
72		追加	「賦課調定情報ファイル」に関して 土地家屋と償却資産別々に賦課を行っている自治体のデータ移行時には、どの科目分の賦課データなのか現在のレイアウトだけで識別出来ないと思われる。科目の識別が可能なフラグを用意して頂いた方が良いのではないかと考えます。	比較的中小規模の団体においては、土地家屋と償却資産の賦課を同等に扱っている団体が多いと思われるので、科目の識別は今回の仕様では保持しません。	回答のみ
73		変更	「物件所在地情報ファイル」に関して 大字、小字の仮名名称はカタカナをセットする仕様となっているがサンプル値を見る限り半角カタカナとなっているが、これは全角カタカナの誤りでは無いでしょうか。	ご指摘のとおり、大字、小字の仮名名称は、データ型はNとなりますので、修正します。	仕様(案)修正 【修正】
74		変更	「土地情報ファイル」に関して 地番の項目において、地域によっては「甲」「乙」「一番耕地」等の文字を管理する必要があります。(廃止の方向で動いている地域もありますが、全ての地域において今すぐ廃止になるとは思えない)当該ファイルにもこれらの情報を管理する項目が必要であると考えます。	ご指摘いただきました「甲」「乙」「一番耕地」等の地域固有の表記についての対応が必要な場合は、表記のみの問題であるため、個別対応いただくことを想定しています。	回答のみ
75		変更	「土地情報ファイル」に関して 「土地地番名称」と、地番の「本番」「枝番」「孫番」の2重管理(一方は文字列、もう一方は数値項目)とされているペンダは少数だと思われるため、標準仕様としては一元管理となるようにしていただいたほうがよろしいかと考えます。	「土地地番コード」と「土地地番名称」のどちらかを必須とする旨修正しました。	仕様(案)修正 【修正】
76		変更	「土地情報ファイル」に関して 地積の値は整数部分を8桁まで管理可能なようにすべきだと考えます。 ※7桁で桁溢れを起こしたケースがございます。	「土地情報ファイル」の〇〇地積の桁数について、整数部分が7桁のものについて、8桁に修正しました。	仕様(案)修正 【修正】
77		変更	「土地年度別標準地情報ファイル」に関して 比準割合の小数点以下桁数が3桁となっておりますが、自治体によっては調整補正率としてもっと小さい小数点まで値を管理されているケースがありますので、小数点以下の桁数を増やしていただけないでしょうか。	「土地年度別標準地情報ファイル」の「合計比準割合」「比準割合1～10」の小数点以下桁数について、3桁⇒5桁に修正しました。	仕様(案)修正 【修正】
78		変更	「土地年度別標準地情報ファイル」に関して それぞれの比準割合がどういった内容の補正項目なのかを識別する必要があります。また、補正率算出の根拠となる値を管理し、補正率を自動算出可能なように対応している自治体もございますので、当該ファイルの情報だけでは不足していると考えます。	補正率自体が、団体固有に設定している場合が多いために、該当の補正率を自動判定するための情報はさらに標準化が困難と考え、取込んでいません。	回答のみ
79		変更	「家屋情報ファイル」に関して 家屋登記種類の項目説明文が適切では無いと考えます。	「登記種類区分」項目の項目説明の記述を「家屋の種類を表すコード」と修正しました。	仕様(案)修正 【修正】
80		変更	「家屋情報ファイル」に関して 家屋登記構造や種類において、1項目のみの管理となるが複合構造(用途)家屋(居宅兼店舗等家屋)の際に1項目だけでは登記内容をすべて補完しているとは言えないと思われるため、複数設定可能なようにすべきではないかと考えます。	家屋情報の複数設定については、県や市において基準がまちまちであるため、標準化することが困難と考え、このままにさせていただきました。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(07_固定資産税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
81		変更	「家屋情報ファイル」に関して 軽減関係に関しては「開始年」だけではなく「終了年」も管理すべきではないでしょうか。ケースとしては稀ですが、増築等の際に通常3年間の軽減を2年間のみしか適用しないような運用をされている自治体のベンダからデータ移行する際、当該ファイルでは正しく移行出来ないと思われます。	ご指摘の内容につきましては、ケースとして稀かもしれませんが、実際の運用を踏まえ、「家屋情報ファイル」に「軽減終了年」項目を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
82		変更	「償却資産細目情報ファイル」に関して 取得年月だけでは1月1日取得の品目等を正しく移行出来ない可能性があるため、年月日まで管理した方が良いのではないのでしょうか。	賦課に必要な情報は月までであるため、取得年月としてでしたが、ご指摘の内容を踏まえ年月日に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
83		変更	「償却資産細目情報ファイル」に関して 特例情報に関しては、償却資産に関しても開始年及び終了年を管理すべきでは無いでしょうか。	償却資産に関しては、通常耐用年数が規定されているため、開始年及び終了年の管理は不要と考えます。	回答のみ
84		変更	「償却資産細目情報ファイル」に関して 当該ファイルでは増加償却資産のデータ移行が不可能と考えます。	償却資産の情報の変更については、追加等が発生した場合には、別の資産情報として再度設定しなおす、といった運用を想定しているため、対応は可能と考えます。	回答のみ
85		不明	「償却資産細目情報ファイル」に関して 省令改正に伴う耐用年数変更の内容をどう移行すべきなのかが不明です。	「償却資産細目情報ファイル」に「改正耐用年数」項目を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
86		変更	「償却資産合計情報ファイル」に関して 当該ファイル内に「屋号」や「税理士」に関する情報が不足していると思います。 ※前半部分は課税台帳に関する情報だと思われますが、その内容が26号様式にあって、当該ファイルにないものがあります。	「償却資産合計情報ファイル」の屋号、税理士に関する情報の管理につきましては、「26号様式」に記載箇所があるものの、その後の業務運用で通常使用する情報ではなく、提出時の内容確認等のための参考情報であると考えますので、標準化対象としておりません。	回答のみ
87		不明	「データ項目一覧」全般に関して 必須項目と指定されている内容をベンダによっては管理していない事も想定されます。その場合、如何なる値をセットする形になるのでしょうか。 (「空白」という記載もあるため、「空白」となるのでしょうか)	必須項目については、協議事業者様からのご指摘により見直し(必須⇒任意化)を行いました。 セットできない項目については、基本的にそれぞれの項目の属性の初期化値を設定いただく考えですが、実際のデータ移行の際には、移行先システムの仕様に基づき設定していただくことになると考えています。	回答のみ
88		不明	「土地情報ファイル」に関して 台帳履歴番号に関しては、この値のみで物件の異動履歴を判断する項目となるのでしょうか？	物件の異動履歴は「台帳履歴番号」で管理されます。土地課税台帳に異動があったタイミングで1が加算されます。	回答のみ
89		不明	「土地情報ファイル」に関して 登記履歴番号と台帳履歴番号の違いを具体的にご教示願います。	実システムでは、土地課税情報と登記情報は別テーブルで管理されます。台帳管理番号は土地課税台帳の異動履歴を判断するための項目ですが、登記履歴番号は、課税台帳(最新または履歴)と、その時点の登記を関連付けるための項目です。	回答のみ
90		不明	「土地情報ファイル」に関して 義務者履歴番号に関して、具体的にどういった値をセットする仕様となるのかをご教示願います。 ※台帳履歴番号との兼ね合い(どういった形でのデータセットを想定されているのか)もご教示願います。どういったデータ構成になるのかのイメージが付きません。	実システムでは、義務者情報は「土地納税義務者テーブル」で管理されます。義務者履歴番号はこのテーブルと特定の時点の土地課税台帳を関連付けるための項目であり、土地課税台帳で所有者・納税義務者を入力・更新したタイミングで自動付番されます。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(07_固定資産税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
91		不明	「土地情報ファイル」に関して 評価調書履歴番号に関して、具体的にどういった値をセットする仕様となるのかをご教示願います。 ※台帳履歴番号との兼ね合い(どういった形でのデータセットを想定されているのか)もご教示願います。どういったデータ構成になるのかのイメージが付きません。	実システムでは、土地課税情報と土地評価調書情報は別テーブルで管理されます。台帳管理番号は土地課税台帳の異動履歴を判断するための項目ですが、評価調書履歴番号は、課税台帳(最新または履歴)と、その時点の土地評価調書情報を関連付けるための項目であり、評価情報を入力・更新したタイミングで自動付番されます。	回答のみ
92		不明	「土地情報ファイル」に関して 砂防地調書履歴番号に関して、具体的にどういった値をセットする仕様となるのかをご教示願います。 ※台帳履歴番号との兼ね合い(どういった形でのデータセットを想定されているのか)もご教示願います。どういったデータ構成になるのかのイメージが付きません。	実システムでは、土地課税情報と砂防地調書情報は別テーブルで管理されます。台帳管理番号は土地課税台帳の異動履歴を判断するための項目ですが、砂防地調書整理番号は、課税台帳(最新または履歴)と、その時点の砂防地調書情報を関連付けるための項目であり、砂防地調書情報を入力・更新したタイミングで自動付番されます。	回答のみ
93		不明	「土地情報ファイル」に関して 特例履歴番号に関して、具体的にどういった値をセットする仕様となるのかをご教示願います。 ※台帳履歴番号との兼ね合い(どういった形でのデータセットを想定されているのか)もご教示願います。どういったデータ構成になるのかのイメージが付きません。	実システムでは、土地課税情報と土地特例情報※は別テーブルで管理されます。台帳管理番号は土地課税台帳の異動履歴を判断するための項目ですが、特例履歴番号は、課税台帳(最新または履歴)と、その時点の土地特例情報を関連付けるための項目であり、土地特例情報を入力・更新したタイミングで自動付番されます。 ※土地特例情報：土地の課税標準額特例、税額軽減、物的減免等の情報	回答のみ
94		変更	「土地情報ファイル」に関して 固定資産税システムに関しては、ベンダ毎に補足情報の管理内容に差があると考えます。類似土地の情報や用途変更宅地等区分、その他履歴番号、下水道区分等、ベンダによっては管理していないケースもあるかと思えます。 標準仕様としても結局は空白となり、項目を持たせた意味が無いのでは無いでしょうか。むしろ汎用的な項目を設定出来るようなエリアを作成すべきでは無いでしょうか。 (例えば、農地転用情報などの項目にセットすべきなのが現行レイアウトでは不明ですが、こういった項目を自由に設定出来るエリアを持たせる等の考慮が必要ではないでしょうか)	ご指摘のデータ保持方法も考えられますが、今回の仕様では、できるだけ具体的なデータ項目を標準的な仕様として提示することが目的ですので、類似土地の情報や用途変更宅地等区分、その他履歴番号、下水道区分等の情報はそのままとさせていただきます。	回答のみ
95		不明	「家屋情報情報ファイル」に関して 自治体によっては全棟調査を行った結果で調査時の番号を管理されるケースもあるかと思えますが、こういった情報を設定出来るような任意項目は不要でしょうか。	ご指摘の内容につきましては、導入団体独自の項目として想定いただき、任意項目を改めて準備することはいたしません。	回答のみ
96		不明	「家屋情報情報ファイル」に関して 閉鎖フラグ、登記滅失区分、滅失区分の3項目に関しては、同じ内容の項目と見てとれますがどのような値をセットする仕様として3項目が存在しているのかご教示願います。	閉鎖フラグは、家屋そのものが閉鎖されているかどうかを表す区分です。(区分の種類は、通常物件、閉鎖物件) 登記滅失区分、滅失区分は、現存家屋、一部滅失、全部滅失の区別を表す区分です。 登記滅失区分が一部滅失の場合、閉鎖フラグは通常物件となりますが、登記滅失区分が全部滅失の場合は、閉鎖フラグは閉鎖物件となります。	回答のみ
97		不明	「家屋情報ファイル」に関して 義務者履歴番号に関して、具体的にどういった値をセットする仕様となるのかをご教示願います。 ※台帳履歴番号との兼ね合い(どういった形でのデータセットを想定されているのか)もご教示願います。どういったデータ構成になるのかのイメージが付きません。	土地情報ファイルでの説明同様、実システムでは、義務者情報は「家屋納税義務者テーブル」で管理されます。義務者履歴番号はこのテーブルと特定の時点の家屋課税台帳を関連付けるための項目であり、家屋課税台帳で所有者・納税義務者を入力・更新したタイミングで自動付番されます。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(07_固定資産税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
98		不明	「家屋情報ファイル」に関して 評価調書履歴番号に関して、具体的にどういった値をセットする仕様となるのかをご教示願います。 ※台帳履歴番号との兼ね合い(どういった形でのデータセットを想定されているのか)もご教示願います。どういったデータ構成になるのかのイメージが付きません。	土地情報ファイルでの説明同様、実システムでは、家屋課税情報と家屋調書情報は別テーブルで管理されます。台帳管理番号は家屋課税台帳の異動履歴を判断するための項目ですが、評価調書履歴番号は、課税台帳(最新または履歴)と、その時点の家屋評価調書情報を関連付けるための項目であり、評価情報を入力・更新したタイミングで自動付番されます。	回答のみ
99		不明	「家屋情報ファイル」に関して 特例履歴番号に関して、具体的にどういった値をセットする仕様となるのかをご教示願います。 ※台帳履歴番号との兼ね合い(どういった形でのデータセットを想定されているのか)もご教示願います。どういったデータ構成になるのかのイメージが付きません。	土地情報ファイルでの説明同様、実システムでは家屋課税情報と家屋特例情報※は別テーブルで管理されます。台帳管理番号は家屋課税台帳の異動履歴を判断するための項目ですが、特例履歴番号は、課税台帳(最新または履歴)と、その時点の家屋特例情報を関連付けるための項目であり、家屋特例情報を入力・更新したタイミングで自動付番されます。 ※家屋特例情報：家屋の課税標準額特例、税額軽減、物的減免等の情報	回答のみ
100		不明	「家屋情報ファイル」に関して その他履歴番号に関して、具体的にどういった値をセットする仕様となるのかをご教示願います。 ※台帳履歴番号との兼ね合い(どういった形でのデータセットを想定されているのか)もご教示願います。どういったデータ構成になるのかのイメージが付きません。	実システムでは家屋課税情報と家屋その他情報※は別テーブルで管理されます。台帳管理番号は家屋課税台帳の異動履歴を判断するための項目ですが、その他履歴番号は、課税台帳(最新または履歴)と、その時点の家屋その他情報を関連付けるための項目であり、家屋その他情報を入力・更新したタイミングで自動付番されます。 ※家屋その他情報：家屋概要調書の39表(家屋の変動に関する調)に関する情報や、改築・一部滅失を行った場合の移動前後の価額情報等の概要調書に関する情報等を管理する。	回答のみ
101		不明	「賦課情報ファイル」に関して 都市計画税履歴番号とはどのような内容になりますでしょうか？	都市計画税課税対象者の場合、当初課税処理時に都市計画税履歴番号が自動付番されます。 賦課更正があった場合、新たな履歴番号が付番され、レコードが追加されます。	回答のみ
102		不明	「土地共有情報ファイル」に関して 共有構成情報ファイルと土地共有情報ファイルは別々に作成する必要はありますか？	土地共有情報ファイルでは、共有構成情報ファイルでは管理していない持分・敷地権割合の情報を管理しますので、必要と考えます。	回答のみ
103		不明	「土地共有情報ファイル」に関して 共有構成情報ファイルと家屋共有情報ファイルは別々に作成する必要はありますか？	家屋共有情報ファイルでは、共有構成情報ファイルでは管理していない床面積に関する情報を管理しますので、必要と考えます。	回答のみ
104		不明	「土地情報ファイル」に関して 課税標準額関係の内容がかなり多く存在しますが、ここまでの内容を標準仕様として定義する必要性がございしますか。 以前のホスト系システムでは保持している可能性が高い内容だと思われるのですが、ここまでの内容を定義する必要は無いのではないかと考えます。	土地情報の詳細内容につきましては、ある程度標準仕様として具体的な項目を提示するために、今回提示した仕様を標準とさせていただきたいと思えます。	回答のみ
105		変更	その他 以下、要望です。 ①桁数が不足する場合の対応として、頭ゼロ埋めなのか空白埋めなのか、可変長とするのか等の仕様を統一してほしい。 ②データ項目一覧内にキー項目を明確に設定してほしい。 ③N型について大文字・小文字を共存させるのかしないのかの仕様を明確にほしい。	ご指摘の内容は、下記の通りの考え方とし、修正は実施いたしません。 ①対応可能な部分は追記しますが、本成果物では、全体方針として、データの使い方の詳細内容までは基本的には記載しない考えです。 ②キー項目につきましては、ファイル関連図の関連データを確認することで確認可能です。 ③大文字小文字の区分については、通常双方が使用可能な場合が一般的であるため、特に記載することは実施いたしません。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(07_固定資産税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
106	コード一覧	追加	「台帳異動事由」に定義しているコード内容が登記異動と現況異動が混在していますが、別管理しているシステムもありますので、分けて定義するのが良いと考えます。	今回の仕様では、登記異動と現況異動は情報が類似しているとの判断から、同一の情報として管理を行っています。	回答のみ
107		追加	「登記滅失区分」がありますが、現況滅失の管理も必要と考えます。	ご指摘の通り不足していましたので、「現況滅失」の項目を追加します。	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(08_個人住民税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	移行ファイル構成	その他	08_個人住民税_移行ファイル構成表 08_個人住民税_対象業務範囲の(2)-①に「各種資料の合算を行ない…」とありますが、08_個人住民税_移行ファイル構成表に各種資料データを格納するファイルが見当たりません。資料データを格納するファイルが必要ではないでしょうか。	中間標準レイアウトについては、合算後のデータを移行する方式としておりますので、課税資料データを格納するファイルはございません。	回答のみ
2		その他	08_個人住民税_移行ファイル構成表 給与特別徴収の事業所集計値や従業員情報を格納するファイルが見当たりません。特徴事業所に関する情報の格納ファイルが必要ではないでしょうか。	事業所集計値については、期割情報ファイルに期毎の事業所番号を管理しておりますので、これを基に集計することが可能となっております。	回答のみ
3		その他	08_個人住民税_移行ファイル構成表 08_個人住民税_業務固有の作成ルールの移行対象に「扶養情報」とありますが、08_個人住民税_移行ファイル構成表に各種資料データを格納するファイルが見当たりません。扶養情報を格納するファイルが必要ではないでしょうか。	扶養情報については、「扶養情報ファイル」に格納し移行を行います。	回答のみ
4	データ項目一覧	追加	本人該当 老寡勤区分で、複数に該当する場合には、どのように設定されるのでしょうか。	複数に該当する場合に対応するため、以下の修正を行いました。 ・データ項目一覧表の「課税台帳情報ファイル」の「本人該当区分_老寡勤」を「本人該当区分_老年者」に変更し、「本人該当区分_寡婦」「本人該当区分_勤労学生」を追加しました。 ・コード一覧表の「本人該当区分_老寡勤」を「本人該当区分_老年者」とし、「本人該当区分_寡婦」「本人該当区分_勤労学生」を追加しました。	仕様(案)修正 【修正】
5		追加	宛名異動事由の法人関連で、特徴法人と普徴法人が分かるようにする必要があります。	宛名異動事由は、個人住民税システムの機能範囲では送付先の異動時のみ設定される項目です。従って、特徴法人と普徴法人の区別は不要と考えます。	回答のみ
6		不明	【項目名】 課税台帳情報ファイル No.12 個人履歴番号 【理由】 弊社システムでは管理していない項目であり、項目説明を参照しても設定する内容が不明であった為、詳細な説明をお願い致します。	個人住民税の情報と住民基本台帳(住基情報)、住登外管理(住登外情報)等との最新情報を関連付けるための項目です。	回答のみ
7		不明	【項目名】 課税台帳情報ファイル No.27 同居老人扶養人数 【理由】 No.27 同居老人扶養人数は、No.28 老人扶養人数の内書として設定する項目との認識で良いか、回答をお願い致します。	お見込のとおり、「同居老人扶養人数」は「老人扶養人数」の内書として設定する項目です。	回答のみ
8		不明	【項目名】 所得情報ファイル 【理由】 課税台帳情報ファイルと相当年度・識別番号・台帳管理番号で結び付けると想定しますが、納税者が複数の所得を持つ場合、どのようにファイルが作成されるのか、詳細な説明をお願い致します。	納税者が複数の所得を持つ場合、「所得情報ファイル」に複数レコードが作られます。その場合、台帳履歴番号は同一のものを格納し、これにより関連付けを行う考え方となっております。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(08_個人住民税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
9		不明	<p>【項目名】 納税義務者情報ファイル</p> <p>【意味】 弊社システムでは、納税義務者情報ファイルに相当する、基本簿テーブル(1月1日時点の住民情報を管理するテーブル)にて、扶養者・被扶養者・事業者・専従者を管理しており、納税者から申告された情報に誤りがないか、点検する運用を行っている。また、国民健康保険業務に対して扶養者情報の連携を行っている。</p> <p>【理由】 扶養・専従者の紐付け(誰が誰を扶養しているか)を管理するファイルがないのか。</p>	<p>扶養の関連付けは、「扶養情報ファイル」で行います。「識別番号」に被扶養者の識別番号(個人番号)が、「扶養者識別番号」に扶養者の識別番号(個人番号)がそれぞれ格納され、これにより関連付けが行われます。</p>	回答のみ
10		不明	<p>【項目名】 事業所情報</p> <p>【意味】 弊社システムでは、事業所管理簿テーブルにて、総括表の発送管理、翌年度の総括表発送停止有無、特徴納入書の発送有無、事業所区分(特徴、普徴、年金、その他)、納期特例区分を管理しており、帳票発行や賦課処理に使用している。</p> <p>【理由】 事業所情報を管理するファイルがないのか、回答をお願い致します。</p>	<p>事業所情報は住登外管理(法人情報)にて法人情報として管理します。</p>	回答のみ
11		不明	<p>【項目名】 課税台帳情報ファイル No.25 特定扶養人数</p> <p>【理由】 24年度個人住民税税法改正「扶養控除の見直し」において、弊社システムでは24年度課税分より特定扶養人数は『納税義務者が扶養している19歳～23歳の人数』を管理する項目とし、16歳～18歳の扶養者人数は「その他扶養人数(No.29 一般扶養人数に相当)で管理するようしている。中間標準レイアウト仕様上で問題ないか回答をお願い致します。</p>	<p>左記の【理由】に記入いただいた管理方法で問題ありません。</p>	回答のみ
12		追加	<p>税額通知等事業所名を出力していることから、事業所番号に紐づく事業所名項目が必要と考えます。 ※住登外ファイル等で事業所名項目を管理する必要があると考えます。</p>	<p>事業所情報は住登外管理(法人情報)にて法人情報として管理します。</p>	回答のみ
13		追加	<p>各ファイルのキーとして、相当年度、識別番号、台帳履歴番号となっておりますが、弊社システムでは徴収区分(給与特別徴収、年金特別徴収、普通徴収)もキーとして、課税計算処理を実施しております。所得等どの徴収区分に紐づくか識別できる項目が必要となります。</p>	<p>内特情報と内年金情報は、それぞれ別ファイルで管理する仕様としておりますので、これらのファイルで移行いただくことにより特に徴収区分をキーとして追加せずとも問題なく移行できると考えています。</p>	回答のみ
14		追加	<p>コード項目一覧表の課税台帳情報ファイルについて、特例適用条文の項目はないのでしょうか。この項目管理は必要であると考えます。</p>	<p>データ項目一覧表の課税台帳情報ファイルについて、特例適用条文の項目はないのでしょうか。この項目管理は必要であると考えます。</p>	回答のみ
15		追加	<p>データ項目一覧表の期割情報ファイルもしくは課税台帳情報ファイルについてですが、整理番号(事業所内の個人番号)は保持しないのでしょうか。(特徴税額通知に整理番号(個人番号))を出力する必要があるため必要であると考えます。</p>	<p>事業所での個人を特定する番号については、「課税台帳情報ファイル」の「受給者番号」項目で管理します。</p>	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(08_個人住民税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
16		変更	データ項目一覧表の所得情報ファイルについてですが、NO5所得金額の桁数が11桁となっている理由はありますか。APPLIC標準仕様との関連も鑑みた場合、13桁が妥当であると考えます。	ご指摘のとおり、所得金額の桁数を13桁に修正しました。	仕様(案)修正 【修正】
17		追加	データ項目一覧表の期割情報ファイルに、賦課年度(調定年度)は保持しないのでしょうか。過年度更正の場合に、相当年度<>賦課年度のデータがありえると考えます。また収納消込のキーとなる通知書番号(徴収番号)も必要と考えます。	ご指摘のとおり、「期割情報ファイル」に「賦課年度」項目と「通知書番号(1~24)」を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
18	コード一覧	追加	納税義務者区分のコードに「事業所課税」も必要と考えます。	ご指摘のとおり、コード一覧表の「納税義務者区分」にコード値「6:事業所課税」を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
19		追加	申告発行区分に「発行不要」も必要と考えます。	ご指摘のとおり、コード一覧表の「申告発行区分」にコード値「3:発行不要」を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
20		追加	本人該当 障害区分に「原爆障害」を追加願います。	ご指摘のとおり、コード一覧表の「本人該当 障害区分」にコード値「2:原爆障害」を追加し、その他障害のコードを2⇒3に変更しました。	仕様(案)修正 【追加】
21		追加	租税条約の適用により、24. 所得控除に「租税条約の適用を受けている場合の給与収入」が必要かと思えます。	コード一覧表の「所得控除」のコード値を「028:租税条約適用給与収入」として見直しました。	仕様(案)修正 【修正】
22		追加	39. 年金保険者区分に「日本年金機構」が必要かと思えます。	コード一覧表の「年金保険者区分」のコード値「1:社会保険庁」を「1:日本年金機構」に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
23		不明	所得控除の株式関係のコード値(038~044)には、未公開分、上場分、上場株式等の配当等の値が必要と考えます。	所得控除コードを見直し、未公開分、上場分、上場株式等の配当等が区分できるようにしました。	仕様(案)修正 【修正】
24		追加	所得控除の寄附金税額控除につきまして、寄附金支払額(市町村指定)と寄附金支払額(都道府県指定)の両方に当てはまる場合があるため、市県分共通の項目が必要と考えます。	所得控除コードを見直し、寄附金控除(住民税)を追加し、市町村と都道府県共通の寄附金控除を可能としました。	仕様(案)修正 【修正】
25	不明	コード一覧表NO24所得控除に、074総合所得税額や029分離短期譲渡所得税額などの税額及び075配当控除や076住宅取得等特別控除額などの税額控除について、住民税でなく、所得税の項目でしょうか？ 各々項目が所得税の項目なのか、住民税の項目なのかの記載が無いため、質問いたしました。	所得控除コードを見直し、各々の項目が所得税の項目なのか、住民税の項目なのか区分できるようにしました。	仕様(案)修正 【修正】	
26	追加	コード一覧表のNO24所得控除について、分離株式譲渡(未公開)課税所得及び分離株式譲渡(未公開)所得税額がありませんが追加が必要ではないでしょうか。 (NO25計算所得には061未公開株式等に係る譲渡所得や062上場株式等に係る譲渡所得はあります。)	所得控除コードを見直し、ご指摘の区分に相当する項目を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】	
27	不明	コード一覧表の25計算所得及び26計算税額について、それぞれ総所得や調整控除額などが項目にありますが、市民税と県民税には分かれていますのでしょうか？	「計算過程税額情報ファイル」に「計算税額_道府県民税額」と「計算税額_市町村民税額」それぞれの項目を持っており、分けて格納するようになっています。	回答のみ	

協議事業者からの意見及び対応内容(09_法人住民税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	中間標準レイアウト仕様(案)の前提(業務固有の作成ルール)	その他	09_法人住民税_業務固有の作成ルール 移行対象の法人に関するデータについて、最新データのみを移行するとありますが、課税状況調や交付税算定資料など、統計処理に問題が生じるのではないのでしょうか。	標準的な移行対象は、課税データについては「事業年度毎の最新データ」としてしていますので、年度毎の最終状態は把握できていると考えています。また履歴の移行に関しては、実施の有無や年数について団体毎に調整が必要な事項と考えています。	回答のみ
2	データ項目一覧	変更	『申告情報ファイル』項目No.11「税率」について、項目の型が9V、桁が1,1となっておりますが、法人住民税においては標準税率12.3%～制限税率14.7%となりますので、格納値を0.123の形式で格納する場合には桁は1,3、12.3%のパーセントの値で格納する場合においても、桁2,1が最低必要であると考えます。 「APPLIC標準仕様」の法人住民税における該当項目は、桁1,4と定義されています。	ご指摘のとおり、桁数を2,1に修正しました。	仕様(案)修正 【修正】
3		不明	【項目名】 課税台帳情報ファイル No.2 事業年度番号 【理由】 弊社システムでは管理していない項目であり、項目説明を参照しても設定する内容が不明であった為、詳細な説明をお願い致します。	当該項目には「事業年度」が格納されます。 ご指摘のとおり項目説明の記述がわかりにくいと思われるので、「事業年度を設定」と修正しました。また、サンプル値も修正しました。	仕様(案)修正 【修正】
4		追加	【項目名】 法人台帳情報ファイル 業種コード 【意味】 「日本標準産業分類(平成19年11月改定)」に基づく業種名(業種コード)を弊社システムでは法人情報テーブルにて管理している。 【理由】 業種コードを営業証明書への印字、年次帳票の集計に使用しており、必須設定項目となる為、項目追加をお願い致します。	中間標準レイアウトでは産業分類に基づく業種名は、「法人台帳情報ファイル」の「産業分類コード」項目にて管理しています。 日本標準産業分類の中分類を管理する仕様となっていました、小分類で管理できるように桁数の変更(3桁⇒4桁)を行いました。	仕様(案)修正 【修正】
5		その他	【項目名】 申告書情報ファイル No.51 みなし控除額 【理由】 総務省令第三百三十二号にて地方税法施行規則の一部が変更となり、第六号様式の表中「みなし配当の25%相当額の控除額」が「国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る 法人税額の特別控除額」に改められましたが、弊社システムでは、「みなし控除額」はそのまま残し、「総合特区・雇用増控除」を項目追加致しました。 中間標準レイアウト仕様において、読替えて項目セットするか、新規項目追加を検討されるのか回答をお願い致します。	「申告書情報ファイル」に、「総合特区・雇用増控除額」項目を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(09_法人住民税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
6		その他	<p>【項目名】 課税標準計算書情報ファイル No.7 みなし控除額</p> <p>【理由】 総務省令第百三十二号にて地方税法施行規則の一部が変更となり、第六号様式の表中「みなし配当の25%相当額の控除額」が「国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る 法人税額の特別控除額」に改められましたが、弊社システムでは、「みなし控除額」はそのまま残り、「総合特区・雇用増控除」を項目追加致しました。 中間標準レイアウト仕様において、読替えて項目セットするか、新規項目追加 を検討されるのか回答をお願い致します。</p>	「課税標準計算書情報ファイル」に、「総合特区・雇用増控除額」項目を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
7		追加	<p>【項目名】 法人台帳情報情報ファイル No.28 税理士名</p> <p>【意味】 弊社システムでは、税理士の名称・住所・電話番号を税理士テーブルにて管理しており、法人情報(法人台帳情報ファイル)における税理士はコードで設定し、税理士コードにて法人情報と税理士テーブルを結び付けている。</p> <p>【理由】 複数法人の税理士を兼任する事を想定し、名称や住所等の変更があった場合、各法人情報を変更せずとも、税理士テーブルを修正する事で一括変更する運用を行うため、税理士を管理する専用テーブルの追加をお願い致します。</p>	本仕様も、税理士情報をご指摘いただいた内容と同様の考え方となっています。ただし、税理士の氏名、住所などの情報は「税理士テーブル」で管理するのではなく、住民基本台帳(住基情報)や住登外管理(住登外情報)に登録された税理士の宛名情報を引用することを想定しております。 ※税理士が市外居住者の場合は、「住登外管理」システムに登録することを想定しています。	回答のみ
8		追加	<p>法人台帳情報ファイルに次のコードの追加をご検討をお願いします。</p> <p>「事業分類大」アルファベット1桁 「事業分類中」数値2桁 「事業分類小」数値4桁</p> <p><理由> 事業種目コードで集計すると思われます。 参考: 日本産業分類(http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/)</p>	中間標準レイアウトでは産業分類に基づく業種名は、「法人台帳情報ファイル」の「産業分類コード」項目にて管理しています。 日本標準産業分類の中分類を管理する仕様となっていました、小分類で管理できるように桁数の変更(3桁⇒4桁)を行いました。 大分類、中分類は、小分類から設定可能と考えます。	仕様(案)修正 【修正】
9		追加	各種住所に対する郵便番号の追加をご検討願います。	法人台帳情報ファイルに「連結住所郵便番号」を、業務別送付先情報ファイルに「郵便番号」を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
10		追加	「課税先」と「送付先」を管理するため、法人台帳情報ファイルで、「課税先」の法人カナ名称、漢字名称、郵便番号、住所、方書、電話番号と「送付先」の課税先の法人カナ名称、漢字名称、郵便番号、住所、方書、電話番号を追加して欲しい。もしくは、業務別送付先情報ファイルに追加して欲しい。	課税先の法人情報(名称、住所等については、法人住民税システムで管理するのではなく、住登外管理(法人情報)で管理する考え方としています。	回答のみ
11		追加	減免額を把握するため、申告書情報ファイルに「法人税割減免額」と「均等割減免額」を追加して欲しい。	申告書情報ファイルに「法人税割減免額」と「均等割減免額」項目を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
12		不明	項番3の送付先種別につきまして、項目説明が法人でないように思われます。※福祉医療業務の記述となっております。	ご指摘いただいた項目は税の送付先情報として不要であるため、削除しました。	仕様(案)修正 【削除】
13		追加	法人市内住所(支店住所)管理につきまして、証明出力等の観点から必要と考えております。また、支店については複数の管理が必要と考えます。	名称、支店情報、住所等については、法人住民税システムで管理するのではなく、住登外管理(法人情報)で管理する考え方としています。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(09_法人住民税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
14		追加	産業区分情報、法人定款情報の項目がないように見受けられません。集計表等出力の観点から必要と考えております。	産業区分情報については、「法人台帳情報ファイル」の「産業分類コード」項目にて管理しています。 法人定款情報については、定款情報だけでは情報が抽象的であり、標準化することが困難であると考え、項目の追加は見送りました。	回答のみ
15	コード一覧	変更	No.2 延長区分は延長月数とし、数値入力の方が各ベンダの対応に柔軟性があると思われます。	延長区分項目については、延長月数として数値(月数)を入力いただく方法でも問題はありません。	回答のみ
16		変更	課税・非課税・均等割のみを判別する為、「連結親区分」の変更と次の項目をデータ項目一覧/法人台帳情報ファイルへの追加をお願いしたい。もしくは、別途課税・非課税・均等割のみを判別する項目を法人台帳情報ファイルへの追加して欲しい。 <変更>「連結親区分」は「法人区分」とし次の項目を持って欲しい。 0: 普通法人 1: 協同組合等 2: 人格のない社団等 3: 公共法人(地税法296①I) 4: 公共法人(地税法296①I以外) 5: 公益法人等(地税法296①II) 6: 公益法人等(地税法296①II以外) 7: 法人課税信託の引き受けを行う個人 <追加>「施設区分」 0: 事業所 1: 寮等 <追加>「収益区分」 0: 収益 1: 非収益	・連結親区分コードに以下のコード値を追加しました。 4: 人格のない社団等 5: 公共法人(地税法296①I) 6: 公共法人(地税法296①I以外) 7: 公益法人等(地税法296①II) 8: 公益法人等(地税法296①II以外) 9: 法人課税信託の引き受けを行う個人 ・「法人台帳情報ファイル」に以下の項目を追加しました。 ・施設区分 ・収益区分 ・コード一覧表とコード構成表に、以下のコードを追加しました。 ・施設区分 ・収益区分	仕様(案)修正 【追加】
17		変更	No.10 申告種類区分は次のとおりとして欲しい。 1: 確定 2: 中間 3: 予定 4: 退職確定 5: 清算予納 6: 残余予納 7: 清算確定 8: 合併確定 9: 更正 B: 決定 M: 見込 また、別途修正申告かどうかを判断する 「修正区分 0: 未修正、1: 修正」が欲しい。 <理由> 申告区分の選択肢は多い方が、各ベンダが対応しやすいと考えられます。 修正区分は別途持たせずとも、申告種類区分に修正確定等で追加をご検討いただければと思います。	申告種類区分コードについて、左記のように修正しました。 また、修正区分については項目の追加は行わず、申告種類区分コードに「修正確定」を追加しました。	仕様(案)修正 【修正】
18		不明	延滞金の計算を正しく行なうために、申告に対する事由を把握する必要があると思うのですが、どのコードで判断するのでしょうか。	「申告種類区分」と「異動事由」で判断いただく仕様となっています。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(10_軽自動車税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	中間標準レイアウト仕様(案)の前提(業務固有の作成ルール)	追加	①業務固有の作成ルールについて、車輛データは最新の情報のみとなっていますが、課税データが作成されている車輛の履歴情報は移行が必要と考えますが、追加することは可能ですか。 【根拠】 5年のうちに名義変更されている場合は名義変更前の課税情報も移行するため、名義変更前の情報も必要と考えた。	今回の仕様におきましては、最新情報の移行のみの情報をデータ移行することを想定しております。履歴情報までの情報を移行する場合は個別に調整していただくことを想定しております。	回答のみ
2		不明	「最新の」とは、直近の年度での最新情報という意味であれば問題がありますので、各年度の最新と理解できるようにして頂きたいです。 宛名移行後の移行とは、宛名の後追いを前提としているということになりますでしょうか。宛名には、住民票登録者・外国人も含めての理解でよろしいのでしょうか。	「最新の」という意味は、直近の年度での最新情報という意味で記述しております。今回の仕様では、最新情報のデータのみを移行することを考えておりますので、履歴情報の移行を行う場合は、個別に対応いただくことを想定しております。 「宛名移行後の移行」は、宛名の後追いを前提としているわけではありません。お見込のとおり住記情報も含まれるとのご理解で相違ありません。	回答のみ
3	データ項目一覧	変更	・ナンバープレートの市区町村名と上部の数字について APPLICの標準仕様では「標識サイン」2桁と「標識番号1」3桁で管理していますが、中間標準レイアウトでは「車輛コード」3桁のみとなっております。 APPLICの標準仕様に合わせる形にする必要はないのでしょうか？	ご指摘のとおり、「軽自履歴情報ファイル」の標識項目を、APPILC標準仕様に合わせて修正しました。	仕様(案)修正 【修正】
4		追加	・型式番号について 型式に関しては、型式番号と認定番号の2項目で管理しているかと思えます。 APPLIC標準仕様でも「型式」と「型式番号」の2項目用意しているため、「型式番号」の項目追加が必要ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、「軽自履歴情報ファイル」の型式、年式、型式番号を、APPILC標準仕様に合わせて修正しました。	仕様(案)修正 【修正】
5		追加	・車輛コードについて 軽自履歴情報ファイルの「車輛コード」はX型の3桁ですが、賦課履歴情報ファイルの「車輛コード」はX型の2桁となっております。 「車輛コード」はX型の3桁で統一する必要があるのではないのでしょうか。	「賦課履歴情報ファイル」の標識項目について、APPILC標準仕様に合わせて修正しました。	仕様(案)修正 【修正】
6		不明	【項目名】 軽自情報ファイル No.7 発生理由 【理由】 発生理由が必須となっていますが、必須とする理由をご教授下さい。 本項目を保有しない場合、移行できないことになるのでしょうか。任意とすることは可能ですでしょうか。	データ項目一覧「軽自情報ファイル」の「発生理由」について、ご指摘のとおり任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
7		不明	【項目名】 軽自履歴情報ファイル No.11 メーカーコード 【理由】 メーカーコードが必須となっていますが、必須とする理由をご教授下さい。本項目を保有しない場合、移行できないことになるのでしょうか。任意とすることは可能ですでしょうか。	データ項目一覧「軽自履歴情報ファイル」の「メーカーコード」について、ご指摘のとおり任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(10_軽自動車税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
8		削除	<p>【項目名】 軽自履歴情報ファイル No.32 所有形態区分</p> <p>【理由】 所有形態区分の項目説明に「所有形態により納税義務を有する者を判断するための区分」とあるが、納税義務を有する者はNo.31の納税義務者識別番号に設定されているため、納税義務者を判断する必要はないと思われます。従って、本項目は必要ないと考えます。リース車両等(所有者と義務者の関係)を示す項目でしょうか。</p>	お見込のとおり、割賦売買による所有権の留保形態やリース車両等を示す項目であるため、中間標準レイアウト仕様のとおりに保持することが必要と考えます。	回答のみ
9		不明	<p>【項目名】 業務別送付先情報ファイル No.9 大字コード、No.10 小字コード</p> <p>【理由】 大字、小字コードが必須となっていますが、必須とする理由をご教授下さい。本項目を保有しない場合、移行できないことになるのでしょうか。任意とすることは可能でしょうか。</p>	データ項目一覧「業務別送付先情報ファイル」の「大字コード」「小字コード」について、ご指摘のとおり任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
10		追加	<p>【項目名】 業務別送付先情報ファイル No.12 送付先住所</p> <p>【理由】 送付先住所は項目説明に「市町村名+字名+番地+方書+宛名方書」となっているが、住所印刷の住所編集方法の自由度を拡張するため、方書と宛名方書を送付先住所から分離し、「送付先方書」と「送付先宛名方書」の追加を検討頂きたい。 (変更)送付先住所…「市町村名+字名+番地」 (追加)送付先方書…「方書」 (追加)送付先宛名方書…「宛名方書」</p>	データ項目一覧「業務別送付先情報ファイル」の「住所」について、ご指摘のとおり「住所」「住所方書」「宛名方書」の3項目に分離しました。	仕様(案)修正 【修正】
11		不明	<p>【項目名】 納組情報ファイル No.3 開始年月日、No.5納組コード</p> <p>【理由】 開始年月日、納組コードが必須となっているが、納組組織が存在しない市町村もあるため、納組情報ファイル自体が任意ファイルとなるのでしょうか。納組を管理するのであれば、組長名等の納組の属性情報を管理する項目が必要ではないか。</p>	納組組織が存在しない市町村の場合、納組情報ファイル自体が任意ファイルとなります。(作成いただくかとも結構です) 組長名等の納組の属性情報を管理する項目については、今回の仕様においては、備考等にて個別対応いただくことを想定しています。	回答のみ
12		追加	<p>【項目名】 業務別送付先情報ファイル 「履歴番号」</p> <p>【理由】 業務別送付先情報が更新された場合にカウントアップされる履歴番号を追加する必要はないか。※ 開始年月、終了年月で履歴の時系列を判断するのでしょうか。</p>	送付先の履歴情報の管理については、今回の仕様では時系列で判断していただくことを想定しています。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(10_軽自動車税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
13		変更	<p>【項目名】 業務別送付先情報ファイル No.3 開始年月、No.4 終了年月</p> <p>【理由】 開始年月、終了年月で履歴の時系列を判断し、カレントデータを取得する仕組みであれば、開始年月、終了年月は日までの管理は必要ないでしょうか。 開始年月→開始年月日 終了年月→終了年月日</p>	データ項目一覧「業務別送付先情報ファイル」の「開始年月」「終了年月」について、ご指摘のとおりそれぞれ「年月日」と日まで管理する仕様に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
14		変更	<p>【項目名】 代納情報ファイル No.3 開始年月、No.4 終了年月</p> <p>【理由】 開始年月、終了年月で履歴の時系列を判断し、カレントデータを取得する仕組みであれば、開始年月、終了年月は日までの管理は必要ないでしょうか。 開始年月→開始年月日 終了年月→終了年月日</p>	データ項目一覧「代納情報ファイル」の「開始年月」「終了年月」について、ご指摘のとおりそれぞれ「年月日」と日まで管理する仕様に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
15		追加	<p>【項目名】 代納情報ファイル 「履歴番号」</p> <p>【理由】 代納情報が更新された場合にカウントアップされる履歴番号を追加する必要はないか。 ※ 開始年月、終了年月で履歴の時系列を判断するのでしょうか。</p>	代納情報の履歴の管理については、今回の仕様では時系列で判断していただくことを想定しています。	回答のみ
16		変更	<p>【項目名】 納組情報ファイル No.3 開始年月、No.4 終了年月</p> <p>【理由】 開始年月、終了年月で履歴の時系列を判断し、カレントデータを取得する仕組みであれば、開始年月、終了年月は日までの管理は必要ないでしょうか。 開始年月→開始年月日 終了年月→終了年月日</p>	データ項目一覧「納組情報ファイル」の「開始年月」「終了年月」について、ご指摘のとおりそれぞれ「年月日」と日まで管理する仕様に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
17		追加	<p>【項目名】 納組情報ファイル 「履歴番号」</p> <p>【理由】 納組情報が更新された場合にカウントアップされる履歴番号を追加する必要はないか。 ※ 開始年月、終了年月で履歴の時系列を判断するのでしょうか。</p>	納組情報の履歴の管理については、今回の仕様では時系列で判断していただくことを想定しています。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(10_軽自動車税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
18		変更	【項目名】 振替口座情報ファイル No.3 開始年月、No.4 終了年月 【理由】 開始年月、終了年月で履歴の時系列を判断し、カレントデータを取得する仕組みであれば、開始年月、終了年月は日までの管理は必要ないでしょうか。 開始年月→開始年月日 終了年月→終了年月日	ご指摘の内容については、記載誤りでした。項目名は「年月」になっているにも係わらず属性は「年月日」で表現しておりましたので、項目名を「年月日」に修正します。	仕様(案)修正 【修正】
19		追加	【項目名】 振替口座情報ファイル 「履歴番号」 【理由】 振替口座が更新された場合にカウントアップされる履歴番号を追加する必要はないか。 ※ 開始年月、終了年月で履歴の時系列を判断するのでしょうか。	振替口座情報の履歴の管理については、開始年月、終了年月で履歴の時系列を判断する仕様と考えています。	回答のみ
20		追加	【項目名】 振替口座情報ファイル 「媒体区分」 【意味】 口座振替を「伝送、媒体、紙(納付書)」で行うかを判断する項目 【理由】 振替口座の方法により、データを抽出、集約する必要があるため	口座振替依頼の方法(伝送、媒体、紙)については、口座ごとに管理する必要はなく、金融機関毎に情報を持つことで事足りると考えます。	回答のみ
21		不明	【項目名】 振替口座情報ファイル 【理由】 口座振替の結果コード(残高不足、口座不一致等)が口座不一致(口座が存在しない場合)に口座振替を自動停止する場合にどのような対応が想定されているのでしょうか。 例) 終了年月が直近の年月に更新される 例) 有効無効を判断する項目及び理由を追加する。	ご指摘の運用方法に係わる処理の仕様は、今回の中間標準レイアウトでは想定しておりません。個別の運用方法として、個別対応を検討していただくことを想定しております。	回答のみ
22		追加	取扱業者番号については課税対象者の個人番号が必要となります。	取扱業者番号と、課税対象者の個人番号は、別々のファイルにて管理を実施しております。	回答のみ
23		変更	通知書番号について下記構成より12桁で管理している。12桁必要と考えます。 通知書番号の構成 1バイトから1バイト:車種区分 2バイトから3バイト:車輜コード 5バイトから2バイト:カナを数字で管理 7バイトから4バイト:車両番号 10バイトから1バイト:合併前役所(旧市町村)判定	データ項目一覧「賦課履歴情報ファイル」の「通知書番号」について、ご指摘のとおり桁数を12桁に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
24		追加	営業車を分類するために営業区分が必要と考えます。	「軽自履歴情報ファイル」の「所有形態区分」が「3:商品車登録されている形態」に相当すると考えます。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(10_軽自動車税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
25		追加	② 軽自履歴情報。賦課履歴情報のレイアウトに「分類番号」を追加することは可能ですか。 【根拠】 車両コード(標識サインに準拠)では、標識の地域名と数字位置の表示のみで、数字の定義はできない。地域情報プラットフォームでも標識番号1という項目で定義されています。	標識に関する項目については、No.3のとおりAPPILC標準仕様に合わせて修正を行いました。	仕様(案)修正 【修正】
26		追加	③ 軽自履歴情報、賦課履歴情報のレイアウトに「地域名」を追加することは可能ですか。 【根拠】 市町村合併、市制・町制施行、ご当地ナンバー導入により、市区町村内に複数の地域のナンバーが登録されているが、現仕様では市区町村名、地名それぞれ一つしか登録できないため、移行時に正しく移行されない標識が発生するため。	「軽自履歴情報ファイル」の「標識サイン」コードの定義を行えば、複数の地名の登録を行うことが可能となります。	回答のみ
27		追加	データ項目一覧表の賦課履歴情報ファイルについて 納税義務者死亡等の際行う、課税保留に関する情報が足りないと思います。 参考 各市町村の課税保留に関する事務要領	課税保留情報の扱いについては、現時点では全ての自治体で管理している情報ではないと思いますので、今回の仕様では対象外とさせていただきます。	回答のみ
28		追加	データ項目一覧表の車両履歴情報ファイルについて 車両コードの標識サインは標識サインは、地区、分類番号、かな記号、車両番号をすべて持つコード値なので利用するのは不適切だと思います。また、車両コードは地区、分類番号を持つことになっていますが、移行を行う自治体ごとに、全組合せを洗い出してコード化しなくてはならず、大変です。 地区と分類番号は分けて、それぞれ必要なコードを持つ方が、移行にかかる手間が少ないのではないかと考えます。 例 地区 札幌、札、札幌市、旭川、旭川市 分類番号 軽自動車：乗用・5、7、50～59、70～79、500～599、700～799＝211種 貨物・4、6、40～49、60～69、400～499、600～699＝211種 特殊用途：8,80～89,800～879＝90種 5 × (211 + 211 + 90) = 2560パターンから必要な分をコード化	標識に関する項目については、項番147のとおりAPPILC標準仕様に合わせて修正を行いました。	仕様(案)修正 【修正】
29		変更	軽自情報ファイル等 軽自管理番号について、定義では数字タイプで8ケタとなっています。 所有者識別番号に合わせて最大15桁をお願いします。 既存システムで管理番号を持っていなかった場合に、移行のために新たに発番する可能性があります。余裕のある項目長を希望します。	「軽自管理番号」について、ご指摘のとおり属性を9⇒Xに、桁数を8桁⇒15桁に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
30		変更	業務別送付先情報ファイル 識別番号に関して、軽自動車税では車両単位に課税することから、送付先も車両ごとに移行する必要もあり得ます。識別番号の次に軽自管理番号を追加していただきたいです。	今回の仕様では、送付先情報管理については個人ごとに行い、車両単位での対応は想定しておりません。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(10_軽自動車税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
31		変更	業務別送付先情報ファイル 「隣組コード」について「納税組合」と同義と理解してよろしいでしょうか。 また、必須設定となっておりますが、納税組織を運用されていない自治体は数多くありますので必須から任意へ変更をお願いします。	「隣組コード」は納税組合ではなく、自治体ごとの地域を区分けするための項目(隣組、町内会、班など)です。 自治体によっては未使用項目となりますので、任意項目に変更しました。	仕様(案)修正 【修正】
32		変更	業務別送付先情報ファイル 「開始月」「終了月」について日付まで管理されている場合もありますので、桁数は8ケタ(西暦)が設定できる必要があります。転居を繰り返される場合もありますので同一月内で送付先の設定が重複してしまいます。	業務別送付先情報ファイルの「開始月」「終了月」については、項番270のとおり日付まで管理できるように修正を行いました。	仕様(案)修正 【修正】
33		変更	業務別送付先情報ファイル 本人の識別番号は存在していますが、送付先として設定されている方の識別番号が存在していません。移行の中で情報が漏れてしまうことになりませんかでしょうか。	送付先情報として他の住民の識別番号を管理することについては、他業務との整合が必要であるため、今回の仕様では、対象としておりません。	回答のみ
34		変更	代納情報ファイル 本人の識別番号は存在していますが、代納者として設定されている方の識別番号が存在していません。本人と代納者の関係が識別できない状況です。	代納情報として他の住民の識別番号を管理することについては、他業務との整合が必要であるため、今回の仕様では、対象としておりません。	回答のみ
35		変更	代納情報ファイル 「開始年度」「終了年度」とありますが、日付が判別できない場合、年度中の履歴が落ちてしまいます。西暦8ケタで設定できるようご配慮ください。 納組情報ファイルと振替口座情報ファイルも同様です。	代納情報ファイルの「開始月」「終了月」については、No.14のとおり日付まで管理できるように修正を行いました。 納組情報ファイル、振替口座情報ファイルも同様に修正を行いました。	仕様(案)修正 【修正】
36		変更	口座振替情報ファイル 「新規振替区分」は、移行後初めてという場合に設定するものでしょうか。どちらかという移行ではなく、運用中に必要となる項目と思います。移行の中でどの時点から見て「初めて」とするのかを示す必要があると思います。	移行の中でどの時点から見て「初めて」とするのか、について、データ項目一覧「口座振替情報ファイル」の「新規振替区分」の備考欄に、以下のとおり補足説明を記入します。 「データ移行後の口座振替が初めての口座振替になる場合に「2:新規振替」を設定します。それ以外は、「1:新規振替以外」を設定します。」	仕様(案)修正 【修正】
37		追加	軽自履歴情報ファイルに米軍構成員等の私有車両の区分が必要ではないでしょうか。通常の賦課とは異なる処理を行うため、判別可能な項目が必要であると考えます。	米軍構成員等の私有車両の区分の管理については、個別自治体での対応と考えられますので、今回は含んでおりません。	回答のみ
38	コード一覧	削除	メーカーコード 自治体における車両の内訳として、軽自動車に属するものが占める割合はせいぜい50%程度ではないかと思われます。 ですので、現状提供されている「車両メーカー」の名前以外がその他になってしまうより、設定されているメーカー名をそのまま移行する、もしくは自治体単位に固有のコード体系とするほうが柔軟ではないかと思えます。	メーカー名の管理につきましては、現時点では全ての自治体で管理している情報ではないと思えますので、今回の仕様では対象外とさせていただきます。	回答のみ
39		削除	減免理由について ① 公用車は地方税法・第四百四十三条の規定により「非課税」です。 区分値は不要と思えます。	ご指摘のとおり、減免区分コードより「4:公用車両」を削除しました。	仕様(案)修正 【削除】

協議事業者からの意見及び対応内容(10_軽自動車税)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
40		追加	減免理由について ②「その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等」については各自治体の条例によく定められているので、追加したほうがよいと思います。	条例規定の減免理由については、コード値の追加にて対応可能と考えますので、今回の仕様では追加いたしません。	回答のみ
41		不明	災害非課に関して、地方税法附則第57条第2項により確かに非課税なのですが、時限式(平成23年～25年)であり、条文も「東日本大震災」である旨を明記しています。 持つのであれば、免税コードと同じく非課税コードを持ち、今後、災害ごとに増えるかもしれない、非課税の区分をきちんと設定できるようにしたほうがよいと思います。 参考:地方税法附則第57条第2項	非課税区分の管理については、現時点では全ての自治体で管理している情報ではないと思いますので、今回の仕様では対象外とさせていただきたいと思います。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(11_収滞納管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	中間標準レイアウト仕様(案)の前提(業務固有の作成ルール)	変更	前提条件[11. 収滞納] 収納側と課税側の不一致を既存システム側で解決しておく必要があるとなると過年度変更機能自体がないシステムを運用されている場合もあるので移行できなくなってしまう。	中間標準レイアウトにあわせて、既存システムから情報の抽出を行うかと思われませんが、その際にデータを加工する等の対応をお願いしたいと考えております。 既存システムの課税額と収納額が不一致の場合、どちらの値が正しいかは新システムでは判断できないかと思われます。	回答のみ
2	中間標準レイアウト仕様(案)の前提(対象業務範囲)	その他	収納業務に係る中間標準レイアウト仕様(税、介護、後期) <質問> 11.収滞納管理業務以外に14.介護保険と16.後期高齢者医療の収滞納業務に係るデータ項目一覧、コード一覧等について、統一化(標準化)すべきではないでしょうか？ 例1) データ項目一覧 納付履歴情報ファイル(収滞納管理)、収納履歴情報ファイル(介護・後期) 例2) コード一覧 納付区分(収滞納管理)、納入方法コード(介護)、納付区分(後期) 例3) ファイル関連図 過誤納処理の考え方が3業務で統一化(標準化)されていません。	今回の業務範囲の定義として、収滞納業務は税(および国保料)を対象としています。また介護保険や後期高齢者医療は、業務毎に収滞納機能を保有する考え方と、統合収納として一元化する考え方がありますが、今回の業務定義では個々の収滞納機能を想定しています。	回答のみ
3	移行ファイル構成	追加	財産の情報として以下の情報も必要ではないでしょうか ・ 固定電話情報 ・ 携帯電話情報 ・ 給与情報 ・ 還付情報 ・ 生命保険情報 ・ 債権情報	ご指摘のとおり、各財産を管理するファイルを追加いたします。	仕様(案)修正 【追加】
4		追加	処分の情報として以下の情報も必要ではないでしょうか ・ 納付受託情報 ・ 公売情報 ・ 配当情報	(滞納)処分情報の管理については、団体ごとに業務範囲が異なることが想定されるため標準化が困難と考えます。そのため、今回の仕様では、処分情報は対象外としています。	回答のみ
5		追加	督促および催告業務を行う上で以下の情報も必要ではないでしょうか ・ 督促・催告停止情報	ご指摘事項を各期別情報ファイルに項目追加致します。 追加内容は、督促状停止日をデータ型:9、桁数:8桁とし、項目設定は任意と致します。 また催告に関しても同様に、発行日・停止日を追加致します。 ※ただし、発行日が入っている場合は状停止日は初期値とします。	仕様(案)修正 【追加】
6		追加	催告の発送情報も必要ではないでしょうか。	ご指摘事項を各期別情報ファイルに項目追加致します。 追加内容は、「催告情報」という項目を追加し、催告情報情報配下に催告状発行日をデータ型:9、桁数:8桁、催告状停止日をデータ型:9、桁数:8桁とし、項目設定は任意と致します。 ※ただし、発行日が入っている場合は状停止日は初期値とします。	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(11_収滞納管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
7		追加	移行ファイル関連図においてリンクキーとして記載のある識別番号が、以下のファイルのデータ項目一覧に記載がありません。ご確認お願い致します。 ①滞納整理の記録ファイル、②不動産登記情報ファイル、③商業法人登記情報ファイル ④預貯金等調査結果情報ファイル、⑤繰上徴収ファイル、⑥分割納付ファイル ⑦徴収猶予ファイル、⑧延滞金減免ファイル、⑨差押ファイル、⑩交付要求ファイル ⑪換価猶予ファイル、⑫滞納処分の停止ファイル、⑬時効の中断及び停止ファイル	ご指摘のとおり、項目を追加いたします。	仕様(案)修正 【追加】
8		追加	移行ファイル関連図において、納税義務者情報ファイルと通知書情報ファイルの関連が1:1と記載されておりますが、通知書情報ファイルのデータ項目一覧には通知書情報キーが定義されていることから、1:nが妥当ではないかと考えます。ご確認をお願いします。	ご指摘の通りで、記載誤りとなります。通知書情報キー+識別番号で一意を特定するため、関連図としては1:nになりますが、関連図上のキーの記載が誤っておりました。精査し修正を行います。	仕様(案)修正 【修正】
9		その他	収滞納の作成ルールで、業務固有となる送付先情報、納付管理人情報のデータは移行対象とする。と記載されているがそれに対応するファイルが見当たらない。 一方、住登外管理の作成ルールでは、納税管理人、共有者、送付先は各業務側で管理する。となっている。 どのように、移行・管理するのが不明確である。	収滞納の納税義務者情報ファイルの中に、送付先情報と納税管理人情報に関するデータ項目にて対応しております。データ項目一覧の「納税義務者情報ファイル」のページが、移行ファイル構成表と一致しておりませんでしたので、データ項目一覧のページの位置の修正をいたします。	仕様(案)修正 【修正】
10	データ項目一覧	追加	11_収滞納管理_データ項目一覧表.pdf、移行ファイル名:期別情報ファイル(固定資産税) 固定資産税では4期割(1期~4期)と10期割(1期~10期)が混在する団体があり、4期割、10期割で税額を集計する際に判断可能となる区分(期割区分)を追加する必要があると考えます。	ご指摘事項を各通知書情報ファイルに項目追加致します。 追加内容は、ご指摘内容の固定資産税に対する4期割・10期割という限定ではなく、データ型:9、桁数:2桁とし、項目設定は任意と致します。 ※ただし、軽自動車税に関しては、左記指摘の対象にはならないと認識しておりますので、期割項目の追加は行いません。	仕様(案)修正 【追加】
11		追加	11_収滞納管理_データ項目一覧表.pdf、移行ファイル名:納付履歴情報ファイル 還付加算金の情報を納付履歴情報ファイル、または、別ファイルで保持する必要があると考えます。	ご指摘事項を各納付履歴情報ファイルに項目追加致します。 追加内容は、データ型:S9、桁数:13桁とし、項目設定は任意と致します。	仕様(案)修正 【追加】
12		追加	11_収滞納管理_データ項目一覧表.pdf、移行ファイル名:調定履歴情報ファイル 課税異動事由、または、更正内容を追加し、調定履歴の変更理由が判断できるようにする必要がありますと考えます。	ご指摘事項を各調定履歴情報ファイルに項目追加致します。 追加内容は、更正事由をデータ型:X、桁数:2桁とし、項目設定は任意と致します。 また、項目追加に合せ、コード一覧に対応コードを追加致します。	仕様(案)修正 【追加】
13		追加	法人住民税の本税調定額・収入額は法人税割、均等割の内訳が必要と考えます。	ご指摘事項を期別情報ファイル(法人住民税)、納付履歴情報ファイル(法人住民税)、調定履歴情報ファイル(法人住民税)に追加致します。 追加内容は、データ型:S9、桁数:13桁とし、項目設定は任意と致します。	仕様(案)修正 【追加】
14		追加	法定納期限等がありませんので追加が必要と考えます。(地方税法第14の9、第14条の10等)	ご指摘事項を各通知書情報ファイルに項目追加致します。 追加内容は、法定納期限等をデータ型:9、桁数:8桁とし、項目設定は任意と致します。 また、項目追加に合せ、コード一覧に対応コードを追加致します。	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(11_収滞納管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
15		追加	11_収滞納管理_データ項目一覧表.pdf、移行ファイル名:期別情報ファイル(国民健康保険税(料)) 決算繰越本税額は「国保期別調定額内訳」と同様に内訳が必要と考えます。	ご指摘事項を期別マスタ(国民健康保険税(料))に項目追加致します。 追加内容は、データ型:S9、桁数:13桁とし、項目設定は任意と致します。	仕様(案)修正 【追加】
16		追加	国民健康保険税(料)、個人住民税の年金特別徴収は特別徴収義務者が必要と考えます。 また、納付情報にコンビニの店舗などの情報も必要です。	年金特徴分に関しては、税目を分けて考えております。国保ファイルや個人住民税ファイルの中で、キーが違う(税目が変わるため)2レコードができることを想定して作成しております。年金特徴のレコードの納税義務者に特徴義務者の識別番号を設定してください。 また、コンビニの店舗情報に関しては、全銀協コードのように統一化されていないこと、新規出店や閉店等が多いため管理が煩雑であること等の意見もあり、今回は標準レイアウトの対象外とさせていただきます。	回答のみ
17		追加	納付区分に「督促状」、「催告書」が必要と考えます。	納付区分では、「口座振替」や「コンビニ納付」等の納付方法に関する情報を管理しており、「督促状」、「催告書」に関する情報は「督促日」や「催告日」等により管理しております。	回答のみ
18		追加	納付義務承継、証券受託、公売換価を管理するファイルが必要と考えます。	納付義務承継は、納税義務承継(地方税法第九条)、連帯納税義務(第十条)、第二次納税義務(第十一条)があり業務範囲がシステムごとに異なるうえ、時効中断要件となるわけでもなく、移行する際にパンチ入力も十分に可能であると想定されるため、移行対象外とさせていただきます。 証券受託については、滞納管理として管理される場合と、会計部門で管理される場合が想定されます。納付の委託の場合は時効の中断条件となりますが、扱うデータ量がパンチ入力にて対応も可能なデータ量と思われるので、標準移行範囲対象外とさせていただきます。 公売換価については、システムごとに業務範囲が異なるうえ、台帳管理とされているケースも多いと想定されるため標準移行対象外とさせていただきます。	回答のみ
19		追加	納税義務者情報ファイルの送付先情報について 税目毎に送付先を設定する場合に対応するため、当ファイルから送付先情報を切り離し別途管理できるようにしてはどうでしょうか	送付先情報は、共通で管理すべきという考え方と、業務単位に管理すべきという考え方があり、今回の仕様では、双方に対応できるような仕様としているため、送付先情報は切り離さないで管理を行います。	回答のみ
20		変更	納税義務者情報ファイルについて 納税管理人とは別に、相続人が設定されている場合に相続人を識別する番号も必要ではないでしょうか	実運用上、平行で納税管理人と相続人が同時に設定される状況は存在しないと思われず。 よって、相続人を設定する場合、納税管理人識別番号に相続人の識別番号を設定して頂く想定で作成しておりました。 しかし、ご指摘事項を精査していく中で、納税管理人を設定しているのか、相続人を設定しているのかを区別するための区分を設けないと誤解を招く恐れがあることがわかりましたので、納税義務者情報ファイルに管理区分をデータ型:X、桁数:2桁で追加させて頂き、区分のコード値にてどちらが設定されているのかを識別できるように致します。	仕様(案)修正 【修正】
21		変更	各期別情報ファイルについて 時効となる日の項目も必要ではないでしょうか	ご指摘事項を各期別情報ファイルに項目追加致します。 追加内容は、時効予定日をデータ型:9、桁数:8桁とし、項目設定は任意と致します。	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(11_収滞納管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
22		変更	分割納付ファイルについて 受付日とは別に誓約日も必要ではないでしょうか	ご指定事項を分割納付ファイルに項目追加致します。 追加内容は、誓約日年月日をデータ型:9、桁数:8桁とし、項目設定は任意と致します。	仕様(案)修正 【追加】
23		変更	徴収猶予ファイルについて 申請日とは別に決定日も必要ではないでしょうか	ご指定事項を徴収猶予ファイルに項目追加致します。 追加内容は、決定年月日をデータ型:9、桁数:8桁とし、項目設定は必須と致します。	仕様(案)修正 【追加】
24		変更	徴収猶予ファイルについて 延長申請に関する情報も必要ではないでしょうか	ご指定事項を徴収猶予ファイルに項目追加致します。 追加内容は、猶予区分をデータ型:9、桁数:1桁とし、項目設定は必須と致します。	仕様(案)修正 【追加】
25		変更	換価猶予ファイルについて 延長申請に関する情報も必要ではないでしょうか	ご指定事項を換価猶予ファイルに項目追加致します。 追加内容は、猶予区分をデータ型:9、桁数:1桁とし、項目設定は必須と致します。	仕様(案)修正 【追加】
26		変更	期別情報ファイル(法人市民税)について 法人税割額、均等割額の項目も必要ではないでしょうか	ご指摘事項を期別情報ファイル(法人住民税)、納付履歴情報ファイル(法人住民税)、調定履歴情報ファイル(法人住民税)に追加致します。 追加内容は、データ型:S9、桁数:13桁とし、項目設定は任意と致します。	仕様(案)修正 【追加】
27		変更	納付履歴情報ファイル(法人市民税)について 法人税割額、均等割額の項目も必要ではないでしょうか	No.26の指摘事項と同じ内容になります。No.26に記載した対応内容にて管理させていただきます。	回答のみ
28		追加	各期別情報ファイルについて 返戻日、公示日の項目も必要ではないでしょうか。	ご指摘事項を各期別情報ファイルに項目追加致します。 追加内容は、上記指摘No.5の対応と同じように、督促情報配下に返戻日をデータ型:9、桁数:8桁、公示日をデータ型:9、桁数:8桁とし、項目設定は任意と致します。 また、ご指摘頂いた内容を精査したところ、同じく「納税通知書発行情報」という項目を追加し、納税通知書発行情報配下に返戻日をデータ型:9、桁数:8桁、公示日をデータ型:9、桁数:8桁とし、項目設定は任意と致します。	仕様(案)修正 【追加】
29		追加	納付(入)の計画情報(分割納付)ファイルについて 履行、不履行を管理する区分は、必要ないでしょうか。	履行状況は、計画値に対する収納情報との関連により判断する必要があると考えます。分割納付の履行管理は、分割納付計画に基づく納付なのか計画以外の納付であるかの判断や、当該計画の分割納付に対する納付であるか否かの判断等、各事業者ごとにどういった管理をされているか独自性が強いことが予測されるため、標準仕様の範囲外とした方が適切であると考えます。	回答のみ
30		追加	差押ファイルについて 差押する種類(不動産、預貯金等)を管理する区分は、必要ないでしょうか。	ご指摘の区分に対応するため、任意項目として区分を追加いたします。	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(11_収滞納管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
31		不明	【項目名】 識別番号 【意味】 納税義務者等の個人(法人)を特定するためのコードと理解しています。 【理由】 納税義務者情報ファイルに、納税管理人識別番号が設定されていますが、年度ごとに納税管理人が異なった場合は、年度ごとに識別番号を変更するのでしょうか？また、納税管理人では有りませんが、似たような、相続人や、代納者などの情報はどのように管理するのでしょうか？	ご指摘内容の「年度ごとに納税管理人が異なった場合は、年度ごとに識別番号を変更するのでしょうか？」の通り、年度にて納税義務者が変わった場合、納税義務者情報も複数レコード作成することを想定として作成しております。 ※なお、年度が異なった場合でも、納税義務者が変わらない場合は納税義務者ファイルは1レコードを想定しております。	回答のみ
32		追加	【項目名】 納付履歴情報ファイル(全税目)の充当情報に「充当元先収納履歴連番」 【理由】 移行処理後に、充当済みデータを取り消す場合など、同一期別に複数の納付情報が存在した場合にデータ特定するために必要になります。	ご指摘事項を各納付履歴情報ファイルに項目追加致します。 追加内容は、充当元先収納履歴連番という項目を追加し、項目設定は任意と致します。	仕様(案)修正 【追加】
33		追加	【項目名】 納付履歴情報ファイル(全税目)の納付金融機関情報に「口座種別」、「口座番号」、「口座名義人」 【理由】 口座振替済通知書等を出力する場合、仕様によっては口座番号情報の出力が必要な場合があるため。	ご指摘事項を各納付履歴情報ファイルに項目追加致します。 追加内容は、納付金融機関情報配下に口座種別、口座番号、口座名義人という項目を追加し、項目設定は任意と致します。	仕様(案)修正 【追加】
34		追加	【項目名】 調定履歴情報ファイル(全税目)に、「更正事由(理由)」 【理由】 賦課側で管理されている項目だと思いますが、収納業務担当が窓口対応を行なう場合、義務者への説明で更正の理由程度は、収滞納管理として把握すべき項目のため	No.12の指摘事項と同じ内容になります。No.12に記載した対応内容にて管理させていただきます。	仕様(案)修正 【追加】
35		追加	【項目名】 期別情報ファイル(個人住民税)に、「給与特徴分」の事業所識別番号 【理由】 期別情報ファイル(個人住民税)の税目が「給与特徴分」の場合、個人分の調定情報を管理するデータには、事業所別の調定データと紐つける項目が必要となります。	個人住民税給与特徴分の調定情報は、直接の納税義務者である特徴事業所単位の移行を対象としており、一般的なデータ移行の考え方に従っています。ご指摘の個人毎の特徴調定額との紐づけについては、個人住民税業務(賦課)の調定情報移行により、収滞納業務としても必要な情報は網羅していると考えます。	回答のみ
36		削除	通知書情報ファイルの法定納期限について、期別情報ファイルに納期限のデータがあるため不要と考えます。	APPLIC標準仕様(収滞納管理)のデータ項目を引用しております。	回答のみ
37		追加	還付について未還付の判断するために還付済額が必要と考えます。 また、還付発生理由を判別するための還付発生区分が必要と考えます。	移行前提として、過誤納額を整理した状態での移行を想定して作成しておりますので、未還付は整理された状態での移行を前提で作成しております。 また、還付発生区分については、No.45の指摘事項と同じ内容になります。No.45に記載した対応内容にて管理させていただきます。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(11_収滞納管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
38		変更	① 収滞納管理システムのキー情報となり、収滞納システムの情報を参照するために必要と考えますが、追加することは可能でしょうか。	ご指摘内容から推察するに、任意に使用可能な情報キーの追加をご依頼されていると思われます。 11_収滞納管理_業務固有の作成ルール.ppt内に記載がありますが、各期別情報ファイルにある徴収番号にて指摘内容のような任意キー等の固有情報を管理する想定で作成しております。 よって、今回は対応は行わず、回答のみとさせていただきます。	回答のみ
39		不明	データ項目一覧「納付履歴情報ファイル(法人住民税)」に「法人税割額」「均等割額」がありません。	ご指摘事項を期別情報ファイル(法人住民税)、納付履歴情報ファイル(法人住民税)、調定履歴情報ファイル(法人住民税)に追加致します。 追加内容は、データ型:S9、桁数:13桁とし、項目設定は任意と致します。	仕様(案)修正 【追加】
40		追加	納付履歴情報ファイルに以下の項目を追加出来ないでしょうか。 ① 還付加算金 ※地方税法 ② 口座種別 ③ 口座番号8桁(ゆうちょ対応) ④ 支店コード3桁→5桁に変更(ゆうちょ対応) ※②～④の情報についての情報があれば、口座振替済通知書の出力が可。 ⑤ 充当元先情報に以下の情報を追加出来ないか。 本税→本税、本税→督促、本税→延滞 督促→本税、督促→督促、督促→延滞 延滞→本税、延滞→督促、延滞→延滞 ※これらの情報があれば、充当の状況判断が可。	①については、No.11の指摘事項と同じ内容になります。No.11に記載したとおり、各納付履歴情報ファイルに項目を追加致します。 ②③④については、No.33の指摘事項と同じ内容になります。No.33に記載したとおり、各納付履歴情報ファイルに項目を追加致します。 ただし、全銀協フォーマットの定義上では、ゆうちょ銀行の場合でも口座番号7桁、支店コード3桁となります。ご指摘内容の桁数は全銀業フォーマット準拠の考えから、対応は見送らせて頂きます。 ⑤について、ご指摘事項を各納付履歴情報ファイルに項目追加致します。 追加内容は、充当情報配下に充当元先金種(データ型:X、桁数:2桁)という項目を追加し、充当元先情報設定時は必須設定と致します。 また、項目に設定するコード値をコード一覧に追加致します。 コード値としては、「本税」、「督促」、「延滞」の3種類のみとし、元先については各納付履歴情報ファイルの歳入歳出区分にて判定いたします。	仕様(案)修正 【修正】
41		変更	滞納処分関係の管理番号の桁数を20桁に変更出来ないでしょうか。 ※弊社システムが20桁で管理しているため。	管理番号の桁数を変更いたします。	仕様(案)修正 【修正】
42		追加	充当情報で、固定→法人への充当を考慮する必要があると考えます。 ※納付履歴情報ファイル(固定資産税、軽自動車税)、の充当情報に、充当元先事業年度開始日、充当元先事業年度終了日、充当元先申告区分が必要です。	ご指摘事項を各納付履歴情報ファイルに項目追加致します。 追加内容は、充当情報配下に充当元先事業年度開始日(データ型:数値、桁数:8桁)、充当元先事業年度終了日(データ型:数値、桁数:8桁)、充当元先申告区分(データ型:数値、桁数:2桁)という項目を追加し、充当元先情報設定時は必須設定と致します。	仕様(案)修正 【追加】
43		変更	申告区分で修正申告には回数が必要です。 ※弊社システムでは、申告区分と修正回数まででキーとしています。	No.38の指摘事項の回答と同じ内容になりますが、各期別情報ファイルにある徴収番号にて指摘内容のような任意項目等の管理する想定で作成しております。	回答のみ
44		変更	納税義務者情報ファイルの送付先には税目コードが必要と考えます。 ※各税目ごとで送付先が異なることがあるため。	No.19の指摘事項と同じ内容になります。No.19に記載した対応内容にて管理させていただきます。	回答のみ
45	コード一覧	追加	移行先パッケージで地方税法に則り、加算金計算が行えない為、還付加算金の算出根拠となる還付発生事由が必要と考えます。	ご指摘事項をコード一覧に項目追加致します。 また、コード追加に合せ、各納付履歴情報ファイルに対応コードの項目を追加致します。(任意項目)	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(11_収滞納管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
46		追加	11_収滞納管理_データ項目一覧表.pdf、移行ファイル名:納税義務者情報ファイル 分割納付情報を元に口座振替を行う際に必要となる口座情報が必要と考えます。	口座情報は、宛名に準じる情報として住登外管理の中で、口座マスタのレイアウトを定義しており、口座情報はこのレイアウトから設定する考え方を採用しております。	回答のみ
47		追加	納付区分にはコンビニ納付の速報値と確報値を分類するために速報値と確報値が必要と考えます。	データ移行については、各種経過情報については確定した状態での情報移行することにより、移行作業の軽減が可能であるとの考えから、ご指摘の速報額につきましては、確報受信済の情報のみを移行対象として想定しております。	回答のみ
48		追加	納付区分について以下のコードを追加できないでしょうか。 ① 窓口納付書(再発行納付書) ② クレジット ③ 督促状 ④ 催告納付書 ⑤ 代理納付 ⑥ 配当	No.17の指摘事項と同じ内容になります。 ご指摘の内容を精査致しましたところ、②クレジット、⑤代理納付、⑥配当につきましてはご指摘の通り、納付区分として管理すべき項目になりますので、コード一覧に追加させていただきます。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(12_国民健康保険)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	中間標準レイアウト仕様(案)の前提(業務固有の作成ルール)	その他	所得情報・固定資産税情報も国保健康保険業務のデータとして移行するとありますが、他市町村課税分だけでなく自庁課税分の情報も国保業務データとして移行した場合、個人住民税・固定資産税と重複作業となります。	個人住民税・固定資産税と国民健康保険を別々に導入(移行)する場合も考えられますので、所得情報・固定資産税情報は国民健康保険業務にも備えています。移行ケースによって、必要なければ、自庁課税分は含めない方法で対応可能です。	回答のみ
2	移行ファイル構成	変更	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の第九条第六項 中学生以下の子どもについては、資格証明書を交付しない法案に対応するために「国保滞納証該当ファイル」は識別番号単位で管理(作成)すべきと考えます。 移行ファイル関連図上では「国保滞納証該当ファイル」と「国保被保険者資格ファイル」は国保記号番号・識別番号で関連付けとなり、個人単位での管理と読み取れますが、データ項目一覧表ではキー情報として国保記号番号・世帯主識別番号と記載されており、国保世帯単位での管理と読み取れます。 上記法案に対応するために個人単位(識別番号単位)での管理とすべきと考えます。	「国保滞納証該当ファイル」について、国保記号番号・世帯主識別番号単位でなく、国保記号番号・識別番号単位の管理に変更します。 (移行ファイル関連図のリンク情報はもともと国保記号番号・識別番号)	仕様(案)修正 【修正】
3		変更	75歳到達により後期高齢者制度へ移行される被保険者や65歳到達による退職医療制度非該当になり退職証から一般証に切り替わることで国保被保険者証の有効期限は同一国保世帯においても各被保険者毎に異なることが想定されます。 「国保保険証交付ファイル」は移行ファイル関連図上では「国保被保険者資格ファイル」と国保記号番号で関連付けとなり国保世帯単位での管理と読み取れます。 上記の理由から保険証の交付情報は個人単位で管理すべきとの考えから「国保保険証交付ファイル」のキー情報に識別番号を追加することを提案します。	「国保保険証交付ファイル」について、国保記号番号単位でなく、国保記号番号・識別番号単位の管理に変更します。 移行ファイル関連図のリンク情報を国保記号番号・識別番号に修正します。	仕様(案)修正 【修正】
4		変更	個人毎の賦課情報については管理するべきものとは法令で定まっておりますが、実務上被保険者の問合せ等で個人毎の賦課情報(個人分の保険料(税)額など)は管理が必要と考えます。国保賦課に関する個人を管理するファイルは「国保賦課被保所得資産ファイル」と思われますが、個人毎の国保加入期間や軽減判定時の資格有無、加入月に応じた按分税(料)額などを管理する情報も必要と考えます。	個人毎の賦課情報を管理する「国保賦課個人ファイル」を新規に追加します。	仕様(案)修正 【追加】
5		不明	データ項目一覧表の「国保高齢者負担区分ファイル」「国保世帯課税区分ファイル」の「所得対象年度」「課税対象年度」について項目説明はどちらも「所得の対象年度」とあります。 どちらも8月1日より新たな年度とするものと推測しますが、項目名が異なる点や項目説明から所得対象年と読み違える恐れもありますので記述の統一及び、詳細な説明をお願いします。	ご指摘の通り、記述の統一及び、詳細な説明として、以下の内容のように修正します。 国保高齢者負担区分ファイル:対象年度の説明 負担区分の対象年度、8月～翌年7月までの判定対象となる所得年度を設定 国保世帯課税区分ファイル:課税対象年度の説明 課税区分の対象年度、8月～翌年7月までの判定対象となる所得年度を設定	仕様(案)修正 【修正】
6		追加	・月別資格情報の取得 以下のような情報を中間レイアウトから直接移行するため月別資格情報(4月1日、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月)が必要と考えます。 対象:国保資格、退職資格、2号介護資格、旧国保資格、旧被扶養者資格、非自発的失業者資格、低所得軽減 例)月割賦課世帯の把握 例)調整交付金等の国調査や県調査において、特定月時点のデータを把握	個人毎の賦課情報を管理する「国保賦課個人ファイル」を新規に追加します。	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(12_国民健康保険)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
7		追加	キー情報に「国保記号番号」と指定されているものが数点あります。市町村合併時等「国保記号番号」が振替られている場合も考えられますので、キー情報としてはシステム内部の番号とし、「国保記号番号」については開始日を保持した別ファイルで管理した方が容易ではないかと考えます。	今回の仕様のデータ移行の前提としましては、市町村合併が同時に発生するような場合は、移行が単独移行の場合よりも複雑化するため想定しておりません。今回の仕様では、「国保記号番号」の振替えが完了している状況での移行を想定しており、開始日を保持した別ファイルでの管理は実施いたしません。	回答のみ
8		追加	普通徴収切替の申請に係る情報を管理するファイルが存在しないように思えます。15_後期高齢者医療 の「普徴申請者情報ファイル」と同様のファイルが必要ではないかと考えます。	特徴から普徴に切替わる情報を管理する、「特徴停止情報ファイル」を新規追加します。	仕様(案)修正 【追加】
9	データ項目一覧	追加	「旧国保被保険者ファイル」 旧国保制度に該当した日だけではなく、当該自治体における該当日の追加が必要と考えます。 転入者等、前住所で既に旧国保となっていた人の管理を行う為、必要です。	転入者等、前住所で既に旧国保となっており、転入後も継続して旧国保制度における平等割半額該当となる場合、当該自治体における該当日(初回)は転入日(=資格取得日)となるため、「旧国保被保険者ファイル」での管理は不要と考えます。旧国保被保険者該当年月日には、転入の有無にかかわらず、旧国保制度に該当した日を設定すれば問題ないと考えます。	回答のみ
10		追加	「国保旧被扶養者ファイル」 国保旧被扶養者制度に該当した日だけではなく、当該自治体における該当日の追加が必要と考えます。 転入者等、前住所で既に旧被扶養者となっていた人の管理を行う為、必要です。	転入者等、前住所で既に旧国保となっており、転入後も継続して旧被扶養者減免該当となる場合、当該自治体における該当日(初回)は転入日(=資格取得日)となるため、「国保旧被扶養者ファイル」での管理は不要と考えます。国保旧被扶養者制度該当年月日には、転入の有無にかかわらず、国保旧被扶養者制度に該当した日を設定すれば問題ないと考えます。	回答のみ
11		追加	「国保保険証交付ファイル」 退職区分(本人/被扶養者)の追加が必要と考えます。県報告資料においても、退職区分別集計が必要である為。	「国保保険証交付ファイル」に「退職区分」を追加します。	仕様(案)修正 【追加】
12		追加	「国保減免情報ファイル」 退職者分の情報が必要と考えます。調定額は一般分と退職分で分けて管理する必要がある為、減ずる額もそれぞれ設定が必要です。	「国保賦課減免情報ファイル」は、減免指定情報を管理することを目的としており、実際に減免した額は、「国保賦課世帯ファイル」、「国保賦課退職世帯ファイル」にて内訳を管理する仕様としています。	回答のみ
13		追加	「国保賦課被保所得資産ファイル」 住民税方式採用ユーザでは、市町村均等割、市町村所得割(端数切捨て後)、都道府県均等割、都道府県所得割(端数切捨て後)を算出根拠とする為、以下の4項目の追加が必要と考えます。 ・市町村均等割額 ・市町村端数切捨所得割額 ・都道府県均等割額 ・都道府県端数切捨所得割額	所得割の算定には、住民税方式と所得比例方式(旧ただし書き方式)があり、住民税方式は特別区と政令市の一部(横浜市、名古屋市)で採用されていますが、所得比例方式(旧ただし書き方式)の団体が98%であり、また、住民税方式(所得割算定方式)について、平成25年度より旧ただし書き方式へ1本化することとされています。(平成23年12月28日保発1228第5号 厚生労働省) 従いまして、本移行データにおきましては、所得比例方式のみを対象とさせていただきます。	回答のみ
14		その他	「国保高齢者負担区分ファイル」「国保世帯課税区分ファイル」 給付業務において、月単位で区分を参照する為、また、連合会へ送付する情報も過去3年分の区分を設定する必要がある為、対象年度単位に12件の区分を保持するレイアウトが望ましいと考えます。	「国保高齢者負担区分ファイル」「国保世帯課税区分ファイル」の区分管理について、3年分の月毎管理に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
15		その他	「国保給付記録ファイル」 退職区分(本人/被扶養者)の追加が必要と考えます。事業月報等において、退職区分別に金額を集計する必要があるため。	「法別番号」及び「本人家族入外」にて判定する想定です。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(12_国民健康保険)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
16		変更	国保保険証ファイル、記号番号をキーとして作成されているが、個人証の場合個人コードごとの管理となるのではないかな？ 保険証ファイル(世帯票)と保険証ファイル(個人証)が必要ではないか？	「国保保険証交付ファイル」について、国保記号番号単位でなく、国保記号番号・識別番号単位の管理に変更します。 移行ファイル関連図のリンク情報を国保記号番号・識別番号に修正します。 世帯票の場合、識別番号に世帯主のみの識別番号を設定することにより、保険証ファイル(世帯票)と保険証ファイル(個人証)は分けて管理しません。	仕様(案)修正 【修正】
17		その他	【項目名】 国保被保険者資格ファイル No.10取得異動年月日、No.14喪失異動年月日 【理由】 主⇄員の資格区分の変更や世帯分離・合併などの世帯間異動の場合、どのような異動日を設定すれば良いかご回答をお願いします。	主⇄員の資格区分の変更や世帯分離・合併などの世帯間異動においては、異動毎に取得と喪失の異動日を設定します。従って、厳密には本来の資格の取得日、喪失日は異なる場合があります。 以下に設定イメージ例を示します。 ----- 例1: 主A, 員B→5/15 主B, 員Aに世帯主変更する場合 識別, 履歴, 記号, 資格区分, 取得日, 取事由, 喪失日, 喪事由 A 001 100 主 04.10 転入 05.15 主変更 A 002 100 員 05.15 主変更 - - B 001 100 員 04.10 転入 05.15 主変更 B 002 100 主 05.15 主変更 - - ----- 例2: 主A, 員B→5/15 員Bが世帯分離し、別世帯で主Bとなる場合 識別, 履歴, 世帯, 資格区分, 取得日, 取事由, 喪失日, 喪事由 A 001 100 主 04.10 転入 - - B 001 100 員 04.10 転入 05.15 世帯分離 B 002 200 主 05.15 世帯分離 - - ----- 例3: 主A, 主B→5/15 B世帯がA世帯に世帯合併、Bが員となる場合 識別, 履歴, 世帯, 資格区分, 取得日, 取事由, 喪失日, 喪事由 A 001 100 主 04.10 転入 - - B 001 200 主 04.10 転入 05.15 世帯合併 B 002 100 員 05.15 世帯合併 - -	回答のみ
18		その他	【項目名】 国保被保険者資格ファイル 擬制世帯主の資格情報の作成について 【理由】 国保資格を有したことの無い擬制世帯主、および国保を離脱した擬制世帯主についてそれぞれの具体例をご提示いただきたい。	例1: 擬主A, 員Bの世帯 識別, 履歴, 記号, 資格区分, 取得日, 取事由, 喪失日, 喪事由 A 001 100 擬主 04.10 擬主取得 - - B 001 100 員 04.10 転入 - - ----- 例2: 主A, 員B→5/15 主Aが社保加入喪失 識別, 履歴, 記号, 資格区分, 取得日, 取事由, 喪失日, 喪事由 A 001 100 主 04.10 転入 05.15 社保加入 A 002 100 擬主 05.15 擬主取得 - - B 001 100 員 04.10 転入 - -	回答のみ
19		その他	【項目名】 国保被保険者資格ファイル No.7 構成員番号 【理由】 キー情報に個人を特定する「識別番号」が有るが「国保記号番号情報」にある「構成員番号」は何を意味する項目がご回答をお願いします。 ※被保険者証の並び順等に使用される等。	構成員番号は、国保記号番号単位で通し番号を付番することによって容易に世帯人数を把握したり、あるいは世帯内の並び順に利用するなど、用途は特に限定しておりません。任意設定項目ですので、不要ならば初期値でも構わない想定です。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(12_国民健康保険)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
20		その他	【項目名】 国保退職資格ファイル No.3被保険者履歴番号 【理由】 国保被保険者資格ファイルの同項目とリンクするとあるが、同じ得喪期間で被保険者資格ファイルの履歴が2件以上になるケースは想定されているか。(主⇒員の資格区分変更や、世帯間異動等が発生した場合)	被保険者履歴番号に対して、該当する国保退職資格レコードはその都度設定することを想定しています。 したがって、退職資格は変わらないが、世帯主変更などにより国保被保険者資格レコードの被保険者履歴番号がカウントUPしていくような場合、その履歴番号に応じて同じ内容の国保退職資格レコードも複数設定することになります。	回答のみ
21		その他	【項目名】 国保遠隔地該当ファイル No.3被保険者履歴番号 【理由】 国保被保険者資格ファイルの同項目とリンクするとあるが、同じ得喪期間で被保険者資格ファイルの履歴が2件以上になるケースは想定されているか。(主⇒員の資格区分変更や、世帯間異動等が発生した場合)	被保険者履歴番号に対して、該当する国保遠隔地該当レコードはその都度設定することを想定しています。 したがって、遠隔地該当の情報は変わらないが、世帯主変更などにより国保被保険者資格レコードの被保険者履歴番号がカウントUPしていくような場合、その履歴番号に応じて同じ内容の国保遠隔地該当レコードも複数設定することになります。	回答のみ
22		その他	【項目名】 国保世帯課税区分ファイル No.7 発効日 【理由】 内容について、世帯取得時の判定は世帯取得日、それ以外の異動による課税区分変更については判定年月月初の扱いで良いか。(月中被保険者増減により課税区分が変わる場合は翌月1日から発効とする。)	発効日の扱いについて、ご推察の通りです。 尚、「国保世帯課税区分ファイル」の区分管理について、3年分の月毎管理に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
23		その他	【項目名】 国保保険証交付ファイル No.6 識別番号 【理由】 キー情報に「識別番号」が含まれないが、個人証の場合は世帯員毎に別な発行連番を付与するのか。保険証が世帯票の場合どのように表現するのか。	「国保保険証交付ファイル」について、国保記号番号単位でなく、国保記号番号・識別番号単位の管理に変更します。 移行ファイル関連図のリンク情報を国保記号番号・識別番号に修正します。 世帯票の場合、識別番号に世帯主のみの識別番号を設定します。	仕様(案)修正 【修正】
24		その他	【項目名】 国保賦課世帯ファイル No.14 総所得金額 【理由】 「総所得金額」とは、国保の軽減判定を行う為の所得金額と考えてよいか。	「No.14 総所得金額」は「No.15 賦課基準額」の基礎控除前の金額であり、軽減判定を行う為の所得金額ではありません。 軽減判定を行う為の所得金額は、「No.24 軽減判定総所得」です。	回答のみ
25		その他	【項目名】 国保賦課世帯ファイル No.14 総所得金額 【理由】 世帯の「総所得金額」に擬制世帯主の金額が含まれていないが、擬制世帯主の金額は別途必要か。	擬制世帯主の所得は、軽減判定を行う為に必要と考えますが、その所得は「No.24 軽減判定総所得」に含めてください。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(12_国民健康保険)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
26		その他	【項目名】 国保賦課世帯ファイル No.6 賦課レコード区分 【理由】 賦課レコード区分が1:合算レコードの場合、総所得金額・賦課基準額・資産税額・賦課被保険者数・賦課軽減情報については2:医療レコードと同じ値を設定すればよいか。(合算レコードであってもこれらの項目は合算しない)	ご推察の通りです。	回答のみ
27		その他	【項目名】 国保賦課世帯ファイル No.6 賦課レコード区分 【理由】 介護被保険者がいない場合は2:介護レコードは作成する必要は無い。又、平成19年度以前の3:支援金レコードは作成する必要は無い。必要ある場合は、キー項目以外は既定値でよいか。	介護被保険者がいない場合、「2:介護レコード」は通常、必要ありませんが、必要かどうかは、各導入システムにて判断頂く考えです。又、平成19年度以前の場合の「3:支援金レコード」についても同様です。	回答のみ
28		その他	【項目名】 国保賦課世帯ファイル No.23 軽減判定人数 【理由】 「軽減判定人数」には「擬主を含む被保険者数」とあるが、「被保険者数+擬制世帯であれば1」となるのか。5割軽減判定で使用する「世帯主を除く被保険者数」や2割軽減判定で使用する「被保険者数」ではないのか。又、特定同一世帯所属者数(旧国保被保険者数)は含まないのか。	ご指摘の通りです。 低所得世帯における法定軽減については、軽減割合などによって軽減判定対象となる世帯員が異なり、また法令によって定められることから、「国保賦課世帯ファイル」の項目説明において、軽減判定対象者の詳細な条件は記載せず、以下の通り訂正致します。 「No.23 軽減判定人数」:「判定時点での軽減判定対象となる世帯員数」 「No.24 軽減判定総所得」:「判定時点での軽減判定対象となる世帯員の軽減判定用所得金額の合計」	仕様(案)修正 【修正】
29		その他	【項目名】 国保賦課世帯ファイル No.40 普徴現年度賦課期割情報 【理由】 通常期最終納期を過ぎた現年度随時期はどのように表現すればよいか。	繰り返し可能な「現年度賦課情報」データ項目にて、以下のような設定により対応可能です。 例 現年度定期8期、現年度随時期2期の場合の「現年度賦課期別」 現年度定期期1期=1期(繰り返し1回目)～ 現年度定期期8期=8期(繰り返し8回目)、 現年度随時期1期=9期(繰り返し9回目)、 現年度随時期2期=10期(繰り返し10回目)	回答のみ
30		その他	【項目名】 国保賦課世帯ファイル No.46 過年度賦課年度 【理由】 例えば、平成23年度分の資格取得を平成24年度になってから遡及して届出した場合、平成24年度のことと考えてよいか。	ご推察の通りです。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(12_国民健康保険)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
31		その他	<p>【項目名】 国保賦課世帯ファイル No.13 賦課算定情報</p> <p>【理由】 年度内に保険料が変わる異動がある世帯の場合、算定情報は賦課計算処理時点の月の状態だけを編集すればよいか。又、年度途中全部喪失世帯の場合は、算定情報はすべてゼロ編集すればよいか。</p>	<p>算定情報の管理方法は、適用団体様によって異なると思います。 例えば、 (1)賦課期日時点の算定情報を管理し、異動・更正分を「増減額」として管理する方法 (2)加入者の年間賦課額を算定情報として管理し、喪失期間に該当する額を「増減額」として管理する方法 (3)算定最新時点を算定情報として管理する方法 などです。導入時に適用団体様に合わせて設定して頂くことを想定しています。</p> <p>尚、ご推察の方法は(3)に類すると思います。 また、年度途中全部喪失世帯の場合の設定方法は、上記(1)～(3)の方法に合わせて設定することになります。</p>	回答のみ
32		その他	<p>【項目名】 国保賦課世帯ファイル</p> <p>【理由】 「非自発的失業者」の軽減措置はどのように表現すればよいか。各算定情報は軽減前の額か軽減後の額のどちらを編集すべきか。</p>	<p>賦課期日時点の「非自発的失業者」については軽減後の額を集計し、賦課期日以降の「非自発的失業者」については、軽減前の額を集計することを想定しています。</p>	回答のみ
33		その他	<p>【項目名】 国保賦課被保所得資産ファイル</p> <p>【理由】 このファイルは賦課計算の根拠として使用されるのか。</p>	<p>別途、個人の賦課根拠を管理する「賦課被保険者ファイル」を追加する予定です。その所得情報の根拠は「国保賦課被保所得資産ファイル」の所得情報となり、移行データに対して更正を行う場合は、賦課計算の根拠として使用されると思います。</p>	回答のみ
34		その他	<p>【項目名】 国保賦課被保所得資産ファイル</p> <p>【理由】 このファイルは前期高齢者負担区分の判定用所得や、高額療養費の課税区分判定に使用されるのか。もしくはそれらの画面で表示されるのか。(賦課と給付では所得の把握／判定タイミングが異なる)</p>	<p>「国保賦課被保所得資産ファイル」の情報は、前期高齢者負担区分の判定用所得や、高額療養費の課税区分判定にも使用することを想定しています。画面で表示されるか否かは、適用するシステムによるため、回答できません。 「賦課と給付では所得の把握／判定タイミングが異なる」については、判定時点の所得を別ファイル(国保高齢者負担区分ファイル、国保世帯課税区分ファイル)にて管理する仕様です。</p>	回答のみ
35		その他	<p>【項目名】 国保給付管理ファイル No.20 決定点数</p> <p>【理由】 国保総合システムの仕様では、医科(01)、歯科(03)、調剤(04)は点数、施設療養費(05)、訪問看護(06)と柔整・療養費・医療費は金額で管理されている。【データ項目一覧表】では「調剤は決定点数」と明記されているが、他のレセプトについてはどのようなデータを作成すべきかご回答をお願いします※()内は点数表コード</p>	<p>ご指摘の通りですので、文言を「医科・歯科・調剤は決定点数、施設療養費・訪問看護及び柔整・療養費・医療費は金額」に修正します。</p>	仕様(案)修正 【修正】
36		その他	<p>【項目名】 国保給付管理ファイル No.30 公費法制度情報</p> <p>【理由】 公費法制度情報は5配列用意されているが、複数の公費が有る場合は1から順に編集するのかご回答をお願いします。国保総合システムでは、配列=5に「指定公費」が設定されており、弊社システムでも同じく配列=5で管理しております。</p>	<p>1から順に編集していただく想定です。</p>	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(12_国民健康保険)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
37		その他	【項目名】 国保給付管理ファイル No.43 給付割合 【理由】 指定公費の場合、「給付割合」は9割(90)となるのか、8割(80)となるのかご回答をお願いします。	8割となります。	回答のみ
38		その他	【項目名】 国保給付管理ファイル No.48 転帰情報 【理由】 「転帰情報」について仕様をご提示ください。	病気や怪我の治療の経過及び結果を表す区分であり、連合会レセプトデータ保有項目となります。 例)同一医療機関に複数月通院し、最終的に治癒と判断された場合、最終月のレセプトには「治癒」が設定される。	回答のみ
39		その他	【項目名】 国保高額支給ファイル 【理由】 既支給決定済みに対して、再審査・月遅れ等で再支給決定される場合、どのようなデータを作成すれば良いかご回答をお願いします。ファイルキーが「国保記号番号」+「診療年月」なので、履歴管理はされておらず、1レコードで差額管理されている等。	再審査等による最新の高額療養費情報を元に基本となるレコードを作成して頂き、支給済の高額療養費については、「既支給額」に編集して頂くようお願いします。	回答のみ
40		その他	【項目名】 柔整の団体支払時の管理 【理由】 柔整については所属する団体(協会)に対して支給事務が生じると思うが、この場合はどのような支払情報を作成すればよいかご回答をお願いします。※サンプル値をみると「債主ファイル」がそれにあたるように思いますがいかがでしょうか。	ご推察の通りです。	回答のみ
41		その他	【項目名】 支払方法が複数存在する場合のデータ管理方法 【理由】 一つの支給に対して支払方法(内訳)が複数ある場合のデータ管理方法についてご回答をお願いします。一部充当については、各ファイルに充当額が有り、差引額があるので想像できますが、一部口座振込、一部窓口払等が発生した場合の管理方法が想像できません。	通常、ひとつの支払いに対して複数の支払い方法を認めている団体は、運用が非常に煩雑になることから、認めていない団体が多いと認識しています。今回の仕様では、1支給1口座(窓口払い等含め)を標準仕様とさせていただきます。	回答のみ
42		追加	国保保険証交付ファイル 特定疾病療養受療証の認定疾病名を保持する項目が必要。	「国保保険証交付ファイル」に認定疾病名を示す区分を追加します。「コード構成表」、「コード一覧表」に認定疾病名を示すコードを追加します。	仕様(案)修正 【追加】
43		追加	国保保険証交付ファイル 長期入院年月日が必要。国保高齢者負担区分ファイルの「長期入院該当異動日」と紐づけるのは困難と思われる	「国保保険証交付ファイル」に「長期入院該当異動日」を追加します。	仕様(案)修正 【追加】
44		変更	国保保険証交付ファイル 高齢証負担割合と限度額認定証区分は「必須」とする。	高齢証負担割合と限度額認定証区分が「必須」となる条件を「国保保険証交付ファイル」の項目説明欄に以下のとおり明記します。 No.11 高齢証負担割合 「高齢受給者証の場合は必須」 No.12 限度額認定証区分 「限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の場合に必須」	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(12_国民健康保険)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
45		追加	「国保給付記録ファイル」について 過誤・再審査に関するデータ項目がありませんが、過誤・再審査の情報を保持しなくても問題ないでしょうか？高額療養費等の算定において使用する必要があると思われます。	「国保給付記録ファイル」に「過誤再審査区分」及び「過誤再審査種別」を追加します。	仕様(案)修正 【追加】
46		追加	「国保給付記録ファイル」について 調剤レセプトにおいては必須となっている「処方箋交付医療機関コード」に該当するデータ項目がありませんが、問題ないでしょうか？	「国保給付記録ファイル」に「処方箋交付医療機関コード」を追加します。	仕様(案)修正 【追加】
47		追加	「国保給付記録ファイル」について 「月中国保該当区分」に相当するデータ項目がありませんが問題ないでしょうか？高額療養費等の算定において使用する必要があると思われます。	資格区分については、資格情報より判定するため、「国保給付記録ファイル」中には含めておりません。	回答のみ
48		追加	「国保給付記録ファイル」について レセプト情報のチェック対象項目である「入院年月日」がありません。問題ないでしょうか？	「国保給付記録ファイル」に「入院年月日」を追加します。	仕様(案)修正 【追加】
49		追加	「国保給付記録ファイル」について 対象業務範囲に高額療養費の現物給付がありますが、データ項目には、「高額療養費(現物分)」がありません。問題ないでしょうか？	「国保高額支給ファイル」の「若年現物支給額」及び「高齢現物支給額」にて管理する想定です。	回答のみ
50		不明	「国保外来支給ファイル」について ファイルのキー項目は「国保記号番号」「診療年月」「識別番号」の3項目のみですが、月遅れや過誤・再審査等により、同一被保険者に同一診療年月の外来支給が複数あった場合、どのように取り扱うのでしょうか。 ※項目「既支給額」があるため、複数の支給情報の発生が想定されていると思われます。	「国保外来支給ファイル」、「国保高額支給ファイル」に「高額支給連番」を追加します。	仕様(案)修正 【追加】
51		不明	「国保外来支給ファイル」について 外来支給の償還払いに関する支払口座情報の管理は、どのような管理が想定されているのでしょうか？	「国保償還払いファイル」による移行データを元に管理する事を想定しています。	回答のみ
52		不明	「国保高額支給ファイル」について ファイルのキー項目は「国保記号番号」「診療年月」のみですが、同一世帯に同一診療年月の支給が複数あった場合、どのように取り扱うのでしょうか。	「国保外来支給ファイル」、「国保高額支給ファイル」に「高額支給連番」を追加します。	仕様(案)修正 【追加】
53		追加	「国保高額支給ファイル」について 支給情報1件につき、支払口座情報が1つしか管理できません。本人払いにおいて、一般・退職にわけて支払う場合や、受領委任払いにおいて、複数の医療機関に支払う場合などが考えられます。	通常、ひとつの支払いに対して複数の支払い方法を認めている団体は、運用が非常に煩雑になることから、認めていない団体が多いと認識しています。今回の仕様では、1支給1口座(窓口払い等含め)を標準仕様とさせていただきます。	回答のみ
54		追加	「国保高額支給ファイル」について 事業月報において振り分けで使用するための以下の項目がありません。 ・「長期疾病」にあたる項目 ・入院か通院かを管理する項目	事業月報で使用使用する「長期疾病」に関する情報は、不足していたため「国保給付記録ファイル」に「特定疾病区分」として追加します。「入院通院」の管理項目については、「国保給付記録ファイル」の「本人家族入外」より判定可能です。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(12_国民健康保険)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
55		不明	「国保出産育児一時金ファイル」について ファイルのキー項目が「国保記号番号」「出産一時金区分」「分娩者 識別番号」の 3項目です。2回以上の出産の場合、キーが重複 するおそれがありますが問題ないでしょうか。	「国保出産育児一時金ファイル」に「出産連番」を追加します。	仕様(案)修正 【追加】
56		追加	「国保出産育児一時金ファイル」について 支払口座情報が1つであるため、複数の口座に分けて支払う場合 に対応できません。	通常、ひとつの支払いに対して複数の支払い方法を認めている団体 は、運用が非常に煩雑になることから、認めていない団体が多いと認識 しています。今回の仕様では、1支給1口座(窓口払い等含め)を標準 仕様とさせていただきます。	回答のみ
57		変更	国保記号番号は記号部は日本語項目、番号部は基本的には数値 項目となるため別の項目としたほうが良いのではないかと考えられ ます。また、番号については「-」等の記号を保持している保険者もあ るため日本語項目として保持するほうが良いのではないかと考えられ ます。	全国標準システム(新共電システム)の被保険者マスタ仕様では漢字可 となっておりますが、本標準レイアウトはAPPLIC標準仕様に準拠した形 式としています。	回答のみ
58		削除	国保世帯キー情報について、国保記号番号、住基世帯番号、構成 員番号、識別番号で国保世帯や個人を特定すればよいため不要と 考えます。	「国保世帯ファイル」は、住基世帯とは異なる国保独自の世帯情報を移 行するためのファイルで、住基で管理されている世帯は対象となりませ ん。 尚、国保独自の世帯情報の移行が不要である場合、未使用ファイルと して扱う考えとしております。	回答のみ
59		削除	課税区分の判定は月毎で管理する必要があると考えます。 発効日、判定日の項目があるが、何か証を出したタイミングで履歴 を更新するイメージとなるので、課非区分判定は月毎に保持してお いたほうが良いのではないかと考えられます。	「国保高齢者負担区分ファイル」「国保世帯課税区分ファイル」の区分管 理について、3年分の月毎管理に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
60		削除	国保賦課側で送付する項目に「判定基準所得額」を持っているた め、国保資格側では不要と考えます。	「国保高齢者負担区分ファイル」の「判定基準所得額」は、負担割合を 判定するための基準額(通常、住民税課税標準額)となりますが、特例 制度などの対応のために別に管理する仕様としております。	回答のみ
61		追加	【国保賦課減免情報ファイルのデータ項目について】 ・減免退職分の項目追加について 国保賦課世帯ファイルと国保退職世帯ファイルにおいては減免額 の項目があるが、国保減免情報ファイルにも退職分の減免項目を 管理する必要があると考えます。	「国保賦課減免情報ファイル」は、減免指定情報を管理することを目的 としており、実際に減免した額は、「国保賦課世帯ファイル」、「国保賦課 退職世帯ファイル」にて内訳を管理する仕様としています。	回答のみ
62		追加	・国保特別徴収強制停止入力該当者の項目追加について 特別徴収の口座選択制の導入により特別徴収該当者に対して、特 別徴収停止の申請があったものについては特別徴収の対象除外者 を管理するための情報(データ項目)が必要と考えます。	特徴から普徴に切替わる情報を管理する、「特徴停止情報ファイル」を 新規追加します。	仕様(案)修正 【追加】
63		追加	【国保特別徴収情報ファイルのデータ項目について】 ・国保特別徴収停止該当者の区分追加について 国保特別徴収該当者が特徴停止した際の判定区分項目が必要と 考えます。例)特落期割計算、特徴停止通知書の対象把握等で使 用。	特徴から普徴に切替わる情報を管理する、「特徴停止情報ファイル」を 新規追加します。	仕様(案)修正 【追加】
64		追加	【国保賦課世帯ファイルのレイアウトについて】 ・特定半額平等割の金額の取り扱いについて 平等割半額金額において低所得軽減分と特定半額軽減分の内 訳を管理する必要があると考えます。 例)調定増減表の内訳表示で使用	調定情報の管理につきましては、団体規模等により団体毎に異なる管 理項目であるため、現在仕様として提示している項目での運用を標準と 考え、それ以外の管理項目については個別対応と考えます。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(12_国民健康保険)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
65		追加	【国保賦課被保所得資産ファイルのデータ項目について】 ・軽減認定所得の項目追加について 世帯の軽減認定所得は国保賦課世帯ファイルに存在するが、個人の軽減認定所得の項目がない。個人毎に軽減認定所得が算出できるため、国保賦課被保所得資産ファイルに個人の軽減認定所得項目をデータ項目として管理する必要があると考えます。	個人毎の賦課情報を管理する「国保賦課個人ファイル」を新規に追加し、その1項目として個人の軽減認定所得項目も管理することとします。	仕様(案)修正 【追加】
66		追加	【国保賦課被保所得資産ファイルのデータ項目について】 ・所得更正日の項目追加について 世帯賦課ファイルには賦課更正日が存在しているが、国保賦課被保所得資産ファイルには所得更正日が存在していない。弊社ではシステム利用者が所得更正履歴を判断するのに加え、普通調整交付金等でも所得更正日を記載する項目があるため、データ項目として必要と考えます。	「国保賦課被保所得資産ファイル」に「所得更正日」を追加します。	仕様(案)修正 【追加】
67		追加	市町村合併時等の不均一課税の為、算定の根拠となった旧自治体等を国保賦課世帯ファイルについて管理できるよう保持したほうがよいかと考えます。	ご指摘の市町村合併に関する情報は、今後活用される情報ではなく、市町村合併という特殊な事象にしか発生しない情報なので、標準化対象とはしておりません。 ご指摘の情報が業務上必要とされる場合もあるかもしれませんが、基本的には過去情報の確認のために使用される場合がほとんどであると想定します。	回答のみ
68		追加	国保保険証交付ファイルについて証回収日がありますが、回収した理由も保持したほうがよいかと考えます。	「国保保険証交付ファイル」に項目「証回収理由」を追加し、コード構成表とコード一覧表にも以下のような値を持つコード「証回収理由」を追加します。 ・一斉更新 ・資格異動 ・紛失・破損 ・所得判定 ・その他	仕様(案)修正 【追加】
69	コード一覧	追加	「短期証該当区分」 自治体によっては、保険証切替期間を2年としている場合がある。その際、短期証に12ヶ月証を発行するケースがある為、桁数1桁では足りないと考えます。	「国保滞納証該当ファイル」、「国保保険証交付ファイル」の「短期証該当区分」についてコード管理を廃止し、月数管理に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
70		変更	No.2 短期証該当区分は、1ヶ月から11ヶ月を想定し、数値型で管理するのが望ましい。	「国保滞納証該当ファイル」、「国保保険証交付ファイル」の「短期証該当区分」についてコード管理を廃止し、月数管理に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
71		変更	No.8 高齢証負担割合について、負担割合増凍結期間中(2割(～まで1割))は、1割か2割か。たとえば、備考欄に「法律上の割合とする」とし、上述の場合は2割とするような記載が必要。	「国保保険証交付ファイル」の「高齢者負担割合」の項目説明に注釈として追記します。	仕様(案)修正 【修正】
72		追加	NO.2 短期証該当区分について6ヶ月間の短期証までしか管理できませんが、運用上7ヶ月以上の短期証を出力されている場合も考えて、コードを追加した方がよいかと考えます。	「国保滞納証該当ファイル」、「国保保険証交付ファイル」の「短期証該当区分」についてコード管理を廃止し、月数管理に変更します。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(13_国民年金)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	データ項目一覧	不明	(基礎年金ファイル) 月数の項目がなく、納付月数の管理をどのように行うのかが不明です。 過年度の未納状態の管理としては納付月の管理が必要と考えます。納付月数の管理ですと、過年度納付管理が煩雑になると考えます。納付月を管理できるように項目の追加が必要と考えます。	過去に年金納付を市町村が担当していた経緯があり、過去の年金納付履歴を移行したいと希望されることもありますが、納付期間が限定されかつ、データの精度にも問題があるケースがあるため、「13_国民年金_業務固有の作成ルール.ppt」にも記載しております通り、納付情報に関する情報は管理対象外としました。	回答のみ
2		その他	全体的に必須項目の記載がテーブルのキーに着目した「必須」の記載となっていると思われます。業務として必要な項目には必須と記載しないと、情報提供を受ける側が困らないでしょうか。所得情報以外の確認の検討をお願いします。	各ベンダーにより、管理している項目は様々で、かつ必須項目として管理しているか否かも様々かと思えます。業務上は確かに必要な項目かもしれませんが、システムには必要最小限のデータしか登録していない様なユーザー様、(もしくはベンダー様)もいらっしゃいます。このようなユーザー様からデータ移行をした場合、移行先の項目が必須項目だったとすると、何らかの値を設定しなくてはならず、本来、正しい値ではない内容を設定せざるをえない状態になる可能性があります。よって、必須項目の設定は必要最小限にする必要があると考えます。	回答のみ
3		削除	【項目名】 付加基金ファイル 7. 付加脱退理由 【理由】 「付加納付辞退申出(非該当)年月日、付加脱退届出年月日が設定されている場合は必須。」とあるが、管理外のために出力不可です。	「7. 付加脱退理由」を条件付き必須項目としていましたが、任意項目に変更しました。 管理外の項目については、空白を出力していただければと考えています。	仕様(案)修正 【修正】
4		削除	【項目名】 免除関連ファイル 7. 免除裁定年月日、9. 消滅理由、10. 送付年月日 【理由】 特定の条件下で、必須となっていますが、管理外のため、出力不可です。	「7. 免除裁定年月日」、「9. 消滅理由」、「10. 送付年月日」を条件付き必須項目としていましたが、任意項目に変更しました。 合わせて「6. 免除裁定結果」も「免除裁定年月日」が設定されている場合は必須となっていましたので、条件付き必須項目から任意項目に変更しました。管理外の項目については、空白を出力していただければと考えています。	仕様(案)修正 【修正】
5		削除	【項目名】 障害裁定ファイル 2. 履歴番号、5. 受給裁定順位、裁定受付情報の8~11と13~17、裁定内容情報の19、21、23~27、死亡情報の29~34、停止等情報36と38 【理由】 管理外のため、出力不可です。	「2. 履歴番号」については、障害裁定データを一意に管理するための連番ですので、連番を設定していただきたいと考えています。 「5. 受給裁定順位」に関してですが、「3. 受給年金種別」+「4. 受給権制度」+「5. 受給裁定順位」で、受給に採番される年金コード(4桁)を表しています。「5. 受給裁定順位」は4桁目に該当する番号ですので、「3. 受給年金種別」や「4. 受給権順位」を管理されているのであれば、設定が可能と考えます。 「19. 決定年月日」、「36. 停止等年月日」、「38. 障害停止理由」は管理対象外ということですので、条件付き必須項目としていましたが、任意項目に変更しました。 上記以外の管理外の項目については、任意項目ですので、空白を出力していただければと考えています。	仕様(案)修正 【修正】
6		削除	【項目名】 遺族裁定ファイル 2. 履歴番号、5. 受給裁定順位、裁定受付情報(死亡者情報)の7~9、裁定受付情報の13~20、裁定内容情報の22、24~26 【理由】 管理外のため、出力不可です。	「2. 履歴番号」、「5. 受給裁定順位」は上記No.311と同様の回答です。「22. 決定年月日」は管理対象外ということですので、条件付き必須項目としていましたが、任意項目に変更しました。 上記以外の管理外の項目については、任意項目ですので、空白を出力していただければと考えています。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(13_国民年金)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
7		削除	<p>【項目名】 老齢裁定ファイル</p> <p>2. 履歴番号、5. 受給裁定順位、裁定受付情報の8、10、11、裁定内容情報の13、15～17、死亡情報の19～24</p> <p>【理由】 管理外のため、出力不可です。</p>	<p>「2. 履歴番号」、「5. 受給裁定順位」は上記No.311と同様の回答です。「13. 決定年月日」は管理対象外ということですので、条件付き必須項目としていましたが、任意項目に変更しました。上記以外の管理外の項目については、任意項目ですので、空白を出力していただければと考えています。</p>	仕様(案)修正 【修正】
8		削除	<p>【項目名】 老齢福祉裁定ファイル</p> <p>2. 履歴番号、3. 証書記号、4. 証書番号、7～12、停止情報の14、15、配偶者・扶養者情報の17～21、死亡情報の23～28</p> <p>【理由】 管理外のため、出力不可です。</p>	<p>「2. 履歴番号」は上記No.311と同様の回答です。「3. 証書記号」、「4. 証書番号」、「11. 支給区分」は必須項目から任意項目に変更しました。上記以外の管理外の項目については、任意項目ですので、空白を出力していただければと考えています。</p>	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(14_介護保険)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	中間標準レイアウト仕様(案)の前提(対象業務範囲)	変更	(7) 給付管理の対象業務範囲について 「①国保連合会より現物給付データを受け付ける。」とありますが、共同処理を国保連合会に委託している保険者の場合、国保連合会から送付される給付実績情報には償還分や高額介護サービス費の情報も含まれます。 「①国保連合会より送付された給付実績情報を受け付ける。」とした方が良いと思います。 ※根拠 インタフェース仕様書 保険者編(加除第10号) P. 593「国保連合会で登録を行った給付実績の保険者への提供」3. 償還の審査を行い、給付実績を登録する。(給付系保険者事務共同処理業務)4. 高額介護サービス費の給付実績を登録する。(給付系保険者事務共同処理業務)	ご指摘いただいた仕様の内容につきましては、今回APPLICの仕様に基づいた形で進めさせていただいており、今回の事業での修正としては対応いたしません。	回答のみ
2	移行ファイル構成	不明	移行ファイル関連図 高額介護サービス費の該当となるか判定した情報(給付お知らせの対象者)の情報は国保連合会のインタフェース(3311)高額介護サービス費給付対象者一覧表情報に従うものとし、本中間標準レイアウト仕様としては定めないと理解して宜しいですか？	「業務固有の作成ルール」給付管理に記述のとおり、「国保連と市町村間で受け渡されるデータについては、国保連が定めるインタフェースに従い、データの移行を実施する…」としております。そのため、高額介護サービス費の該当となるか判定した情報は国保連合会インタフェース(3311)に従うものとし、中間標準レイアウトは作成しておりません。ご指摘のとおりです。	回答のみ
3		不明	介護保険_移行ファイル関連図.pdf について 改正住基法により、基本的に外国人も住基情報に含まれて来ると思いますが住基情報に含まれない外国人(従来から介護保険給付を利用していた被保険者で改正により在留期間が切れている等の理由により、住基情報に含まれなかった外国人)の情報は住登外情報ファイルに含まれるのでしょうか？	住基情報に含まれない外国人(従来から介護保険給付を利用していた被保険者で改正により在留期間が切れている等の理由により、住基情報に含まれなかった外国人)の情報は、「被保険者情報ファイル」に含め移行するものとしているため、「住登外情報ファイル」の作成はおこなっておりません。	回答のみ
4		追加	業務固有の作成ルールの被保険者資格管理について、世帯員構成情報については賦課期日時点で有効な世帯構成員についてのみ移行対象とするとあります。しかし、高額介護費の計算を行うのであれば、各月時点での世帯員の構成情報が必要になります。もし、高額介護費は連合会への委託を前提とするならば、前提に明記すべきではないでしょうか。	被保険者資格管理について、世帯員構成情報については賦課期日時点で有効な世帯構成員についてのみ移行対象とします。しかし、ご指摘の高額介護費の計算は、前述の介護世帯情報を使用するのではなく、住基の移行情報である世帯情報を使用し計算に用いることとなります。業務固有の作成ルールの共通について記述する箇所に、「住基情報・税情報、国民健康保険情報、後期高齢者情報については、全履歴を移行対象とする。」との記述を追加いたします。 また、本移行ファイルは高額介護サービス費を連合会へ委託することを前提とはしておりませんので、ルールへの追記はいたしません。	仕様(案)修正 【修正】
5		追加	移行ファイル関連図の介護世帯ファイルから賦課基本情報ファイルへの関連について、キーとして被保険者番号が利用されているが、世帯構成は賦課年度ごとに把握することが必要なため、賦課年度と被保険者番号とすべきと考えます。	ご指摘のとおり、介護世帯ファイルから賦課基本情報ファイルへの関連については、賦課年度と被保険者番号とすべきと考えますので、賦課年度をキーに追加いたします。	仕様(案)修正 【追加】
6		追加	移行ファイル関連図・データ項目一覧表に示されている、老福受給者ファイルについて、被保険者番号をキーとしています。これは識別番号、市町村コード、個人区分コードを利用するのが妥当ではないかと考えます。老福受給者は、対象者について他制度から受け取るものであるため、他制度が出すことのできる対象者を識別するキーを利用すべきではないでしょうか。	老福受給者においては、全対象者が被保険者番号をもっており、被保険者番号で管理することが可能な情報です。そのため、介護保険システムとして移行する情報ファイルとしては、被保険者ファイルとの関連するキーとして「被保険者番号」をキーとすることで問題ないと考えます。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(14_介護保険)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
7	データ項目一覧	変更	移行ファイル:「高額介護支給実績ファイル」 No.14「所得区分」がありますが、この区分の内容だけでは利用者負担段階を判断できませんので、負担限度額認定ファイルと同じように次の項目を追加ください。 「基準年月日」、「生保受給区分」、「老福受給区分」、「課税非課税区分」、「世帯課税区分」、「合計所得金額」、「課全年金収入額」、「課税年金収入額フラグ」、「激変緩和措置フラグ」なお、上記項目を追加した場合、No.14「所得区分」は不要と考えます。	「高額介護支給実績」ファイルでは、高額介護サービス費の支給実績を移行するためのファイルであり、高額介護サービス費の支給を判断した時点の「利用者負担段階」をNo.28にて移行可能なため、「利用者負担段階」を判断する項目は不要と考えます。	回答のみ
8		変更	「必須／任意」欄は、必須項目の場合には“○”印、任意項目の場合には空白、とされていますが、条件(他項目のデータ値)によって必須となる項目の表記が統一されていないようです。 (例)No.23 データ項目名称:前保険者名称(漢字) 必須／任意 : (空欄) 項目説明 :「認定申請種別コード」が「03:転入申請」「04:他市町村住所地特例転居申請」の場合は必須項目 No.40 データ項目名称:特定疾病コード 必須／任意 :○ 項目説明 :2号被保険者の場合、必須項目 条件によって必須となる項目には、別の印(例えば“△”等)を「必須／任意」欄に表記するようにはいかがでしょうか。ご検討お願いいたします。	今回の事業では、条件付必須は、空白とする全体方針で進めさせていただいております。ご指摘の「No.40 データ項目名称:特定疾病コード箇所」は、全体方針に合わせて修正いたします。	仕様(案)修正 【修正】
9		その他	介護保険のみ自業務の移行レイアウトに宛名情報を保有しているが、根拠を知りたい。	全体的方針としましては、業務システムの移行では業務単体の特性を踏まえた移行を前提と考え、各業務システム毎にデータ項目を準備する考え方としております。	回答のみ
10		追加	データ項目一覧表に示されている、被保険者ファイルについて、NO23-NO40の項目については、住基情報で保持している情報であるため、被保険者ファイルの項目としては不要ではないでしょうか。	被保険者ファイル内には、住所地特例者を含んでおり、NO23-NO40の項目を削除して住基情報ファイルの情報のみとすると、住所地特例者の住所を管理できなくなるため、当該項目は削除いたしません。	回答のみ
11		追加	データ項目一覧表に示されている、過誤納情報ファイルについて、充当内容を配列で10まで保持できるようになっています。通常考えにくいとは思いますが、正規化等を行って、11を超える場合の対策を行うことが必要ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、過誤納情報ファイルについて、充当内容を配列で10まで保持できるようになっており、11以上は1レコードで設定をおこなえません。充当先が10を超えて必要となる場合には、「還付充当管理通番」を異なる値とし、別レコードとして設定を実施することで対応が可能と考えます。	回答のみ
12		不明	賦課基本情報ファイルで賦課年月日単位での所得段階等を決定した世帯情報はどのように取得できるのでしょうか。介護世帯ファイルの場合、賦課基本情報ファイルとどのように結び付くのでしょうか。	「業務固有の作成ルール」には、介護世帯については「世帯構成員情報については賦課期日時点で有効な世帯構成員についてのみ移行対象とする。」としており、賦課については「賦課情報については2000年度から各年度の最終の状態を移行する。」としております。そのため、賦課した時点の介護世帯の情報と賦課基本情報はおのずと結びついている関係となります。	回答のみ
13	コード一覧	変更	No.78「支給該当区分」は「世帯合算区分」とした方が判りやすいと考えます。 ※理由 世帯合算を行わない場合でも、自己負担額が自己負担上限額を超えた場合、高額介護サービス費が支払われるため、支給該当＝世帯合算とはならないため。	ご指摘のとおり、コード表No.78は「世帯合算区分」に変更いたします。それに伴い、「高額介護支給実績」ファイルNo.13「支給該当区分」も「世帯合算区分」へ変更いたします。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(14_介護保険)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
14		追加	<p>No.33「利用者負担減免種類コード」について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1: 標準負担額減額 2: 特定標準負担額減額(旧措置入所者) 3: 利用者負担額減額・免除 4: 利用者負担額減額・免除(旧措置入所者) 5: 施行時のホームヘルプサービス利用者に対する経過措置 6: 障害ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置 7: 社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置 <p>上記のコード値が設定されていますが、次の軽減制度についても設定できるとよいと考えます。(追加)離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置 (根拠)「低所得者に対する介護保険サービスに係わる利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成12年5月1日老発第474号)</p>	<p>No.33「利用者負担減免種類コード」に</p> <ol style="list-style-type: none"> 8: 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置 9: 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置 <p>を追加いたします。</p>	仕様(案)修正 【追加】
15		追加	<p>「認定延期」になった場合の事由についてのコードは必要ないでしょうか。</p>	<p>認定が遅延しているものについては、「受給者基本ファイル」に「認定遅延者遅延事由」「認定遅延者認定処理予定年月日」「認定遅延者通知書発行年月日」を追加いたします。それに伴い、「認定遅延者遅延事由」はコード一覧にもコードとして追加いたします。</p>	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(15_後期高齢者医療)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	移行ファイル構成	追加	<p>賦課情報について下記の異動情報関連項目が見受けられません が、最新の期割情報のみを移行する想定でしょうか。弊社システム では各種通知書で賦課異動履歴を参照したり、仮徴収当初処理で 前年度の特徴中止情報を参照したりしていますので、項目追加をご 検討ください。</p> <p><異動情報関連項目> 更正前期割額、異動事由、特徴中止月(期別)、特徴中止事由 等</p>	<p>期割情報の履歴も移行する場合は、「期割情報」の予備54桁を定義し ており、そこを活用いただくことを想定しております。</p>	回答のみ
2		不明	<p>収納情報について下記の滞納繰越関連項目が見受けられませ んが、年度末のタイミングで移行ファイルを作成する想定だからでし ょうか。また、他の項目から導出可能でしょうか。弊社システムでは滞 納繰越処理時に下記の滞納繰越関連項目を更新し、滞納繰越分集 計表作成時に参照しています。</p> <p><滞納繰越関連項目> 滞納繰越前期割額、滞納繰越前納付額、滞納繰越前充当額、滞納 繰越前還付額、滞納繰越前未納額 等</p>	<p>ご指摘の通り、今回の仕様の条件として、データ移行を年度末のタイ ミングで作成することを想定しており、滞納繰越関連項目は、各業務シ ステム側で移行することを想定しております。</p>	回答のみ
3	コード一覧	追加	<p>「介護保険特別徴収対象者・依頼情報ファイル」には、対象者情報、 依頼情報(通知内容コード00、01、30、31)のみではなく、各種異動 情報(通知内容コード41、61、81)も必要です。 (後期高齢の追加候補者情報について、特徴・普徴の判定に使用 するため。)</p>	<p>ご指摘の通り、修正いたします。</p>	仕様(案)修正 【修正】
4		追加	<p>広域連合電算処理システムより連携される「住所地特例者情報」を 管理するデータが必要です。</p>	<p>「住所地特例者情報」が必要な場合は、広域連合電算処理システムよ り、データを手入することを想定しており、今回の中間ファイルでは、定 義しておりません。 ※「住所地特例者情報」は、毎月広域連合電算処理システムより、最新 の状況が送付されます。</p>	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(16_健康管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	移行ファイル構成	変更	基本健診・特定健診が同一ファイルになっているが、健康増進法による健診(生活保護者等)と特定健診(国保)とは別に管理すべきと思います。	特定健診項目がある場合は「特定健診」と設定し、無い場合は基本健診(生保者や過去の基本健診)であると判定することが可能と考えます。	回答のみ
2		変更	保健指導記録ファイルが同一になっているが、健康増進法による指導(生活保護者等)と特定保健指導(国保)とは別に管理すべきと思います。	ご指摘の内容は、指導分類コードで特定保健指導とそれ以外の指導を判定することが可能と考えます。	回答のみ
3		追加	介護予防事業を行う場合は基本チェックリストの管理は必要ではないでしょうか。対象業務範囲の資料には記述されています。	ご指摘どおり、基本チェックリストのデータレイアウトを追加します。	仕様(案)修正 【追加】
4	データ項目一覧	追加	申込情報、肝炎検査、骨粗鬆症検診、歯科歯周疾患、基本チェックリストは対応するデータ項目一覧表がありません。がん検診等結果ファイルで管理するにしても項目が大きく異なると思われます。	ご指摘の内容は、肝炎検査の項目(80:HBS抗原/81:HBS抗体/82:HCV抗体)血液項目に含んでおります。	回答のみ
5		追加	住民情報、国保、後期高齢者医療の項目はありますが、生保該当の項目がありません。追加すべきと思います。特定健診が開始されたので、国保資格を有しない生保該当者が従来の基本健診の対象者となります。	ご指摘の生保については移行の扱いに関しましては、他業務の移行対象項目として扱い、健康管理の移行項目としない考え方で作成しております。	回答のみ
6		追加	特定健診・特定保健指導を行うには、国保該区分だけでなく、資格取得、喪失の履歴が必要と思われます。対象者条件として、年度を通じて国保資格を有することとなっております。	ご指摘の国保については移行の扱いに関しましては、他業務の移行対象項目として扱い、健康管理の移行項目としない考え方で作成しております。	回答のみ
7		追加	生保対象者に基本健診を行うには、資格取得、喪失の履歴が必要と思われます。1年間に受診券が複数枚発行される可能性があります。	ご指摘の生保については移行の扱いに関しましては、他業務の移行対象項目として扱い、健康管理の移行項目としない考え方で作成しております。	回答のみ
8		追加	後期高齢対象者に健診を行うには、資格取得、喪失の履歴が必要と思われます。1年間に受診券が複数枚発行される可能性があります。	ご指摘の後期高齢については移行の扱いに関しましては、他業務の移行対象項目として扱い、健康管理の移行項目としない考え方で作成しております。	回答のみ
9		追加	特定健診を実施する場合、住民税の課税/非課税情報は不要でしょうか。受診券に印字する自己負担額の表示が異なってきます。	ご指摘の内容は、他業務の移行対象項目として扱い、健康管理の移行項目としない考え方で作成しております。	回答のみ
10		追加	地域保健・健康増進事業実績報告にあるX線検査、喀痰細胞診、マンモグラフィ、肝炎ウイルス等の検査結果項目を管理する項目がないように思われます。事業実績報告時に項目が不足すると思われれます。	ご指摘の内容は、がん検診等結果ファイルのNo10～No13の検診の種類と判定の組合せを受診した検診とその結果に該当します。実績報告が必要な分だけ、種類と結果を作成していただく運用を想定しています。	回答のみ
11		追加	特定健診の結果を報告(国保連または支払基金)するための情報が不足しています。被保険者証記号・番号、受診券整理番号等は必要ではないでしょうか。項目については国の仕様書を参考にしてください。	移行対象は特定健診開始以前のデータを考慮し、必要最低限の項目を定義しております。特定健診の項目に沿って移行項目を設定する場合は、「特定健診等データ管理システムのインターフェイス仕様書」のデータ定義による他システム連携のデータを利用することが望ましいと考えますので、今回の仕様では定義しないことといたします。	回答のみ
12		追加	特定健診の結果を管理するには、検査項目に該当するJLACコードの管理が必要ではないでしょうか。検査項目を管理するための重要な識別子となっております。	特定健診等データ管理システムのインターフェイス仕様書で定義済みの内容を利用することを想定しており、今回の仕様では新たに定義いたしません。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(16_健康管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
13		追加	特定健診に必要な問診項目や検査項目が網羅されていないようです。 国の要求している検査項目を全て網羅すべきだと思います。	移行対象は特定健診開始以前のデータを考慮し、必要最低限の項目を定義しております。特定健診の項目に沿って移行項目を設定する場合は、「特定健診等データ管理システムのインターフェイス仕様書」のデータ定義による他システム連携のデータを利用することが望ましいと考えますので、今回の仕様では定義しないことといたします。	回答のみ
14		追加	特定保健指導の結果を報告(国保連または支払基金)するための情報が不足しています。被保険者証記号・番号、利用券整理番号等は必要ではないでしょうか。	移行対象は特定健診開始以前のデータを考慮し、必要最低限の項目を定義しております。特定健診の項目に沿って移行項目を設定する場合は、「特定健診等データ管理システムのインターフェイス仕様書」のデータ定義による他システム連携のデータを利用することが望ましいと考えますので、今回の仕様では定義しないことといたします。	回答のみ
15		追加	特定保健指導に必要な管理項目が網羅されていないようです。必要ではないでしょうか。支援レベル、行動変容ステージ、計画情報など。	移行対象は特定健診開始以前のデータを考慮し、必要最低限の項目を定義しております。特定健診の項目に沿って移行項目を設定する場合は、「特定健診等データ管理システムのインターフェイス仕様書」のデータ定義による他システム連携のデータを利用することが望ましいと考えますので、今回の仕様では定義しないことといたします。	回答のみ
16		追加	データ項目一覧表(基本・特定健診結果ファイル)に肝炎の判定(B型・C型)がありませんが追加が必要ではないでしょうか。	ご指摘の内容は、肝炎検査の項目(80:HBS抗原/81:HBS抗体/82:HCV抗体)血液項目に含んでおります。	回答のみ
17		追加	データ項目一覧表(妊婦届出情報ファイル)に妊婦受診券(14枚)の発行情報がありませんが追加が必要ではないでしょうか。	妊婦健診の回数の管理については、自治体毎に異なるため、定義しておりません。	回答のみ
18		追加	データ項目一覧表(妊婦健診結果ファイル)に子宮頸がんやATL抗体・グルコース等がありませんが追加が必要ではないでしょうか。	移行対象項目は、汎用的な項目のみを仕様として取込んでおり、ご指摘のような独自性が含まれる項目につきましては、今回の仕様では定義しておりません。	回答のみ
19	コード一覧	追加	がん検診のコード表について、各検診の以下の検査項目(検査の種類)の受診区分(受診・未受診、もしくは受診したことを判別できる項目)がないと、がん検診の集計が作成できません。 肺がん検診 胸部エックス線、喀痰細胞診 乳がん検診 視触診、マンモグラフィ 子宮がん検診 頸部細胞診、体部細胞診	No18:判定区分に判定があれば、受診と判断できると考えますので、項目は追加いたしません。	回答のみ
20		不明	コード辞書の以下の項目について質問です。 業務:健康管理 項番:17 項目名:予防接種の種類 コード値:003 コード値の内容:混合 この「混合」というのはDTPおよびDTを指していると思われますが、DTPおよびDTのコードは別にしないで良いのでしょうか。(このコードの下の階層で切り分けるような想定でしょうか) 質問の根拠: 地域保健・健康増進事業報告作成要領の「9 予防接種」でDPTとDTの1期はそれぞれ集計することになっています。	ご指定のような場合においては、予防接種の種類は混合と設定し、ワクチンの項目でDT,DTPを判別することが可能です。(項番21) なお、予防接種の種類は、APPLICコード辞書「健康管理」項番17:予防接種の種類に準拠しております。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(16_健康管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
21		不明	コード辞書の以下の項目について質問です。 業務:健康管理 項番:19 項目名:申込みの種類 C型肝炎ウイルス検査関連のコードがあるのに、申込みの種類に肝炎検診がないのはなぜでしょうか。	ご指摘のコード設定内容は、APPLICのコード辞書に対する指摘であると思われますので、今回の中間標準レイアウトへの指摘としては回答できません。	回答のみ
22		追加	コード一覧表のNO24精密検査判定とNO25がん深達度について、 胃がん・大腸がんでは「早期がんのうち粘膜内がん」や肺がんでは「原発性がんのうち臨床病期Ⅰ期」や子宮がんでは「原発性のうち上皮内」「原発性のうち微小浸潤」「異形成であった者」等がありますが追加が必要ではないでしょうか。 年度末の報告で集計が必要となります。	年度毎の集計項目は、年度毎に変更される項目であり、移行対象の過去データに含まれない事の方が多いため、今回の仕様では定義しておりません。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(17_子ども手当)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	中間標準レイアウト仕様(案)の前提(業務固有の作成ルール)	その他	子ども手当等の業務固有作成ルールに「宛名関連の移行が完了していること」とあるが、今回の対象業務の中に「宛名業務」は存在しない。「宛名」の定義を明確にせずに記載すると、ベンダー間で解釈の相違が発生するのではないか。	今回の対象業務では、「宛名」は「住登外管理」が該当し、住登外情報、法人情報、口座情報を管理しています。	回答のみ
2	中間標準レイアウト仕様(案)の前提(対象業務範囲)	不明	No.1 子ども手当状態区分の「9 無効」とは、どのような状態を表すのでしょうか？	「9 無効」は、登録の取消をした状態です。取消は、申請以外の却下、消滅、認定からも行うことができ、その場合も状態区分は「無効」となります。	回答のみ
3	データ項目一覧	削除	子ども手当送付先情報ファイルですが、通知書の送付先としての利用想定だとすると郵便番号、住所(方書)が必須(出来れば氏名も)ではないでしょうか。その他のコード系については標準レイアウトとしては任意項目にすべきだと思われます。	郵便番号は追加します。 方書は住所と同一項目としていましたが、別項目に修正します。 また、必須項目を見直し、任意項目に修正します。	仕様(案)修正 【修正】
4		追加	・支払情報ファイルへの寄附額項目の追加 子ども手当の支給に関する法律第二十三条において、寄附額は「全部又は一部」とすることができる定められていますが、11支払種別(口座/現金/寄附)として寄附かどうかを管理すると、一部寄附に対応できないため、寄附額項目を追加すべきと考えます。	データ項目一覧「支払い情報ファイル」に項目「寄附額」を追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
5		追加	・受給者情報ファイルへの施設等設置者区分、施設種別の追加 支給状況報告に必要であるため、施設設置者等区分(父母、施設等設置者、里親)、施設種別項目の追加が必要と考えます。	データ項目一覧「受給者情報ファイル」に、項目「施設設置者等区分」、「施設種別」を追加しました。 また、コード一覧表に、「28,施設設置者等区分」、「29,施設種別」コードを追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
6		追加	・児童情報ファイルへの受給者関係区分、出国年月の追加 支給状況報告に必要であるため、受給者関係区分(父母指定者、未成年後見人)、留学を判定するための出国年月項目の追加が必要と考えます。	データ項目一覧「対象児童情報ファイル」に、項目「受給者関係区分」を追加しました。 また、コード一覧表に、「30,受給者関係区分」コードを追加しました。 留学を判定するための項目は、「留学開始年月日」に格納します。 ※申し訳ございませんが、項目説明の記述が誤っておりましたので修正しました。	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(18_生活保護)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	移行ファイル構成	変更	「学校給食費情報ファイル」について、月ごとに給食費が異なる事もある為、年度単位ではなく、年度月単位で持つべきと考えます。	年度末に差額を追給もしくは戻入することを想定しているため、月ごとに異なる金額を持たせていませんが、移行用中間ファイルとしては必要な項目と考えますので修正いたします。	仕様(案)修正 【修正】
2		不明	「調査依頼先エリアファイル」について、「依頼先のエリアコード」の用途が不明です。コード表にもありません。	「エリアコード」は、依頼先を検索するときを使用し、任意に設定可能なコードとなります。コード表に記載が漏れておりましたので追加しました。	仕様(案)修正 【追加】
3		不明	全般的に、「管轄コード」の用途が不明です。	福祉事務所が管轄する市町村を識別するためのコードとなります。サンプル値では福祉事務所名称となっておりますのでわかりやすいサンプル値に修正いたします。	仕様(案)修正 【修正】
4		不明	全般的に、「事業コード」の用途が不明です。	業務を区別するコードとなり、識別番号を補完するために必要となります。	回答のみ
5		不明	全般的に、移行ファイル内に、「～コード」と「～コード名称」を保持しているが、意図的でしょうか。コードファイルを保持していても移行ファイルに保持する目的は何でしょうか。	「コードファイルを保持していても移行ファイルに保持する目的は何でしょうか」、という質問ですが、「コードファイルに設定すればよい内容を、わざわざ移行ファイルとしてなぜ保持するのか」という質問と捕らえて回答いたします。 コード及びコード名称のセット情報については、コードファイルとして管理していますが、コード及びコード名称のほかに付随して管理する情報がある場合は、コードファイルとして管理できませんので、移行ファイルとして保持しています。	回答のみ
6		不明	「事業管理番号」の用途が不明です。 (他法資格情報ファイルの「No.5」など)	事業コードと合わせて、各事業毎に一意に管理することができる番号として用いており、識別番号を補完するために使用いたします。なお、データ項目一覧表の事業管理番号の説明が誤っておりましたので修正しております。	仕様(案)修正 【修正】
7		変更	「決定個人ファイル」において、「生保年齢」とあるが、この項目説明に「年齢(4月1日を基準とした生保年齢)」とあるが、「4月1日」とは限らないのではないのでしょうか。	ご指摘の通りですので項目説明を「年齢」に修正いたします。	仕様(案)修正 【修正】
8		変更	「決定個人ファイル」等、「決定年月日」があるが、同一日で複数回の認定があった場合に管理できない。履歴番号などが必要と考えます。(具体的には、最後の変更内容、変更理由しか残らない)	同一決定年月日の場合は、最新の状態の保護費の算定及び変更理由等の情報を保持すればよいと考えます。ただし、移行用中間ファイルとしては必要な項目と考えますので追加します。	仕様(案)修正 【追加】
9		変更	「決定個人ファイル」について、就労収入が、1種類しか枠がないが、就労収入と農業や自営収入があった場合に移行できないと考えられます。複数種類必要と考えます。	複数の就労があった場合でも、1つにまとめて金額を入れていただくことを想定しております。ただし、移行用中間ファイルとしては必要な項目と考えますので繰り返し項目として複数入力できるように修正します。	仕様(案)修正 【修正】
10		変更	「決定個人保険料ファイル」について、介護保険料を管理していると思われるが、「決定個人ファイル」に「介護保険料加算情報」を保持しているため不要と考えます。又、未来又は年間の介護保険料情報を保持する目的であれば、「徴収方法」が必要と考えます。	年間の普通徴収の介護保険料情報を保持する目的で決定個人保険料ファイルを使用しております。これは普通徴収の場合のみ使用するファイルとなりますので、このままの仕様で問題ないと考えます。	回答のみ
11		不明	「医療機関情報ファイル」について、指定医療機関コードの移行が必要と考えます。医療機関コードを該当コードとして利用する場合は、非指定機関等の場合どうするのか不明です。	ご指摘の「医療機関情報ファイル」についての指定医療機関コードの移行については、「医療機関情報ファイル」の生保指定医療区分にて移行が可能です。非指定機関等の扱いにつきましては、生保指定医療区分が非該当とすることで対応可能です。医療機関ファイルは、全業務で参照するためこのような構成にしております。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(18_生活保護)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
12		その他	移行ファイル関連図において、移行ファイルの関連矢印にある項目名は、ファイルのキー項目となるのでしょうか。キー項目であれば、データ項目一覧表にもキー項目の明示をお願いしたい。	移行ファイル関連図において、移行ファイルの関連矢印に記載のデータ項目は、矢印元のファイルのキー項目に該当しますので、該当するファイルのデータ項目一覧表のデータ項目を参照して頂く方式としております。	回答のみ
13	データ項目一覧	変更	「決定世帯ファイル」について、「電話番号」は不要と考えます。	より汎用的にお使いいただけるよう用意しておりますので、このままとさせていただきます。	回答のみ
14		不明	データ項目一覧全般にわたり共通の質問です。必須項目の中で、自治体により項目が管理されていない項目がある場合、ゼロ埋め又は、空白でも構わないでしょうか。その中でも、「識別番号」(住民基本台帳業務により、一つの自治体内で一意に個人を特定するための番号)の場合に、「生活保護」業務では、住基連携をおこなっていない自治体が多数存在するため、識別番号が付番されていません。データ移行後に個人同定作業が発生する可能性があります。ご検討をお願いいたします。	必須項目の中で、自治体により項目が管理されていない項目がある場合、ゼロ埋めなど一律の固定値で対応可能な項目も存在します。(管轄コードなど)但し、「識別番号」については、住記連携を行っていない自治体でも、仮の個人番号を一意で付与し、それを識別番号とする必要が生じる可能性が高いと考えております。そのため、仕様の変更はいたしません。	回答のみ
15		不明	他法資格情報ファイル 他法資格情報ファイルの履歴の持ち方についての質問です。個人で、複数の他法資格を持っている場合、他法の種類ごとに履歴を持つのでしょうか。また、他法の種別により、それ以外の他法項目は空白でもよろしいでしょうか。ファイルの出力方法について、教えてください。	ご指摘どおり、他法の種別ごとに履歴を持つように修正いたします。他法の種別により、それ以外の他法項目は空白で問題ありません。	回答のみ
16		不明	決定世帯ファイル、決定個人ファイル、決定〇〇ファイル等ファイルの結合要件についての質問です。生活保護業務の場合、世帯単位で保護の変更等を行います。これは、同一決定日(施行日)に遡って保護決定を行うことがあるため、ケース番号、(員番号)、決定年月日以外に履歴番号等がないと結合ができません。上記のファイルの出力については、可能ですが、パッケージシステムに戻すことはできない可能性があります。ファイルの結合条件について、ご検討をお願いします。	No.8でも同様なご指摘をいただいておりますので、項目「履歴番号」を追加します。	仕様(案)修正 【追加】
17		不明	決定個人加算ファイル 決定個人加算ファイルの項目で、人数(世帯員の人数を示すコード)とありますが、母子加算や児童養育加算などは、対象人数(母子加算では加算対象者の人数、児童養育加算では、児童手当と同様の人数)が必要になると思われます。項目内容の検討をお願いします。	人数は対象人数の記載誤りですので修正いたします。	仕様(案)修正 【修正】
18		削除	決定個人就労外ファイル 就労外収入情報で、親コード、子コードとありますが、どちらも就労外収入区分を使用することになっていますが、間違いではないでしょうか。就労外収入には、各種年金、各種手当等数十種類あるので、コード体系も含めて再検討をお願いします。	親コード、子コードともに就労外収入区分を使用することで、誤りではございません。就労外収入区分に、親子関係のある区分を混在させて登録する利用方法になります。なお、コードについては、桁数に誤りがあったため、1桁⇒4桁に修正します。	仕様(案)修正 【修正】
19		不明	統計ファイル 厚生労働省において「生活保護業務データシステム」が稼働しており、統計情報を毎月情報連携する必要があります。この中で、報告データの中に個人を識別する番号(世帯調査番号14ケタ)を付番することになっております。従って、個人に付帯する情報に「世帯調査番号」を追加していただけないでしょうか。	ご指摘の通りですので追加いたします。	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(18_生活保護)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
20		その他	訪問計画に関するデータは移行対象とならないのでしょうか？	ご指摘の訪問計画ファイルが不足しておりましたので、追加いたします。	仕様(案)修正 【追加】
21	コード一覧	不明	「介護サービス種類」において、「81 市町村特別給付」とあるが、「99 その他(市町村特別給付など)」とあり、重複している。「99」のみに統一すれば良いと考えます。「99」の想定しているサービスが不明です。	ご指摘どおり、「99」のみに統一いたします。	仕様(案)修正 【修正】
22		変更	多くのコードでコード値の内容に「カナ」を利用しているが、分かりづらいので、漢字表記にすべき考えます。	ご指摘どおり、漢字表記に統一いたします。	仕様(案)修正 【修正】
23		不明	「別居区分」のコード「3 痴呆グループホーム」とあるが、「3 認知症グループホーム」ではないでしょうか。	ご指摘の通りですので修正いたします。	仕様(案)修正 【修正】
24		変更	「費用区分」について、法区分毎に、「生活保護法の72条、73条」に基づいた区分管理が必要と考えます。	現状でも「市費」「都道府県費」ごとにコード管理しており、生活保護法72条、73条を満足すると考えますので、現状のままにしたいと思います。	回答のみ
25		追加	「意見書コード」について、過去の意見書もある為、「結核」のコードも必要と考えます。	ご指摘の通りですので追加いたします。	仕様(案)修正 【追加】
26		変更	「法令区分」は、債権管理を行うためのコードと思われるが、「生活保護法第160条」ではない。「自治令160条」ではないでしょうか。又、「自治令159条」も必要と考えます。さらに、「生活保護法77条」も追加が必要と考えます。	ご指摘の通り、「生活保護法第160条」ではなく「自治令160条」の誤りでしたので修正いたします。「自治令159条」「生活保護法77条」については追加いたします。	仕様(案)修正 【修正】
27	不明	「法令区分」の「弁償金」の用途が不明です。	「弁償金」は、東京都の特別区では、生活保護法63条、78条や、地方自治法施行令159条、160条に含まれない、「返還義務の金額」を指しています。	回答のみ	
28	変更	・コード一覧表 No4 依頼先区分コード コード値 0004 社会保険事務所 とありますが、現在の名称は「年金事務所」となっています。	ご指摘の通りですので修正いたします。	仕様(案)修正 【修正】	
29	追加	・コード一覧表 No5 他法種別コード 他法種別コードに、「障害者自立支援法」を追加願います。	ご指摘の通りですので追加いたします。	仕様(案)修正 【追加】	
30	追加	・コード一覧表 No10 年齢区分 コード値 069 「60歳～59歳」となっていますが、「60歳～69歳」が正しいです。	ご指摘の通りですので修正いたします。	仕様(案)修正 【修正】	

協議事業者からの意見及び対応内容(18_生活保護)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
31		変更	<p>・コード一覧表 No12 学年コード 及びNo85 学校区分 現在、厚生労働省において「生活保護業務データシステム」が稼働しており、学年コード、学校区分では対応ができないため、コード体系の見直しをお願いします。 (参考)「生活保護業務データシステム」の就学の状況 10 小学校 20 中学校 31 高等学校 全日制 32 高等学校 定時制 33 高等学校 通信制 40 高等専門学校 51 専修学校・各種学校 昼間過程 52 専修学校・各種学校 夜間過程 53 専修学校・各種学校 通信過程 61 大学(短期大学含む) 二部 62 大学(短期大学含む) 通信制 90 就学なし 99 上記以外の学校 ※学年コードは、各学校ごとの1～Nとしていただければベストです。</p>	ご指摘の通りですので修正いたします。	仕様(案)修正 【修正】
32		変更	<p>・コード一覧表 No17 医療保険 項目名を「保護開始前の医療保険」に変更していただきたい。なお、コードに「長寿医療(後期高齢者医療)」を追加してください。</p>	ご指摘の通りですので修正・追加いたします。	仕様(案)修正 【修正】
33		変更	<p>・コード一覧表 No49 扶助の種類 コード値 4 のコード値の内容「介護扶助+日用品費」とありますが、「介護扶助+日常生活費」に訂正をお願いします。</p>	ご指摘の通りですので修正いたします。	仕様(案)修正 【修正】
34		変更	<p>・コード一覧表 No50 ケース格付 ケース格付は、各自治体により違いが大きいため、変更をお願いします。また桁数についても、2ケタに変更をお願いします。 (参考) ケース各付の事例 A1、C' '等アルファベットに数字や記号を付加している自治体が数多く存在しています。</p>	ご指摘の通りですので修正いたします。	仕様(案)修正 【修正】
35		変更	<p>・コード一覧表 No96 法令区分 追加 「生活保護法第77条」を追加願います。 不明 「弁償金」とはなんですか。 変更 「生活保護法第160条」は「地方自治法第160条」の間違いです。</p>	<p>他協議事業者からも同様なご指摘をいただいております。 下記の通り対応致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生活保護法第77条」を追加します ・「生活保護法第160条」を「自治令160条」に修正します。 ・「弁償金」について、東京都の特別区では、生活保護法63条、78条や、地方自治法施行令159条、160条に含まれない、「返還義務の金額」を指しています。 	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(19_障害者福祉)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	データ項目一覧	変更	身体障害者手帳障害情報ですが、繰り返し回数が「8」となっていますが、実データを考慮すると「8」では余裕がないと思われます。データ移行の観点からすると最低でも「10」は必要かと思われます。	ご指摘の通り、繰り返し回数を10回に修正致します。	仕様(案)修正 【修正】
2		変更	(7ページ)障害福祉サービス申請決定情報について「No13: 児童聴き取り」の項目は、具体的にはどういった情報を想定した有無区分でしょうか？補足解説を頂きたいので、コード表などへの記載を検討願います。	児童の場合に、申請にあたって心身の状況等に関する聴き取り調査の実施有無の区分となります。聴き取りありとした場合、調査員等が必須となります。	回答のみ
3		追加	(9ページ)障害福祉サービス申請決定情報について「No94: 法31条給付適用率」の項目は、平成24年4月法改正により4月以降は「市町村が定める額」の金額項目になりますが、項目名称の変更予定はありますでしょうか？あるいは、桁数は充足しているため、実際利用時の当事者間の取り決めにて運用する前提となるでしょうか？項目説明欄等に補記を検討願います。 ※根拠 平成24年4月施行: 国保連合会インタフェース仕様書(案)市町村編の受給者異動連絡票情報(基本情報)より	名称の変更は検討しておりますが、今回の仕様では、H24までに既に導入されているシステムのデータ移行が中心となると思われるため、名称は変更致しません。説明内容に、「平成24年4月法改正により「市町村が定める額」と名称が変更されている」旨を追記致します。	仕様(案)修正 【修正】
4		追加	(61ページ)地域支援事業事業者コードについて「No12: 級地区分コード」の項目は、平成24年4月法改正により、年度以降27年まで、年度ごとに段階的に切り替わって行くことが国から示されています。(コードは最大20区分) 当レイアウト表では、期間の項目が保持されていませんが、項目追加した方がよろしいかと思えます。ご検討願います。 なお、(63ページ)障害福祉サービス事業者コードの級地区分コードも同様です。 ※根拠 H24.2.20全国課長会議資料等より	ご指摘の級地区分コードの期間につきましては、適用年月項目を追加いたしました。	仕様(案)修正 【追加】
5		不明	(10ページ)障害福祉サービス申請決定情報について「No141: 世帯員税情報」などで「繰り返し」欄に数値がある場合ですが、実際のデータは以下のイメージと理解しましたが合っておりますでしょうか？ …その他経費, 世帯員識別番号, 世帯員氏名漢字, ~世帯員合計所得 金額, 世帯員識別番号, …, 世帯員識別番号, …世帯員識別番号, … 世帯員識別番号, ~世帯員合計所得, 公費受給者番号~ ※レイアウト表上は1回の項目名記載だが、実際のデータは必ず繰り返し回数分の列を保持した内容になっているか？という視点です。	左記の認識で問題ありません。	回答のみ
6		追加	・補装具情報への「市区町村独自助成額」の追加 自立支援法で定められた基準(100分の90)とは別に市区町村独自の助成を行なっている実態を考慮し、「市区町村独自助成額」項目を追加すべきと考えます。	ご指摘どおり、「助成額」項目として、追加します。	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(19_障害者福祉)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
7		追加	・補装具情報への「支払区分」の追加 事業者への支払と利用者への支払の区別の把握のため、「支払区分」(代理受領/償還)項目を追加すべきと考えます。	「支払区分」をデータ項目として追加し、「支払区分」コードをコード構成表とコード一覧表に追加いたします。	仕様(案)修正 【追加】
8		追加	業務により保護者(支給決定者)が異なることを考慮し、「業務区分」を追加すべきと考えます。 「00:共通 01:身体障害者手帳 など」	ご指摘どおり、追加します。	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(20_財務会計)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	中間標準レイアウト仕様(案)の前提(対象業務範囲)	不明	下記の業務については財務会計の対象外というお考えでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・継続費 ・債務負担行為 ・人件費(職員数など予算書、決算統計に必要な情報) ・職員給与(予算情報) ・契約管理 ・財産管理 ・物品(備品)管理 ・旅費管理 ・源泉徴収票(職員以外) ・財政計画 	本事業の前提としているAPPLIC標準仕様V2.3の財務会計業務の機能一覧に含まれていませんので、今回の対象とはしていません。 <ul style="list-style-type: none"> ・継続費 ・債務負担行為 ・契約管理 ・財産管理 ・物品(備品)管理 ・財政計画 以下の業務につきましては人事給与システムの業務範囲となっております。 <ul style="list-style-type: none"> ・人件費(職員数など予算書、決算統計に必要な情報) ・職員給与(予算情報) ・源泉徴収票 ・旅費管理(人事給与側でも対象外) 	回答のみ
2	移行ファイル構成	追加	源泉徴収管理の為の情報(ファイル)が必要である。 理由 源泉徴収管理サイクルは1月～12月の為、旧システム(移行元システム)が財務会計システム内で源泉徴収管理している場合、決算統計終了後も旧システムを継続使用しなければならなくなる。	源泉徴収管理について、APPLICの仕様にあるとおり、人事給与業務で管理をし、データ移行の対象としております。	回答のみ
3		追加	債権者毎の口座情報(ファイル)が必要である。 理由 複数の振込先口座をもつ債権者への対応の為。(債権債務者情報ファイルを使用して複数の債権者番号で管理することも可能だが、債権者管理業務が煩雑になる)	口座情報について、ご指摘の通り対応しました。 口座情報は、繰り返し項目としますので、同一債権者で、複数口座指定することが可能です。債権者債務者情報ファイルを訂正します。	仕様(案)修正 【修正】
4		追加	予算配当替の際に使用する振替元・振替先の情報(ファイル)が必要である。 理由 予算配当替に対応する為、予算配当替の振替元・振替先の情報が必要。 旧システム(移行元システム)が予算配当替機能を有システムで処理している場合、新システム(移行先システム)に於いても予算配当替データは必要となる。	令達の処理のことを指していると推定します。 今回のデータ移行の前提として、移行後の新システムで、予算編成業務を開始する前(開始できる状態)に移行することを前提としています。 予算配当替は、予算編成業務が終了し、予算配当された後、実施されるところと思われます。この時点の移行は、前提としていませんので、振替元・振替先の情報は、不要であると考えています。	回答のみ
5		不明	20_財務会計_移行ファイル構成表.pdf等に記載されている業務と、20_財務会計_対象_業務範囲.pdfに記載されている業務が一致しません。 (例えば、20_財務会計_対象業務範囲.pdfの(3)歳入管理、(4)歳出管理、など) 今回の調査では、20_財務会計_移行ファイル構成表.pdfに記載されている業務のみの調査ということで問題ないでしょうか。	ご指摘の歳入管理、歳出管理につきましては、今回の業務の対象範囲としますが、移行のタイミングを年度切り替えの時期に限定しており、期中に発生する伝票データは、移行の対象外としています。 今回の調査では、20_財務会計_移行ファイル構成表.pdfに記載されている業務のみの調査ということになります。	回答のみ
6		追加	所属コードを各ファイルのデータ項目に管理されていますが、それに結びつくと思われる所属名称などを管理するテーブルが見当たりません。所属名の取得のため、追加が必要と思われます。	ご指摘の所属に関する情報がファイルごと不足していましたので、「所属情報」ファイル及び関連情報として「職員情報」ファイルを追加します。	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(20_財務会計)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
7		追加	債権者債務者情報ファイルのデータ項目についてですが、口座情報も含めて1ファイルということは、1債権者1口座のデータ構成になってしまうのではないのでしょうか。債権者としては、1債権者複数口座登録はあり得ますし、そのようなベンダーもありますので、債権者と口座情報のファイルは分けた方がよいと考えます。	口座情報について、ご指摘の通り対応しました。口座情報は、繰り返し項目としますので、同一債権者で、複数口座指定することが可能です。債権者債務者情報ファイルを訂正します。	仕様(案)修正 【修正】
8		追加	受領時期は異なりますが、他ベンダ様からの切替初年度では、源泉対応のため、N年1月～3月(出納整理期間中含む)の控除対象伝票の移行を行うケースもございますので、標準レイアウトがあってもよいと考えます。	源泉徴収管理について、APPLICの仕様にあるとおり、人事給与業務で管理をし、データ移行の対象としております。	回答のみ
9	データ項目一覧	追加	歳計外科目情報ファイルにおいて、当該科目が基金か否かを判別できる情報(データ項目)が必要である。 理由 歳計外データとして基金を取り扱うにあたり、その他歳計外科目と分けて管理する必要がある為。	当該科目が、基金か否か判断できる「基金区分」の項目及びコードを追加します。歳計外科目情報ファイルとコード一覧表、コード構成表を訂正します。	仕様(案)修正 【追加】
10		変更	歳計外科目情報ファイル「歳計外科目」の桁数は10桁必要である。 理由 歳計外科目を節細節レベルまで管理する自治体が存在し、そのような自治体がシステム移行する場合、歳計外科目桁数は10桁必要になる為。	ご指摘の通り、「歳計外科目」の桁数を10桁に修正します。	仕様(案)修正 【修正】
11		追加	歳計外現金ファイルにおいて、年度情報(データ項目)が必要である。 理由 基金等の歳計外現金は、当年度の収支額だけでなく、年度毎の履歴管理が必要である為。	歳計外データについては、現金管理になると考えられる為、前年度の残高が確定した時点で、移行することを想定しています。その為、最新年度の歳計外データのみ移行対象としています。	回答のみ
12		追加	歳出科目情報ファイルにおいて、当該科目が単独事業か補助事業かを区別する為の情報(データ項目)が必要である。 理由 決算統計調査表90表作成時、単独事業か補助事業かの切り分けが必要になる為。	「要求単独金額」と「要求補助金額」、「査定単独金額」と「査定補助金額」を歳出予算情報ファイルに追加しますので、こちらの金額から判断していただくことを想定しています。歳出予算情報ファイルを訂正します。	仕様(案)修正 【追加】
13		不明	財務会計における金額データ項目に対しては金額単位を明確にして欲しい。「予算要求額」「予算査定額」などの予算額は、通常は千円単位で表される項目なため、金額単位が明示されていないと、円単位で格納する仕様か、千円単位で格納する仕様が曖昧になる恐れがある。	提示している金額項目は、全て、円単位での仕様になります。各ファイルに明確な記述が不足していることから、各ファイルの金額系項目の備考欄に「金額は円単位」の記述を追加します。歳入予算情報ファイル、歳出予算情報ファイル、歳計外現金ファイル、歳入積算情報ファイル、歳出積算情報ファイル、充当情報ファイルを訂正します。	仕様(案)修正 【修正】
14		変更	歳入科目情報ファイル・歳出科目情報ファイル・歳計外科目情報ファイルにおいて、名称項目の桁数が30となっているが、実務上30では不足するケースが多いと想定されるため、桁数を再検討願いたい。(40～60程度は必要と考える。)	ご指摘の通り、歳入科目情報ファイル・歳出科目情報ファイル・歳計外科目情報ファイルにおける「科目名称」の桁数を60桁に修正します。	仕様(案)修正 【修正】
15		変更	歳入目的区分・歳出目的区分及び性質別区分については、制度改革にて変更等が発生することも多く、実務上においても団体独自の区分を多数設定する事例が多い。そのため、結果として多くのデータが「99その他」に分類されることになり、移行の効果が薄れるのではないかと。コード一覧化せず、科目情報と同様にコード体系のみの構成定義としたほうがよいと考える。	コード一覧表のコードは、サンプルとして明示しております。実際の運用にあわせて、定義しなおしていただくことを想定しております。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(20_財務会計)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
16		不明	「予算区分」につきまして、コード一覧表に記述が無いようでしたので指摘いたします。 「予算区分」の内容につきましては、「現年」「繰越」の区分けと考えますが、「繰越」に関しまして、「継続費通次繰越」「繰越明許」「事故繰越し」は区分けされていると考えてよろしいでしょうか。また、「繰越明許」→「事故繰越し」の情報については、「予算区分」が分かれるのか、「事故繰越し」に含まれるのか、対象外となるのかご教示願います。	「予算区分」について、ご指摘の通り対応しました。 コード一覧表とコード構成表に追記します。 歳入予算情報ファイル、歳出予算情報ファイル、歳入科目情報ファイル、歳出科目情報ファイル、歳入積算情報ファイル、歳出積算情報ファイル、充当情報ファイルを訂正します。	仕様(案)修正 【追加】
17		不明	「債権債務者情報ファイル」につきまして、同一の債権債務者で複数の振込先は管理できると考えてよろしいでしょうか、それとも振込先が異なる場合は、別の債権債務者として管理するのでしょうか。また、「通常」「前金払用」「概算払用」などの振込先の区分も無いようですので、伝票起票時に正しい振込先を選択する運用となるのでしょうか。ご教示願います。	同一債権債務者の複数振込先の管理は、口座情報を繰り返し項目とすることで対応しました。「通常」「前金払用」「概算払用」などの振込先の区分については、新項目「支払種別」を追加対応しました。	仕様(案)修正 【修正】
18		追加	データ項目一覧表の債権債務者情報ファイルについて1債権債務者につき、複数の振込先(口座)がある場合は、どのような対応になるのでしょうか。項目を追加していただくなど、対応方法をご検討ください。	口座情報について、ご指摘の通り対応しました。 口座情報は、繰り返し項目としますので、同一債権者で、複数口座指定することが可能です。債権者債務者情報ファイルを訂正します。	仕様(案)修正 【修正】
19	コード一覧	変更	予算編成区分について 補正号数と編成区分のコード番号は揃えたほうがわかりやすいかと思えます。(当初予算は01ではなく00、補正号数2号は04ではなく02など) また、暫定予算等は別フラグを持たせてはいかがでしょうか。	システムによって考え方が変わると思われる為、汎用的に示せるように、今回は、「編成区分」の項目を設けて、「編成区分」に対するコード内容を定義しています。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(21_人事給与)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	中間標準レイアウト仕様(案)の前提(業務固有の作成ルール)	不明	「月額前払嘱託職員」の定義を教えてください。労働した月の翌月に賃金を支払うのではなく、労働した月に支払を行う嘱託職員という意味でしょうか。その場合、翌月払いの嘱託職員は移行対象外となるのでしょうか。	「月額前払嘱託職員」はご指摘の通り、労働した月に支払を行う嘱託職員という意味になります。翌月払いの嘱託職員は、臨時職員等と同様に、今回の仕様の前提条件として移行対象外としています。	回答のみ
2	移行ファイル構成	追加	移行ファイル構成に前職履歴情報が必要ではないでしょうか。実態調査業務においては、経験月数を算出するのに、前職情報を使用します。学歴履歴情報と同様に前職情報も履歴管理することで、統計業務に必要な情報を移行することが可能になると考えます。	ご指摘の通り不足していたため、追加いたします。	仕様(案)修正 【追加】
3		変更	口座情報ファイルについて ・データベースの持ち方として、横一列ではなく口座種別(例月・賞与・差額・子ども手当)をもって3口座以上管理できる形式が適切ではないでしょうか。	ご指摘の子ども手当口座を追加いたします。 例月等の支払いは、3口座を前提とさせていただきます。尚、個別調整が必要な場合を想定し、口座等の情報を繰り返し定義とさせていただきます。支給明細情報も同修正を行います。	仕様(案)修正 【追加】
4	データ項目一覧	不明	人事基本情報ファイル No.138 児童手当掛金区分 上記の区分は何に使用するのですか。	共済の児童手当掛金について計算対象とするかしないか(非対象、対象)を表すコードになります。	回答のみ
5		変更	会計コード 桁数を2桁から3桁に拡大してはどうか。 →財務会計システムによっては3桁で管理されていることがある(事例)	ご指摘の内容を踏まえ、「会計コード」を3桁に拡大いたします。	仕様(案)修正 【修正】
6		変更	所属区分 18桁、または任命権者・部局・部・課・係に分離し、各項目の桁数を3桁～5桁としてはどうか。 →管理している桁数が少ない場合、拡大するのは可能と思われるが、多い場合、縮小するのは困難と思われるため(12桁以上の事例あり)	ご指摘の内容を踏まえ、「所属区分」を18桁に拡大いたします。	仕様(案)修正 【修正】
7		追加	支給明細情報ファイル 処理日 処理日(2桁)は必要ありませんか。	ご指摘の主旨は、支給年月日と思われます。支給年月日が不足していたため追加いたします。	仕様(案)修正 【追加】
8		変更	昇給マスタ情報ファイル No.9 次回勤務成績 No.17 現在勤務成績 No.25 前回勤務成績 勤務成績を2桁に拡大してはどうか。 →A+等で管理されている場合、1桁では移行できないため	ご指摘の内容を踏まえ、2桁に拡大いたします。 コード値の内容は自治体ごとに個別に設定可とします。	仕様(案)修正 【修正】
9		不明	社会保険標準報酬月額情報ファイル No.7 雇用保険番号 桁数が26桁となっていますが、項目説明では11桁となっています。桁数の指定が誤っていると思います。	ご指摘どおり、11桁に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
10		変更	給料発令情報ファイル No.10 勤務成績 勤務成績を2桁に拡大してはどうか。 →A+、AA等で管理されている場合(事例であり)、1桁では移行できないため	ご指摘の内容を踏まえ、2桁に拡大いたします。 コード値の内容は自治体ごとに個別に設定可とします。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(21_人事給与)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
11		追加	データ移行項目一覧の支給明細情報ファイルに支給項目、控除項目の内訳の金額が必要ではないでしょうか？ 支給明細情報ファイルには一部支給項目の金額が存在しますが、多くの支給項目、控除項目の内訳の金額が定義されていません。支給明細情報ファイルは給与明細書の参照用の情報として利用することと思いますので、人事基本情報ファイルで定義がある手当、控除項目については、内訳として金額を定義するほうがよいのではないのでしょうか。	ご指摘の支給項目、控除項目の内訳の金額は、支給明細情報ファイルの項番187～194に準備しており、個人、処理月、処理(賞与など)単位に支給項目50項目分、控除項目50項目分繰り返し項目として管理が可能となっております。このため、人事基本情報ファイルにて手当、控除項目については管理しておりません。	回答のみ
12		追加	No69 予算所属コードと財務所属コードの違いを教えてください。	予算所属コードは、予算を作成・管理する課を示します。財務所属コードは、予算の執行が可能な課を示します。	回答のみ
13		不明	一般職給与法附則第八項に規定している55歳を超える職員の減額前後の給料月額、経過措置額はどのファイル・項目に格納されているか教えてください。	管理項目は、下記の通りです。 ■一般職給与法附則第八項に規定している55歳を超える職員の減額 人事基本情報で下記項目を管理しております。 243 給料特例減額率分母 244 給料特例減額率分子 245 給料特例減額本給 247 給料特例減額管理職手当特例減額率分母 248 給料特例減額管理職手当特例減額率分子 249 給料特例減額管理職手当特例減額 253 給料特例減額差額 ■経過措置額 保障給マスタ情報で項目を管理しております。	回答のみ
14		不明	No79の備考に保証給の説明がありますが、「給料表に基づく給料月額+保証給」が格納されているということでしょうか。	保障給欄が不足していたため、項目を追加いたします。(給料表月額と保障給を別項目で管理します。)	仕様(案)修正 【追加】
15		不明	各手当項目の計算方法の定義はどのファイルに格納されているのでしょうか。(時間外単価、勤勉手当基礎等)	計算方法の定義につきましては、各社独自仕様と判断し、移行対象外としております。	回答のみ
16		追加	人事基本情報ファイルについて ・血液型 消防職員は業務上管理が必要と考えます	ご指摘どおり、不足していたため、追加いたします。	仕様(案)修正 【追加】
17		追加	人事基本情報ファイルについて ・旧姓使用 結婚し、姓が変わった場合でも旧姓で給与明細等は旧姓で出力したいとの要望があった場合に切り替えを行えるようにするため、必要と考えます	ご指摘どおり、不足していたため、追加いたします。	仕様(案)修正 【追加】
18		追加	人事基本情報ファイルについて ・直近写真撮影日 顔写真については取り直しの時期が決まっており、取り直しの対象者を抽出する必要があるため、必要と考えます	写真管理については、各社の考え方が異なると考えますので、対象外とさせていただきます。	回答のみ
19		追加	人事基本情報ファイルについて ・正字氏名 外字の使用者について、連携等で外字が使用できない場合に正字を使用する必要があるため、必要と考えます	団体の内部情報システムにおいては、システム導入の容易性やシステム間連携の柔軟性を考慮し、外字は使用しない団体が多いと考えられますので、外字は使用しないことを前提と考えております。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(21_人事給与)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
20		変更	口座情報ファイルについて ・名義カナは半角が適切ではないでしょうか？ 口座FDデータ内は半角カナで持たせる必要があるため	管理が煩雑になるため、半角カナは、使用しないルールとし、口座FDデータ作成時は、変換処理で対応することを想定しています。	回答のみ
21		追加	扶養台帳基本情報ファイルについて ・別居フラグ 年末調整事務にて扶養申告書に出力の必要があるため、必要と考えます	ご指摘どおり、不足していたため、追加いたします。	仕様(案)修正 【追加】
22		追加	扶養台帳基本情報ファイルについて ・別居住所 年末調整事務にて扶養申告書に出力の必要があるため、必要と考えます	ご指摘どおり、不足していたため、追加いたします。	仕様(案)修正 【追加】
23		追加	人事基本情報ファイル 産業教育手当区分、定時制通信教育手当区分の項目を管理できないでしょうか。	ご指摘の情報として、以下の区分を人事基本情報ファイルとコード一覧に追加いたします。 ■定時制通信教育手当区分 1 夜間定時制 2 夜間定時制(管理職) 3 通信制 4 通信制(管理職) ■産業教育手当区分 1 産業教育手当 2 産業教育手当(定時制通信) 尚、コード値の内容は自治体ごとに個別に設定可とします。	仕様(案)修正 【追加】
24	コード一覧	追加	No43給与計算区分に定義がある区分以外の計算方法を定義する必要があると考えます(時間単価での減給などがあるため)。	減給等のコードが必要となる場合につきましては、個別追加をお願いする運用を想定しています。	回答のみ
25		不明	No.167 一般・臨時区分 No.3 職員種別と何が異なりますか。 一般、臨時以外に嘱託は必要ありませんか。	ご指摘どおり、No.167の項目は、No.3にて判別できる情報ですので、No.167は削除し、No.3にて一般・臨時の判別を行うようにします。また、嘱託については、自治体ごとに個別に設定可とし、任意で追加可能といたします。	仕様(案)修正 【削除】
26		追加	138保険種類コード 介護保険の追加が必要であると考えます。	ご指摘どおり、138保険種類コードへ以下のコードを追加いたします。 10 介護保険	仕様(案)修正 【追加】

協議事業者からの意見及び対応内容(22_文書管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
1	移行ファイル構成	追加	情報公開用で実際に公開したファイルを移行できるようにする必要がある理由 WEB上に公開した文書のデータは文書管理システムのサブシステムとして、多くの情報公開用システムに登録されていると想定される。 情報公開時には個人情報等をマスキングし庁内で管理している保管文書情報とは別データとして管理する必要があるため、別途ファイルが必要になる。	情報公開の公開情報については、マスキングされたイメージデータを参照できるようにしたり、別途サブシステムを導入し、通常の文書管理システムのような形式で公開したり、対応方法は様々であるため、標準化は困難と考えます。今回の仕様では、保管文書情報の「情報公開件名」のみを公開する形で対応しました。	回答のみ
2	データ項目一覧	変更	データ項目一覧の項目説明の欄がほとんど記述されていませんが、本資料を参照する際、何らかの説明が必要と思います。	データ項目一覧の項目説明に記述を追加します。	仕様(案)修正【追加】
3		不明	P1 保管ファイル分類 項目の説明が無いため、特に以下が不明でした。 No.2 分類レベルとはどのような情報でしょうか？	文書分類の階層レベルを意味します。 分類レベル:3の場合は、第3分類の文書分類名称となります。	回答のみ
4		不明	P2 箱情報 項目の説明が無いため、特に以下が不明でした。 No.9担当所属 とNo.10管理所属の違い No.12箱情報参考とは？ 備考的な自由記述の項目でしょうか	「作成所属」が箱の作成を行った所属、「担当所属」は、ある時点での箱に関する責任元組織で、「管理所属」は箱自体をデータ移行時点で管理している部署(移管等を行った場合は移管先の部署が管理部署となる)となります。 「箱情報参考」とは、備考欄として備えています。	仕様(案)修正【修正】
5		不明	P3 保管ファイル情報項目の説明が無いため、特に以下が不明でした。 No.4管理所属(No.3の担当所属との違い)、またこちらはAPPLIC仕様でしょうか？ No.19保管ファイル情報参考とは？ 備考的な自由記述の項目でしょうか？ No.20措置結果とは？ 保存期間満了時の措置結果のことでしょうか。	「作成所属」が保管ファイルの作成を行った所属、「担当所属」は、ある時点での保管ファイルに関する責任元組織で、「管理所属」は保管ファイル自体をデータ移行時点で管理している部署(移管等を行った場合は移管先の部署が管理部署となる)となります。 「保管ファイル情報参考」とは、備考欄として備えています。「措置結果」とは、保存期間満了時の措置結果を表します。	仕様(案)修正【修正】
6		変更	P6 收受起案履歴情報 特に以下が不明でした。No.3処理内容とは？ どのような内容が入るか項目説明が必要と思われます。	履歴の処理内容(新規作成/内容修正等)を設定する項目です。 項目説明欄に説明を追記しました。	仕様(案)修正【修正】
7		変更	P7 施行履歴情報 特に以下が不明でした。No.13書誌情報参考 とはどのような内容が入るか項目説明が必要と思われます。	書誌情報参考: 施行履歴に関する備考欄の扱いです。	回答のみ
8		不明	P8 施行履歴情報 特に以下が不明でした。No.2受付文書本体参考 とはどのような内容が入るか項目説明が必要と思われます。電子メールで送付された際の、メール本文等でしょうか？	受付情報のNo2受付文書本体参考についてのご質問として回答します。No.2受付文書本体参考は、受付情報に関する備考欄としての扱いとなります。	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(22_文書管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
9		変更	<p>P1 保管ファイル分類 ①第1～5分類で「全庁共通/所属別区分」が必要 (X 1桁) 必須項目の説明 その分類が全庁共通の分類か、特定の所属固有の分類かの区分 上記①により、所属別の場合 ②分類の作成所属情報 ③作成日付 が必須になります。</p> <p>理由) 文書分類では文書所管課で全庁に統制をかけるために、共通の分類をあらかじめ用意し、各所属は共通分類に収まらないものを所属ごとに作成する運用を多くの自治体で採用しています。従って、分類を作成した所属の情報、何時からその分類が存在したかの日付も必要です。</p>	<p>②分類の作成所属情報として、保管ファイル分類に所属組織情報の項目を追加します。 ①と③については、以下で問題ないと考えています。 ①所属組織情報が空白の場合は、全庁共通扱いとする。 ③作成年度(項目名称は、APPLIC標準仕様を参考に「年度」としています。)を保有しているため、作成日付は不要。</p>	仕様(案)修正 【追加】
10		変更	<p>P3 保管ファイル情報 No.8 箱管理番号の必須○ を○なし</p> <p>理由) ファイル/簿冊の保管に箱を使用していない自治体もあるため、必須である必要は無いと思われます。 また、完結済みの時点では箱番号が決定していないケースもあります。</p>	保管ファイル情報の箱管理番号を条件付き必須に変更します。 条件・・・文書ファイルが箱に入れられている且つ箱の番号が決定されている場合	仕様(案)修正 【修正】
11		変更	<p>P4 保管文書情報 ①No.27 ファイル管理番号の必須 を○ ②No.28 完結日の必須 を○</p> <p>理由) 完結済みの文書情報では上記は既に決定しているはずで、文書管理上必須のため。</p>	ご指摘の通りに変更します。	仕様(案)修正 【修正】
12		変更	<p>P4 保管文書情報 ①起案/作成所属情報 X 20 任意 ②起案/作成所属名 N 50 必須 ③管理所属情報 X 20 必須</p> <p>理由) ①②は、部署の統廃合によって文書は新しい部署に移管(所管換え)されることがあるため、起案時の所属名と、現在その文書を保有している所属の情報(③管理所属情報)をそれぞれ持つ必要があります。起案時の所属は廃止部署であることもあるため、最低でも文字列として②を持つ必要があります。 なお、No.4担当所属情報があり、上記の①又は③の何れかに当たるとは思われますが、項目説明が無いため、不明でした。</p>	<p>担当所属情報:所属組織に該当します。(指摘の①に該当) 指摘内容の②および③については追加しません。 理由) 保管文書を綴じ込んでいる文書ファイル側の情報で所属組織と管理組織を別々に管理しており、移管等は文書ファイル単位で行われることを想定しています。そのため、保管文書毎に所属組織と管理組織情報を管理する必要はないという考えです。また、組織の統廃合についても、所属情報に開始年月日と終了年月日を保有しているため、起案時点の組織を判別可能と考えます。</p>	回答のみ

協議事業者からの意見及び対応内容(22_文書管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
13		変更	P4 保管文書情報 ①起案/作成職員情報 X 15 任意 ②起案/作成職員名 N 40 必須 理由) 文書の鑑情報として、起案/作成職員名は必須と考えます。起案/作成時の職員情報があれば③を、職員も退職することがあるため、最低でも文字情報として④が必須と思われるため。	保管文書情報に以下の内容で追加します。 ①起案/作成職員情報 データ型:X 桁数:15桁 必須 ②起案/作成職員名 データ型:N 桁数:100桁 必須	仕様(案)修正 【追加】
14		追加	職員情報に公印管理区分(公印種別に対応するもの)が必要である。 理由 公印管理を管理部門、もしくは、特定の職員にて責任者を決めて実施している団体が多く、公印毎の管理者を保持する必要があるため。	今回は公印情報の移行は対象外のため、必要なという認識です。補足しますと、公印毎の管理者は、情報を持つとしても職員情報ではなく公印テーブル側と考えています。	回答のみ
15		追加	保管文書情報において、版管理を項目として必要がある理由 起案後差戻しが発生した際の起案履歴を残す必要があるため。	APPLIC標準仕様とデータ容量的な観点から不要と判断しています。また、意思決定過程の管理上も収受起案履歴と決裁情報を移行することで問題ないと考えています。	回答のみ
16		変更	電子文書ファイルのBase64形式でエンコーディングしたデータについて理由 バイナリデータはそのままバイナリで移行する形での移行という形で対応いただくこともご検討いただければ幸いです。エンコード・デコードの手間と、容量増の懸念があるため	XMLによる移行を想定している且つAPPLIC準拠の形式としてBase64形式でエンコーディングしたデータのみの扱いとしています。	回答のみ
17		追加	決裁ルート情報に代理承認の項目が必要である。 理由 実際の電子決裁の運用上では、決裁を急ぐ場合において、不在者を飛ばして処理をするケースがあるが、電子決裁上のその履歴を残しているシステムが多いと想定されるため。	役割コードに代理決裁者のコードを追加します。	仕様(案)修正 【追加】
18		変更	第4、第5分類の桁数は全角30文字程度にする必要がある。 理由 ファイリングのコンサルティングを受けている団体では、下位分類になるほど、具体的な名称をつけるケースが多く、その結果、タイトル文字数が多くなることが想定されるため	ご指摘に従い、保管ファイル分類ファイルにおける「分類名称」の桁数を修正しました。なお、当該項目の桁数については、別の協議事業者より同様のご指摘いただいておりますので、桁数は50桁とします。	仕様(案)修正 【修正】
19		変更	P1 保管ファイル分類 No.3~No.7の分類名称 桁数 N 20 を N50 理由) No.3~No.7の分類名称ですが、桁数が N 20 と少ないと思われます。 N 50 が望ましい。	ご指摘の通り、保管ファイル分類における「分類名称」の桁数を50桁に修正します。	仕様(案)修正 【修正】
20		変更	P3 保管ファイル分類 No.5 ファイルタイトル 桁数 N 100 を N200 理由) No.5 ファイルタイトルですが、桁数が N 100 と少ないと思われます。 N 200 が望ましい。	いただいたご指摘は保管ファイル情報に関するものと認識しました。ご指摘の通り、保管ファイル情報における「ファイルタイトル」の桁数を200桁に修正します。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(22_文書管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
21		追加	P3 保管ファイル分類 ①起算日 X 8 任意 ②保存期間満了時の措置 N 2 任意 ③管理者 N 100 必須 ④作成・取得者 N 100必須 理由) 「公文書等の管理に関する法律」の施行に伴い策定された、行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日 内閣総理大臣決定)には、上記の管理が必要と示されているため。	ご指摘のガイドラインに記載のある項目は、今回の仕様では、以下の項目にて対応しております。(ガイドラインに関しては、法的な強制力があるものではありませんので、今回の仕様では以下の仕様とさせていただきます。) ① 年度 ② 措置結果 ③ 管理所属情報 ④ 担当所属情報 ※③④については、どのレベルの情報(所属や役職)で管理を行うかの違いとなります。	回答のみ
22		追加	P4 保管文書情報 処理状態 N 10 必須 理由) 該当する文書の状態(一時保存、決裁中、保存済み、廃案等)が不明であるため。	該当する文書の状態は、決裁に関する情報であれば「決裁区分」及び「決裁日」等、各種日付と他の情報をあわせることで確認可能です。なお、保存に関する情報は、団体毎の運用に差があると想定されるため標準化対象としておりません。	回答のみ
23		追加	P4 保管文書情報 ①起算日 X 8 任意 ②保存期間 X 3 任意 ③廃棄年月日 X 8 任意 理由) 該当する文書の起算日、保存期間、廃棄年月日が不明であるため。 保管ファイル分類と異なるケースがあるため。	保管ファイル情報の以下項目で対応可能と考えます。 ① 作成年度 ② 保存期間 ③ 廃棄年月日 文書ファイルに合わせた管理を基本とする考えです。	回答のみ
24		追加	P5 文書本体別紙 No.6 電子文書ファイル B 1,000,000 はAPPLIC標準ではありますが、実運用のサイズとしては非常に小さいと思われる。 10MBを上限と想定すると、B 30,000,000 が望ましい。	ご指摘の通り、添付ファイル実体については、上限サイズをB 30,000,000に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
25		変更	データ項目一覧表の文書本体別紙(5ページ)について No6電子文書ファイル大きさが、BASE64で1,000,000では少ないと思われる。サイズ拡大をご検討ください。	ご指摘の通り、添付ファイル実体については、上限サイズをB 30,000,000に変更します。	仕様(案)修正 【修正】
26		削除	分類階層は4階層までが規定されているため、第5分類については不要と思います。	ご指摘の通り、「行政文書ファイルの管理ガイドライン」では、4階層が「基準」とされていますが、実際の運用では、第5階層で運用している団体もあるため、第5分類以上も対応可能なデータ構造としています。	仕様(案)修正 【修正】
27		削除	法令等でも定められていませんし、アウトプットがないため、情報資産の分類(機密性、完全性、可用性)については不要と思います。	APPLIC準拠の項目です。尚、任意項目の扱いです。	回答のみ
28		追加	・保管ファイル分類について 「A 総務 - B 一般」などのように、分類名称だけでなく、分類コードを保持し、名称とは別で管理しているケースは多いと考えます。このため、分類について、分類名称(1~5)だけでなく、分類コード(1~5)も必要ではないでしょうか。	保管ファイル分類について 「A 総務 - B 一般」などのように、分類名称だけでなく、分類コードを保持し、名称とは別で管理しているケースに対応できるように見直しました。	仕様(案)修正 【修正】

協議事業者からの意見及び対応内容(22_文書管理)

No.	意見の対象	意見の種類	意見	対応	対応区分
29		変更	<p>・箱情報の「保管-保存場所」について 桁数が10となっていますが、保存場所を次のような階層構造で保持しているケースもあると考えます。 本庁 └ 地下書庫1F └ A-0000 └ 地下書庫2F └ A-0000</p> <p>この場合、上位階層の文字列と連結した値を「保管-保存場所」としてセットする事になろうかと思しますので、少し余裕をみて50桁程度にしたほうが良いと考えます。</p>	<p>ご指摘の通り、箱情報の「保管-保存場所」について 保管-保存場所 データ型:N 桁数:50桁に変更します。</p>	仕様(案)修正 【修正】
30		追加	<p>・保管ファイル情報について 使用期間が過ぎたファイルについてオキカエ(引継)処理を行いますが、オキカエの処理日付を管理する項目がありません。引継済として移行を行う際も、いつ引継がれたのかの情報としてこの項目もあったほうが良いかと考えます。(任意項目でも良いかもしれません)</p>	<p>保管ファイル情報には、「担当所属情報」「管理所属情報」「保管-保存場所」の項目を保有しているため、引継処理の日付を管理する必要は業務上不要と考えます。</p>	回答のみ
31		変更	<p>・文書本体別紙、施工情報別紙、受付文書本体別紙について 別紙情報について、電子データの登録を必須とはせず、タイトル等の目録だけを管理しているケースも多いと考えます。その場合、ファイル実体とMIMEタイプは存在しませんので、これらの項目は任意のほうが汎用的かと考えます。</p>	<p>別紙のファイル実体が電子ファイルの場合のみ必須に変更します。</p>	仕様(案)修正 【修正】
32		変更	<p>・決裁ルート情報 ルート情報には決裁した時点での承認者の名前を表示すべきと考えており、名前を職員情報から取得する場合、異動履歴も考慮して表示しなくてはなりません。 仮に、十数年前の文書の決裁ルート情報を移行する場合、その当時まで遡った職員情報の移行や管理が必要になりますが、決裁ルート情報としては移行後に変更になる事は無いと考えられるため、所属・職位項目と同様に職員名称も全角文字列での移行としたほうが良いと考えます。</p>	<p>ご指摘の通り、決裁ルート情報に、「職員名 データ型:N 桁数:100桁 必須」を追加します。</p>	仕様(案)修正 【追加】
33		不明	<p>・所属情報について 組織権限フラグという必須項目がありますが、どのような用途でしょうか。</p>	<p>組織権限フラグ:文書主管課担当フラグを指します。</p>	回答のみ
34	コード一覧	削除	<p>法令等でも定められていませんし、アウトプットがないため、機密性については必須では無いと思います。</p>	<p>APPLIC準拠の項目です。尚、任意項目の扱いです。</p>	回答のみ
35		削除	<p>法令等でも定められていませんし、アウトプットがないため、完全性については必須では無いと思います。</p>	<p>APPLIC準拠の項目です。尚、任意項目の扱いです。</p>	回答のみ
36		削除	<p>法令等でも定められていませんし、アウトプットがないため、可用性については必須では無いと思います。</p>	<p>APPLIC準拠の項目です。尚、任意項目の扱いです。</p>	回答のみ